

では僅かに遊事されつつあつた。「守貞漫稿」に、錢獨樂の圖が所載され、市井に商らるる錢獨樂は大抵土作りで、獨樂の車輪に浪錢の形が捺され、しんち泥（眞鍮めつき）にて僅かに昔を偲ぶ錢獨樂が、兒女たちの生活圈内に遺存されつつあることが記るされてゐるのをみると、天保頃までは微弱ながら遊戯的生命を持續しつつあつたのであらう。

二 お花獨樂と八方獨樂 お花獨樂は元祿劇壇の寵兒澤村長十郎後ち助高屋高助と改名した俳優によつて創案せられたのであつた。延享の頃高助はふとした氣まぐれから、獨樂を六角に削らせ、お花幸助・お花徳兵衛等を各角面に描かせ、その中でお花の繪姿が極立つて絢爛な彩色で彩られてゐるところより、お花獨樂といはるるに至つたのであるといふ。しかし六角獨樂の形體はその後にも變化するところなく持續されたが、繪様は種種に變化するに至つた。

『好階川柳』俗に長作といへる豊後節の條に、

コレ聞きや、方方へ高札に、若い女と若い男の二人の缺落が尋ねもの、その男いまは半七といふげなが、もとは侍でア、苗字は何やら江戸ではやる髪のやうな名だつけが、オオソレヨソレヨ本田、本田の次郎よ、女の名はハアたるでなし、びいでなし、オオそれおはなはな

と、かくにぎやかに評判されつつあるのによると、當時お花獨樂は、起き上り小法師や又はビイビイの笛などを、各角面に描かるるに至つたのであらう。その後お花獨樂の名に藉りて各角面へ四季の草花などが描かるるに

至つた。

このお花獨樂に依つて新たに創案さるるに至つたのが盛んに遊戯に供された八方獨樂であつた。八方獨樂は名の如く八面八角に削り、これを漆塗りとなし、さらに各角面へ春・夏・秋・冬・花・鳥・風・月を一字づつ描き、別に同字を書いた八枚の札を各兒に持たして獨樂の周圍に立たしめるを門といつた。

獨樂の廻し手は、その八門の中の誰か一人がなり、獨樂を廻し、獨樂が舞ひ止んで鳥の字の角面と、びつたり向ひたものが勝ちとなり、賭錢の全部をとるのであつた。

但しお花獨樂も八方獨樂もいづれも銀造りの心棒が用ひられてゐたといふ。

三 博多獨樂 平安朝時代田樂雜伎として行はれた輪鼓の復活ともみるべき博多獨樂が元祿年間に錢獨樂と竝んで異常な人氣の焦點となつた。「諸藝大學記」に、「くるかくるかためぐること、九州の曲獨樂とても是ほどにはあらし」と形容された博多獨樂は、元祿四年の春まだきに、九州の博多よりはるばると京に志した初太郎なる美童が、京の四條河原の夕涼みに、祕藝曲獨樂のいくさを巧妙に演じて、折柄雲集せる群衆をあつと魂消さしたのに流行の端を發するに至つたのであつた。

元祿四年
印本『傾城色三味線』に、

頃日九州より獨樂廻しの少年のぼりて、この四條の小芝居にて、さまさまの曲のこまを廻はし、數萬の人をとつて、れきれきの芝居をすからせしが、なほさかりになりて、町町に此の風さかりとなり、名名家に持ち

かへりて、猫五つ六つ、或は十、二十買ひもとめてあるく者あり、一町二百づつとみつもりても、猫一つ十
二文づつにして、此のあたひ二貫五百文、およそ江戸中三千町、猫のかね高七千五百銀、色をなほしといや
はやおどろいた百五貫目あまり。

とまるによるも、如何に盛大なる人氣をちちうるに至つたかを想像しうる事と思ふ。その頃大阪の宮川町に於
いて子供屋を営んでゐた子供屋では、さつそく一人の美少年を京へ送つて、初太郎について獨樂藝を學ばしめる
に至つた。

『嬉遊笑覽』に、

宮川町の子供家の主不器用にて隙間の多い若衆に同じ慰ならば、こままはしこそおもしろけれど、親方ゆる
して黒塗の猫をかふてあてがひ、初太郎につきて習はしむ、下地螺まはしの手ききなれば、その格をもつて
早速上手になりて、初太郎も恥るほどなりしかば、諸方より招きてききの太夫子より格別その名高し。

といはるごとく初太郎まさりとなれるこの美少年が太夫格の色子をしいで、諸方よりの招きに應じ猫藝な
らぬ濡れ事までをひさぐのであつたから、その評判はまた格別であつた。

その後初太郎に學べる金之助といふ獨樂廻しが、一座をととのへて元祿十四年に江戸下りを思ひつき、堺町の
淨瑠璃座で秘藝曲獨樂の興行蓋を段どるに至つた。此の御目見榮興行は、何せ初太郎まさりの美童一座であつた
から、秘藝曲獨樂はついたりて、綺麗首揃ひにそそのかされやいのやいのを極める騒ぎだつた。

かうした結果當時の旗本奴と盛んに醜交が結ばるるに至つたので、屋敷方への出入を禁ぜらるるに至つた。

『享保集成絲綸錄』四十五に、

一頃日はやり候こま、堺町木挽町見物所にては各別、其外こま廻し候者之分、屋敷方に遣候儀は堅無用たる
べし、其外町中にてこままわし候儀令停止候條、尤商賣にも一切仕間敷候、若相背におゐては可爲曲事
者也。

とあれば、それ等獨樂藝をなす變童が盛んに旗本屋敷に出入して風俗を紊るに至つたのは否定しえぬ事實とい
へよう。茲に例示した『享保絲綸錄』には、變童名が記るされてゐないが、『元祿十四年日記』によれば猫廻し金
之助と知るされてゐるほか、『嬉遊笑覽』には、初太郎に學べるかけまなるべし、とあれば、堺町の淨瑠璃座で
獨藝を営んだ變童は金之助一座に異ひないのであつた。

しかしかうした制禁のお觸れ出の裏面に於ても、盛んに禁厭を犯すものが續出するに至り、新たに諺ごまなる
名稱を用ひて再び盛大に遊事するに至つたので再度の彈壓が下さるるに至つた。

『享保絲綸錄集成』

寶永三戌年十一月

一 こま之儀御停止之旨、先年相觸候處又々頃日諺ごまと名付、廻し候由、相聞不届候、こま廻し候儀は不
及申、商賣いたし候ものも急度可申付候之間、此旨町中可觸聞候以上。

しかしかかる禁厭にもかかはらず、その後も隱密に行はれたので、寶永七年寅年九月三度にわたる禁令事項が
發布されたのであつたが、尙ほ根絶しなかつたとみえて、享保十四年酉年十二月四度町觸れを以つて制禁せらる

るに至り辛うじて廢滅するに至つた。當時の獨樂藝として『大阪土産水漫遊』に傳へらるる番組は、肩車・窓の月・ねずみごま・刎ね釣瓶・風車・瀧落し・つたかづら・皿返し・煙管どめ・蟻通し・釣り狐・見返り柳以上十二番のほか六十餘番もあつたといふから、博多獨樂が如何に時流に沿つて人氣を高めるに至つたかが想像されるであらう。

四 貝獨樂 貝獨樂は『和爾雅』に陀螺ウゴマとある。かく漢土に於て陀螺と綴られてゐるのを見ると、これを獨樂として廻したのに相違なかつた。正徳三年刊『和漢三才圖會』に、按不_レ知_三何時_一田夫野子所_レ弄也、用_三海螺空殼_一、研_三平頭尖_一、摩_三圓尼尖_一、卷_三絲繩_一引舞_三之席盆中_一、二三螺以爲_三勝負_一、所_レ擊出_二者勝也。其先入者曰_三伊加_一、後入者曰_三乃字_一、如_三擊合_一同出謂_三之張_一、張則伊加爲_レ勝。とあるが如くその始原は詳かでないが、かなり上代より兒童の生活圏内にあつて遊事され來つたものであらう。これを貝獨樂と稱するに至つたのは遙か後代の事であつて、古くは海螺弄といはれてゐた。

天和二年 西鶴作『好色一代男』に、

よい年をして螺まはし、扇引、なんこ呼びて、自づと子供心になりて立ちさはぎ。

とある。従つて當時用ひられたものは悉く貝殼であつた。『和漢三才圖會』に、紀州熊野産大而厚、其大長三寸許、小兒取_三其殼_一打_三去頭尖_一令_三平均_一纏_三細芋繩_一舞_レ之爲_レ戲とあれば、當時紀州熊野浦の特産になるものが最も賞美されたのであらう。しかし『嬉遊笑覽』に、「越ヶ谷より日光のわたりにて、ちたむぼうといふ、其形

尖りたるところ些さかくびれて木口に穴をほらす」とあるが如く、海にめぐまれない山地では木材をもつて海螺の形に作つたものとみえる。舊幕時代越ヶ谷では盛んにジタンポーを作り、これを世人は日光作りと呼んでゐた。

この貝廻しは桶の上に莫産をかけ、眞_三中を凹め_一、その凹みの中へ、細紐で捲いた螺を兩人桶をはさみ差向ひとなつて、一・二・三で同時に廻しこむのであつて、これをつぐといふ。つぐは恐らく注入を言ひ訛まつたのであらう。かくして相手の螺を弾き出した者が勝ちとなり、勝つた者は相手の貝を獲るのであるが、もし相方同時に



貝が飛び出した時は、これをぶと稱してそのまま賭け、次の勝負に勝つたものが賭けた螺を獲るのである。貝は重いほどよいといはれ、穴へ朱肉をつめた獨り、蠟を融しこんだりして重い貝を作ることに苦心したといふ。元祿以降も決して廢滅せず、遊戯的生命を持續して天保年間に至り、北川守貞氏によつて貝獨樂と名附らるるに至つた。

『守貞漫稿』に、

ベイゴマの名未聞_レ之、余が推て名_レ之、俗に貝_レとのみ云ふなり。京阪の兒童、貝徳と號_レく、貝を廻し勝負をなすに、まづその戲は、砂糖或は素麵の空樽の蓋を除き、その上に莫産の類を帖み、蓋とし、凹となし、二童子各一貝を入れ廻すなり。

とあれば、元祿時代に西鶴に評判せられたる螺廻しは天保時代に至つて喜多川氏によつて初めて貝獨樂と稱せ

らるるに至つたのであつた。

貝獨樂の遊戯的生命は頗る永續性に富んでゐるものとみえて、現今も盛んに遊事に興せられてゐるが、幕政時代とは異つて方今の貝獨樂は鑄鐵製のもが用ひられつつある。

五 勝負獨樂 勝負獨樂ははるか後年の創案になるものであつた。安永二年江戸鱗形屋の刊行になる『江戸二色』に所載されてゐる三種の獨樂は何れも木製獨樂で、鐵輪獨樂は一個も見受けられなかつた。元祿以降各種の獨樂が出現して獨樂が新たに遊戯と玩具の仲間にあつて大勢力を占むるに至つたのは注目すべき現象であつた。この獨樂廻しの元祖は江戸ッ兒ととくに馴染の深い松井玄水であつた。元祿期に於ける博多獨樂の盛大なる流行の後をうけて、松井玄水はそれまで演じて來た枕返しの曲にみきりをつけ、獨樂に宗旨をかへるに至つたのであつた。

註。松井家由緒書によれば、祖父玄長は越中富山の國戸波の産にして、永正九年の夏、老母の大患をうれふるのあまり越中國立山の奥院に一七日の間參籠、斷食祈願をなして老母の平癒を祈つた。滿願の當夜、神の利生によつて起死回生の妙藥反魂丹の製作を神より示顯され、母の重患を救ひうる事が出來た。後二代道三が武田信玄より賣藥御免の御朱印狀を頂戴した頃は、富山袋町に移つたといはれる。

享保十八年
本『江戸鹿子』に、

長閑や獨樂の手づまのたち疲れ

かく曲獨樂の一曲が如實に描寫されてゐるのを見ると、松井玄水はこの時代以前より獨樂藝をもつて改めて賣り出したのであらう。當時彼が秘藝として誇つた刀の刃渡りや扇車のこきとは、その技まさに神に近いものがあつた。『江戸繁盛記』金龍山淺草寺の條に、有_レ機_レ偶_レ然_レ耶、有_レ幻_レ術_レ爲_レ耶、陀_レ螺_レ則_レ從_レ意_レ而_レ運_レ焉、松_レ井_レ源_レ水_レ者_レ媒_レ此_レ伎_レ以_レ賣_レ藥、反_レ覆_レ投_レ承、一_レ拈_レ手_レ中、即_レ活_レ即_レ死、側_レ裁_レ竹_レ竿、長_レ可_レ丈、竿_レ頭_レ冒_レ織、織_レ邊_レ周_レ以_レ紅_レ帛、中_レ挂_レ絲_レ垂_レ下、乃_レ運_レ一大_レ陀_レ螺、令_レ其_レ自_レ走_レ上_レ焉、上_レ窮_レ入_レ織、於_レ是_レ遣_レ一小_レ陀_レ螺_レ促_レ迎_レ之、而_レ大_レ小_レ並_レ相_レ逐_レ下、眞_レ如_レ有_レ口_レ告、有_レ耳_レ聽、有_レ手_レ授、有_レ足_レ走、然_レ則_レ人_レ之_レ有_レ耳_レ目_レ而_レ無_レ如、陀_レ螺_レ之_レ不_レ如_レ也、則_レ儒_レ之_レ有_レ知_レ而_レ無_レ其_レ行、陀_レ螺_レ之_レ不_レ如_レ云、猶_レ未_レ矣悲_レ夫。と難ぜしめたほどであるから、このこと世上の一般の評判となり彌が上にも人氣を高めるに至つた。いつかこの事將軍の聞るところとなり好奇のあまり、淺草寺參詣に藉口し、お忍びで松井源水の曲獨樂を御臺覽になつた。『守貞漫稿』に、「淺草寺境内に、松井玄水と云獨樂の妙手也、將軍淺草御成の日上覽ありし」とあれば證となしうるであらう、以來源水は御成先御用の符を拜領仰附られたといふから、餘程將軍家の御意に召したのであらう。

かうした關係に結びつけられて、江戸ッ兒の獨樂に對する憧憬は一層深くなり、嘉永年間には遂に金輪獨樂といふ勝負獨樂が作らるるに至つた。『守貞漫稿』に、「江戸親父橋西詰めの床見世にて金藏と云ふ者、獨樂を製し賣る、名工にて名高く、古くよりあるなり、江戸兒童廻_レ之相當て勝負を專とするは嘉永二、三年以來のことなり。」とあるが如く、金輪獨樂の出現を動悸として、つひに獨樂廻しに一新紀元を劃するに至つた。従來は曲獨樂のほか、獨樂は廻して觀るといふだけの興味であつたのが、鐵輪獨樂は相手の廻した獨樂を規つて自分の獨樂を叩き

つける如く廻しつけ、相手の獨樂を弾き飛ばすのが目的とされるに至つた。これを俗に兒童はかつぼるといつてみた。かうして弾き飛ばしそくぬると、廻し紐をもつて互に獨樂をぶつけ合ひ、回轉が弱ると兩手に紐の先きを持つて、回轉のよわつた獨樂の心棒へかけて巧みに操りつつ回轉の勢をつよめ、勢づくを待つて又ぶつけ合ひ、とど消されたものの負けとなるのであつて、あだかも嘉永以降江戸年中行事の如く毎年秋季になると盛大に行はれたのであつたが、明治三十五・六年頃にはつひに廢滅してしまつた。



獨樂

つける如く廻しつけ、相手の獨樂を弾き飛ばすのが目的とされるに至つた。これを俗に兒童はかつぼるといつてゐた。かうして弾き飛ばしそくねると、廻し紐をもつて互に獨樂をぶつけ合ひ、回轉が弱ると兩手に紐の先きを持つて、回轉のよわつた獨樂の心棒へかけて巧みに操りつつ回轉の勢をつよめ、勢づくを待つて又ぶつけ合ひ、とど消されたものの負けとなるのであつて、あだかも嘉永以降江戸年中行事の如く毎年秋季になると盛大に行はれたのであつたが、明治三十五・六年頃にはつひに廢滅してしまつた。



時
童
遊

第十二章 綱 引

綱引は力の餘剰になる遊戯で、その種類には曰く相撲・首つき・枕引き・腕押し・膝挟み・拳打ち・指角力・シッペイ等の多種に渉り、力以外の技術も亦競技に對して必要とされる。しかしてこれが個人的たると大衆的たるとによつて、その勝負を決定する競技精神にも自から相違あることはいなみえない。

假令ば綱引の如く大衆相別れてする遊戯に於てはたとへ一方が他方より小數であつても、一致團結の力を持つてすれば往々多數を厭して勝利をうる場合もあり、一方が他方より大勢でも一致協力の精神に缺けてゐれば負をとる事もある。これに反し個人的なる場合、角力・脛推し・腕押し等の如きは、持力以外の練技いはゆるこつを飲み込んでゐないと往々敗因の禍根となるから、競技者は十分競技精神を會得して後行はなければならぬ。

綱引は拔河ともいはるる。印地の如く大河を挾んでなすところよりかく呼稱せられたのであつた。

『名物六帖』人事五、變の條に、

拔河、唐封演聞見錄、拔河謂之索釣、襄漢風俗、常以正月望日、爲之、相傳、楚將伐吳、以爲教戰、古用三
蔑纜、今民則以太麻組長四五丈、兩頭繫小索數百條、挂於前分三朋、兩勾齊挽當大組之中、立大旗、爲
界、震鼓叫口、便相牽引、以却者爲輸名曰拔河、景龍文館記、清明中宗幸梨園、命侍臣爲拔河之戲、外

菴集、歸州之俗、以麻組巨竹分朋而挽、謂拔河、畫譜有展子虔鬼拔河圖。

とあれば、襄漢時代以降支那には拔河なる競技がいとなまれてゐたのであつた。この名稱は河をはさんでなすところより、名づけらるるに至つたのであつた。後世日本に於ける綱引は襄漢時代の風俗に摸倣せるものなのであらう。

日本における最古の記録は江州大津三井寺門前に於ける綱引で、これは延寶以前、毎年正月十三日より十四日にかけて恒例のごとく行事され、江州大洲方と三井寺門前方のものが、少年といはず老人といはず衆をすぐり、東寺の前に雲集し、雙方太鼓を撃つて互に勢援し、死力を盡していどみあふのだつた。勝つた方はその年の福運を引きあつるといふ迷信の爲めいとなまるるに至つたのであるが、その奇觀はまさに天下の珍景であつた。

『後撰夷曲集』に、

東寺にて綱を引とる人はただ

鬼より強き力なりけり 一 見

親月とて町町にする綱引は

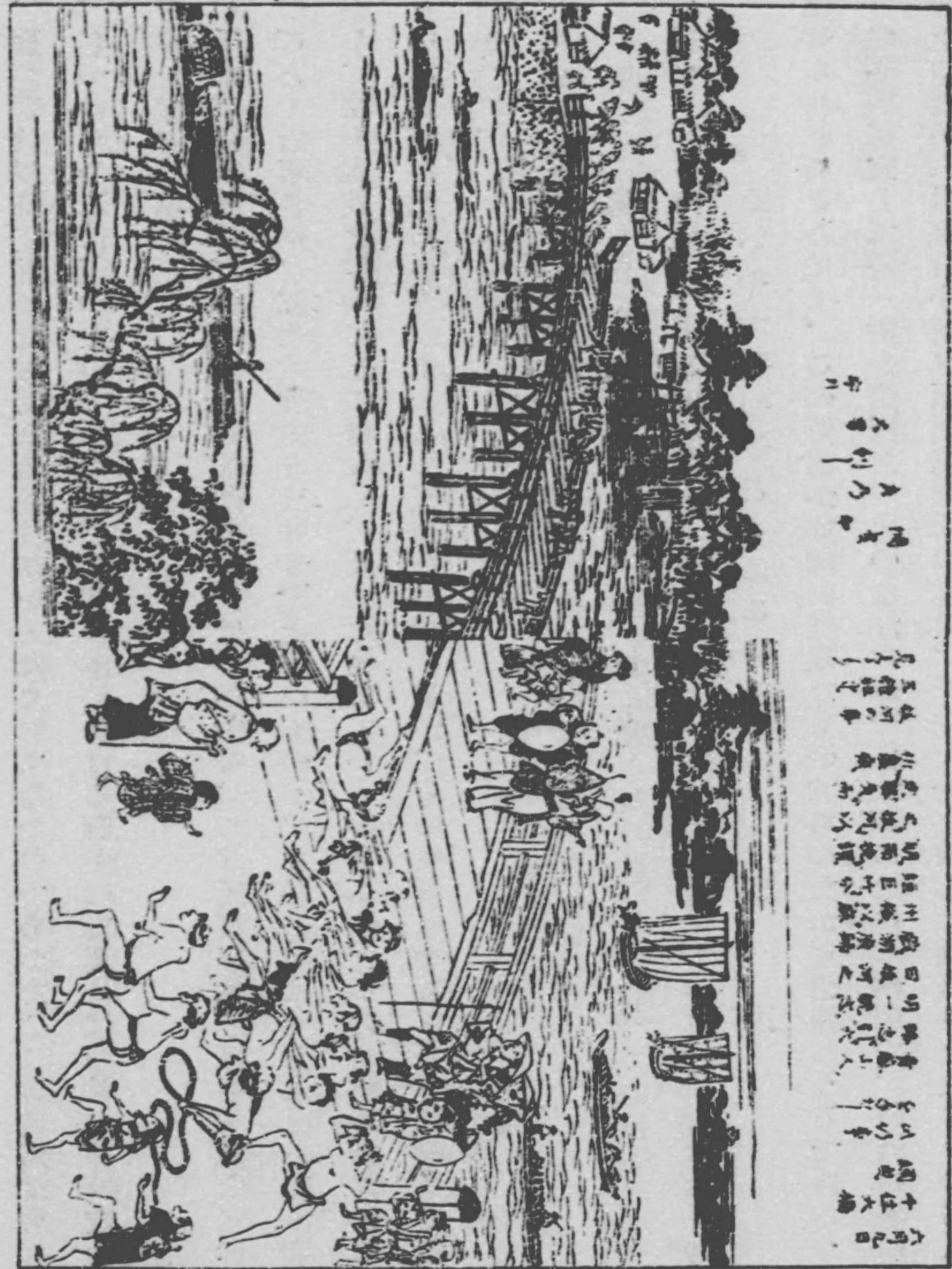
ゑいや大勢の子どもあるゆゑ 良 因

かく俳諧化せられあるをみても、この荒戯が如何に盛觀なものであつたかを想像しうるであらう。

その頃東寺の綱引に對して好一對の盛觀だつたのは江戸の千住大橋に於ける綱引で、拔河の名に背かぬ異觀だつた。例年歳下の爲め六月九日小柄ツ原天王祭禮の當日、千住大橋を挾んで南寄りと北よりの町人によつて盛

大なる綱引が行事される恆例となつてゐた。天保九年六月九日、例によつて南北の町人衆が衆を盡して兩側に集まり太麻の大綱を橋上に渡し、死力を盡して拔河の争ひに熱するのあまりつひに大喧嘩となり、互ひに殺傷者を生じるに至つた爲め、兩村の年寄りあづかりとなつて、千住名物の綱引も惜しやその年限り中絶するに至つた。

後世衆團的遊戯として演遊會の折などに、紅・白段段羅の緋り合せた太い布紐をもつて綱引競技が營まれるに至つた。



江戸名所圖繪』所載 千住の綱引

第十三章 穴 一

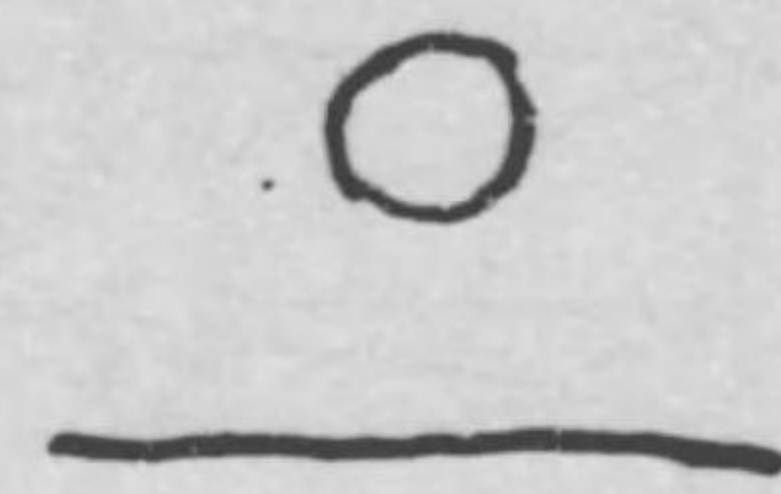
穴一の語原は詳かでないが恐らく穴打ちの轉訛であらうといはれる。穴一を行ふには地上に穴を掘り穴の前に一線を劃し、三・四尺離れて一線を引き、ここより穴の中に錢若は穴一駒を投げ、投げ込んだものを勝ちとし、穴より出たるものを負けとする遊戯で、その發祥は詳かでないが、元隣の『寶倉』花見の條に、「幕のこかげには雙六のどうどうとふりならし、ぢやうさいとこのみ、穴一のあなかしましき聲たててわれ一とののしり。」とあれば江戸においても可成り古くより遊事されてゐたのであらう、古るい兒女の手鞠唄に「皆さん子供衆は樂あそび穴一こまどり羽根を突く」と唄はれつつあつたのを見ると、恐らく正月の遊戯だつたに相違なかつた。

『長崎歳時記』正月二日の條に、

此日は市中家竝に曉起し、店先に簾をたれ家内賑ふ、男女小兒の戯れに破魔弓、雙六、猫貝、手まり、はこ板、紙打等なり、下賤の輩は穴一、スホ引、ヨセ、ケシ、カンキリ、カラバ筋打などをなして樂む。

とある外、日州にて穴一をへきといふと『物類稱呼』にみえてゐるから江戸のみに行はれたのではなかつた。『久良喜隨筆』に「穴一外へ流れ出るを左遷と云、流さるる心なり。」とあるが、江戸ではこれをぶと稱し、筋の手前などになつた錢をそのまま賭け、次の勝負にて勝つたものがこれを取ることになつてゐた。

この穴一によつて創案された博戯の種類は穴一を初めとして、よせ・けし・かんきり・すぢ打ち・あなぼん・穴度等であつた。

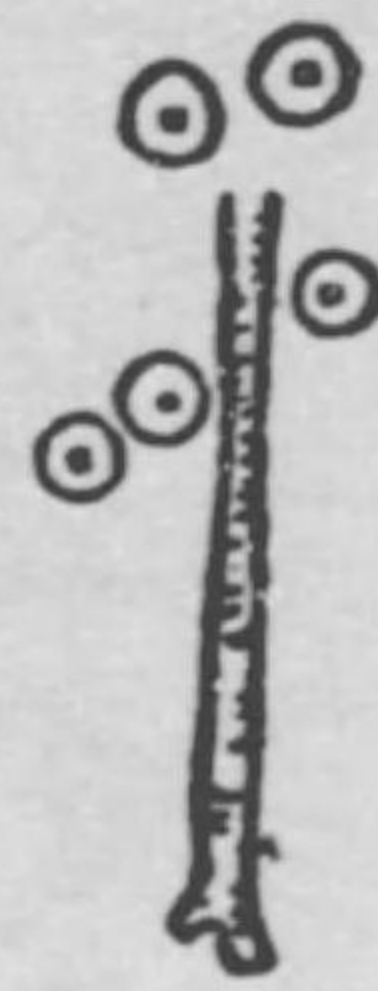


一 穴 一

穴一は穴の前に線を引き、子供の身丈けほど離れて、ここにも一線を劃し、その線のところより投錢し、穴にはひつたものを勝ちとするのであつて、もし線より手前に投錢したり、投錢が穴の中にはひつたりすると、その投錢は左遷と稱して、そのまま賭け、次の勝負にて勝つたものが、賭錢も併せてとるのである。

二 よ せ

よせは圖の如く木を地上に立てて二間乃至三間位はなれ、文字錢を投じ、木の枝にもつとも側近して、錢を投じたものが勝ちとなり、他の錢を全部とるのである。



三 け し

けしは地上に圖の如き渦巻形の圖を畫き、二三間離れて文字錢を投じるのであつて、もつとも渦巻の中心に、投錢の近寄つたものをもつて勝ちとするのである。



四 かんきり

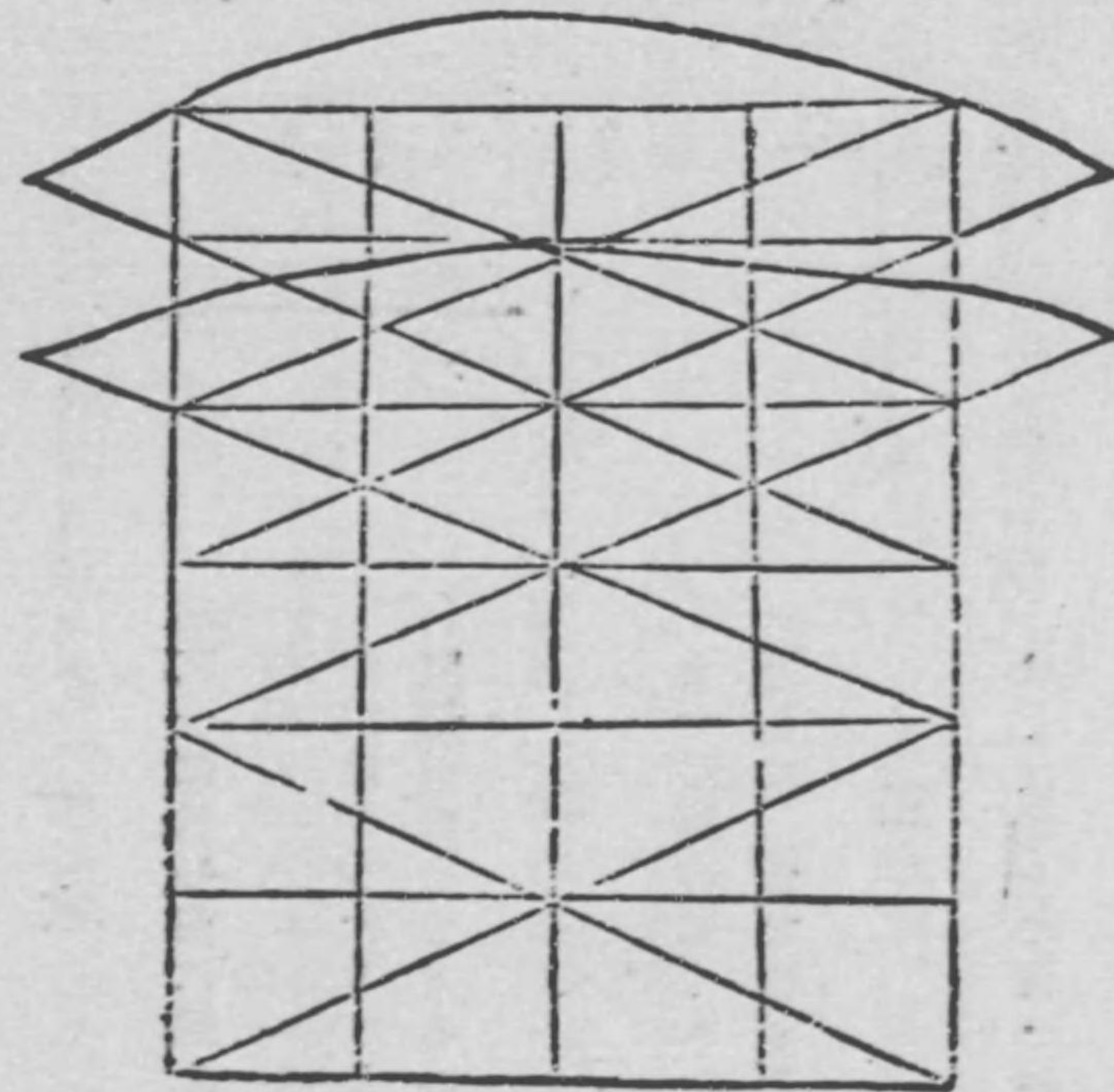
かんきりは、穴一の如く穴の前に一線を劃し二・三間離れて文字を投じ、投錢が巧みに横線の上にかかるをもつて勝ちとするのである。



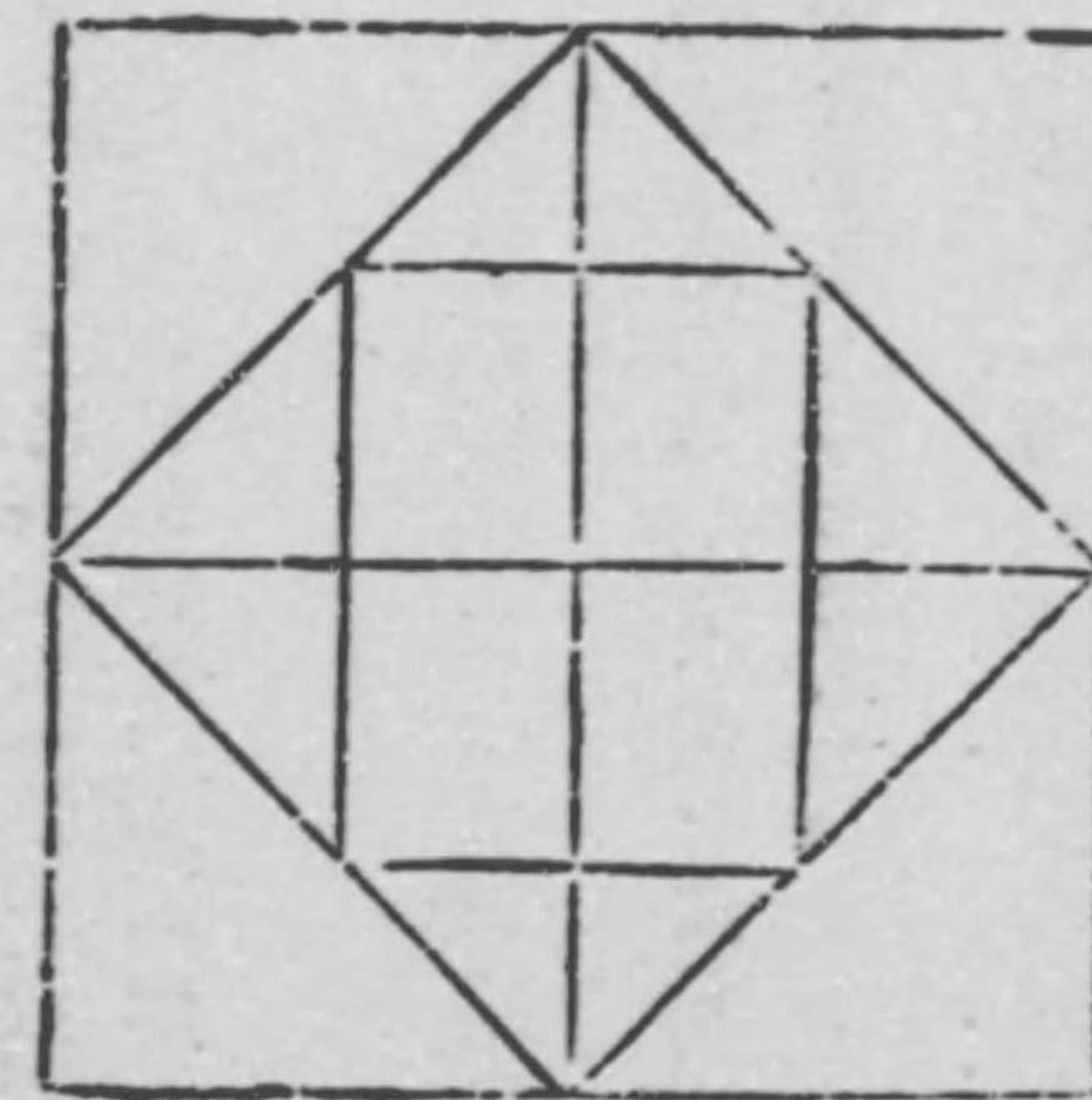
五筋打ち

筋打ちは、これを廣馬場又は出鳥と稱し、投銭が巧く筋にからぬやうに投げ入れた者の勝ちとなる(最初日はりの時、名名順順に投銭して中の八線へあたるところに投げあてた者が親となる。)

六六度



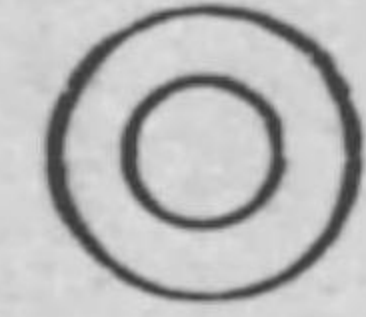
關西にて行はれたる六度、地上にこの圖を描き、圖より四・五尺離れて更に一線を劃し、その線の所より投線する。



江戸にて行はれたる六度、この圖の前四五尺はなれて線を劃し、その線のところより投銭する。中央の十線に文字線の中せらるるものを以て勝ちとする。

以上の外にからばといふ穴一と同種の博戯があつた。一名穴ぼんともいはれ、次圖のごとく圓形の圖を描きその圖の中に圓い穴を掘り、あはひ四・五尺を距てて劃線を引き、そこより穴一駒を投じ、巧みに投入した者の勝

ちとなり、投げ外した場合
つれば勝ちとなるのであ



はそれをそのまま賭けとなし、次の番の者がその賭銭に自分の投銭を投げあ
る。この博戯より生れた「ばつさう」といふ語は、投銭のいひであつておそ
らく蠻傳の●●ばつさうといふ蠻言より生じるに
至つたのであらう。

ろくど
あるあしち
辻家引
乃申政六
まねく切り此法書員

活圈内に依然たる勢力が持續されてゐた。

しかし『長崎歳事記』に、「カラバ筋打などして
樂むものあれど右は博戯に似たるとて、親親堅く
これを禁するもあり」と難じあるがごとく、博戯
の一種に相違なかつたので、上掲の如く文化三年
法度書をもつて、かかる博戯は堅く制禁せらるる
に至つた。後年木樓打・面打・紋打・ゼゼ貝打と
なつて投銭と代はるに至つたが、博戯の性質はつ
ひに失はるるに至らず、明治年間までは兒童の生

第十四章 福引 (ふくいり)

福引はいつ頃より行はれたか詳かでないが、『續日本紀』に、大寶二年正月辛丑、天皇御大安殿、宴五位已上、晚頭移幸皇后宮、云々因令採短籍、書以仁義禮智信五字、隨其字而賜物得仁者繩也、義義絲也、智者布也、信段常布也。とあるが如く正月に圖を引き物を引當てるとは上代より行はれつつあつたものとみえる。また釋義堂の『日工集』に、至徳三年丙寅二月三日、奉府君官伴、二條攝取殿日野兄弟云々、倭漢聯句一百句、余姑去座、不知何人所白、府君聞余帶經年段々結總、欲五互相交易、所謂帶引者也、余辭焉、君欲必相換、蓋欲府君與余帶引換也、座中皆知會、然余獨不知、剪紙繫各帶、兩々曳出、先性海與日野相當餘皆兩人相引、末上探紙、果君與余相合、君先出御帶一畢、欲出余帶、余固辭者再三、大清在余在偏、以手曳出余帶、及是君賜御帶於余、而後乞余帶、余亦辭焉、清後奪余帶、直傳君手、君擊余帶、普示座中、大笑一場、遂辱服有余帶。とある。茲には帶引とあるが後世の福引といたく相似せるによれば、福引はかかる遊事例いよりやがて案出せらるるに至つたのであらう。しかし『壺裏抄』には、「往昔豊球郡の廣野ある所に大分郡に住む人、其野に家造り田造て住みけり、家とみ楽しみ暮しけり、酒のみ遊びけるに、とりあへず、弓を射けるに、的なかりけるにや、餅を括りて的にし射けるに、その餅白き鳥となりて飛去りにけり、それより次第に衰へ

て迷ひ失にけり、跡は空しき野となりけるを、天平中速見郡に住ける馴通といふ人、さしもよく調たりし所のあせにけるを惜しみてまた此地にわたりて田作りたりける程に、その苗みな失はれければ驚き恐れて、また作らず捨て去りけり云云。餅は福の源なれば、福神の去りける故に衰へにけるにこそ、もちは福の體なれば、年始にさいして二人むかひあひ、餅をひきわるは副引といひ習はせるは、故なきにあらず」とあるが、思ふにこは『豊後風土記』より出でたもので信となすにたりないと思ふ。

ぜひはとにかく、後世の福引は續紀等の手法に基いて創案さるるに至つたのであらう。福引きは正月の節物として幕政時代には缺くあたはざる存在であつた。この戯れで摺籠木や大根などにあつたものが、それを擔いで福引の餘興に踊つたりするのも春なればこそその景物であつた。福引の前身は賣引といひ、數本の綱の中一本の綱のもとに錢をつけて引かしめ、引あてたものが、それをとるのであつて、明曆・延寶の頃もつとも盛大に行はれた。

明曆二年刊『俳諧世話燒草』に、

只ほうびきにかつはしるしも

おさあいやいと遊びつつ笑ふらん

延寶八年刊『洛陽集』に、

引きし松しめつる野べのどうふぐり

いざ子供駒引錢につなゆりかけ

(友 靜)

(一 得)

『五元集』賣引讚

保昌かちから引なり胴ふくり

友静・一得・其角等によつて寶引がかく俳諧化せられたるほか、寶曆年間の畫雙六に寶引とあつて、橙子が畫いてあるのをみると、昔より胴ふくりを用ひたものとみえる。また射覆と稱し屏風のうちから、綱を多く打ちかけた畫もあつた。方今も種類の物を綱先につけてひかせたり、また賣り出しの餘興などに紙繰りの中に品名を記して品物をあてしめるのを福引と稱してゐる。

これ等はいづれも勝負に興味づけられるのであるから、博戯の一種に相違ない。餘事は措いて、その後江戸で全盛を語られた寶引は一名をさごさいともいつた。さごさいの筒取りは垢ぬけのした小股のきり上つた女たちで、いふところの鐵火口調で「サアごさいごさい」と子供や若い衆を呼び蒐めて、引きあてた者に飴をやるのであつた。此の圖には機關があつて、當り玉のついてゐる圖は容易に引き當らない仕組になつてゐた。最初は子供たちをめどとしたのであつたが、後には辻辻で錢を賭けて勝負するやうに博戯化して來たので、つひに町觸れをもつて制禁せられるに至つた。『幕令抜抄』

正徳元年卯十二月晦日、町觸れに、前々度々相觸候通町方にてとみつき又は大黒つき或は俳諧前句附三笠附杯と名付、博奕ケ間敷儀堅致間敷候

かくて江戸八百八町に示達せられたにもかかはらず、その後間もなく、前にもまして素晴らしい勢で復活し、江戸の街巷でさごさいごさいと呼んで人を寄せ蒐め、いかさま圖をひかせて博戯を盛んに張行してゐた。いふところのさごさいはさアごさいをいひ訛つたのであるといふ。

第十五章 俳諧賭博

冠附||三笠附||紋附

和歌の領域より脱して新たに連歌が醸し出さるるに至り、さらに連歌の後に擡頭せる俳諧の連句との抱合によつて、新しい傾向をなしたのは俳諧であつた。連歌や連句が上層階級の獨専のもてあそびだつたに反して、俳諧はその本来の面目たる自由奔放、頗る庶民的なところより、世上に迎合をうけて一般的となるに至つた。

しかしその形式はあくまで五七・五七七・五七七七と重ねてゆく連歌の形式を真似るものであつた。この俳諧は群雄割據時代に於て山崎宗鑑と荒木田守武によつて創案さるるに至つたのはいふまでもない。俳諧はかくして松永貞徳の出現によつて完全に連歌の圏内より脱し、新たに五七七と新形式を定めるに至り、つひに一世を風靡するに至つた。然るに此の貞徳の古調に對して、新たに擡頭勃興するに至つたのが、いはゆる談林風なるものであつた。談林派の巨頭は西山宗因にあるはいふまでもない。彼はあらゆる拘束から脱して、自由奔放に事物を詩化する風を尊んだので、その風を慕つて彼の門にあつまるものはきびすを接する有様で、まさに一世を風靡せる感があつた。後年時代に超越した俳聖芭蕉(桃青)が談林風より出でて新たに新風を唱導して以來、俳諧はこの正風の全く風靡するところとなり、嵐雪・去來・松風・越人・北枝・野坡・支考・許六・僧大辛等、いはゆる

蕉門十哲の出現をみるに至つたのであるから、いかに桃青一派の正風が一世を風靡するに至つたかが想像に難くないと思ふ。

しかし一般世人が俳諧を口吟むに至つて、やうやく不純なる道程を辿り、世人の射幸心を利用して純真なる文學の精神を誤るに至り、つひに元祿年間には堂堂博戯化するに至つた。宛も連歌師によつて連歌が博戯化せられたる如く、俳諧も亦一部俳諧師によつて博戯化するに至つたのであつた。

いはゆる俳諧の博戯化せる三笠附とはいかなるものかといふに、鳥の子へ、二十一句の冠附二通をしるし、一通は點者が採點して封じ、他の一通は封をなさずにおく、群衆はこの封じてない方の句中己の句と思ふ三句一組を錢某かて買ひ、皆の買ひ揃ふを待つて別封の句を開くのである。といつても、これだけの解説では三笠附の博戯的手法を詳悉しえないと思ふので『一話一言』によつて點者の採點法を次に示さう。

はるなれや

太くゆづり葉門のまつ

喜方にむかひとるつまみ

名も位も上るぞうになり

一夜で心もゆるやかな

まひつけて來る福太夫

まづいり初むるゆみはじめ

儀式でいはふ三日の月

義太夫ぶしは野も山も

はつ山見まふやまやくしや

わたらぬさきになづながゆ

とろりとろとなゑしろしゆ

さもあげなる空の色

駕はるのまたしとろ

○秀句どことなく整うて、初音のたのしみならん。

みなよひ衆のまねをして

ここやかしこの節かよひ

○秀句自身米袋を負ひて引も有べしとをかし。

醫者はやくしのかがみわり

○やくしのかがみと念入る所をかし。

喰ひそめ武士はいやひ初

人の子祝ふはな嫁子

鬼木にかけるけづりかけ

家家のぞく座頭てせ
位のついたやぶの梅

如 卯

一葉軒在色園

とあるごとく、二十一句の中三句のあたりがあるわけである。この三句にあつたものは、金一兩の所得となつたので、諸人は晝夜となく欲に憧憧れ、甚しきは渡世をさへ忘るるに至つた。

のちには江戸のみでなく點者はこれを諸國にひさいで大いに利益をえたといふ。この冠附によつてすつかり有卦に入つた點者たちは、その後冠附になぞらへさらに三笠附なる博戯を案出するに至つた。

『博戯仕方風聞書』に、

是は本圖をまきと唱、紙え一より二十一迄の文字を一二三四五六七と七文字を横に並べ、一側書、其下え八より十四迄七字一側に書、其下え十五より二十一迄一側に書き、二十一文字を七字づつ三段に書付置候内を上之段にて一字、中ノ段にて一字、下之段にて一字、三文字元朱印を押、右三字を一といはし、本圖に定め右卷を封じ會元に差置候事、譬ば上之段にて三之字、中之段にて九之字、下之段にて十九と朱印有之候得ば三、九、十九此三字を一つと定め本圖にいたし候

但し一より二十一までの文字をまきにはいろはに書直し、いを一、ろを二、はを三と二十一までの文字を、いろはに書置候、次は人に見せ候ても早く分り兼候様に致置候由、

一	い	八	ち	十五	よ
二	ろ	九	り	十六	た
三	は	十	ぬ	十七	れ
四	に	十一	る	十八	そ
五	ほ	十二	を	十九	つ
六	へ	十三	わ	二十	ね
七	と	十四	か	二十一	な

附方。
是は本圖四五一の句出可申と存候者は四五一と附、外之句出可申と存候者は一を附、其外にも出可申と存候文字有之候へば四字も五字も附申候。四字を四ぐる、五字を五ぐると唱へ、其餘は右に准じ申候、二十一の内を文字を替へ組合附候得ば、一句ツツ千三百三十句に相成候由ニ御座候本圖之事はかんどふと唱へ、一ツ附錢一文ニ付六百文ツツ遣申候割合に御座候

二勝と申は一句三字の内え二字當り候を二勝と唱候事。

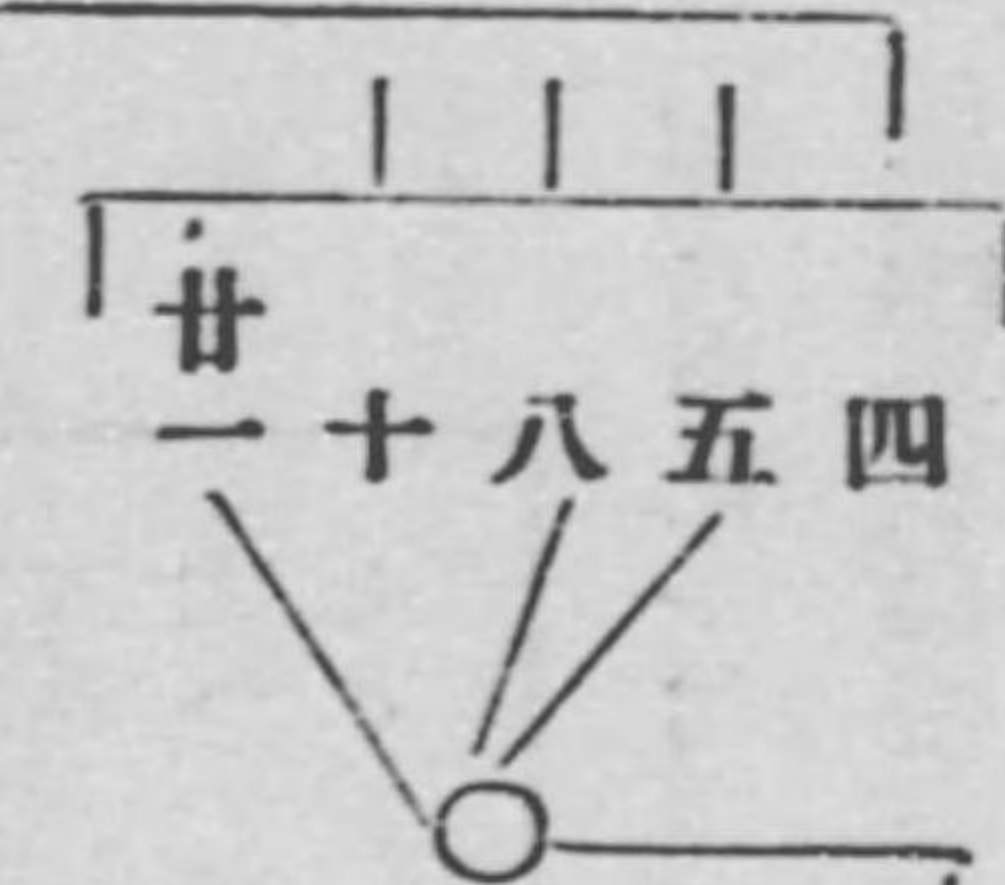
二勝錢取引は假令ば八、四、五、十、九と五字組合候内え四之字、八之字右之二字當り候得ば不當り残り三字え一字に付七文字、三字分二十一文遣し候由、六ぐるにては残字四字分錢二十八文取、二十一ぐるまで右字數に准じ二勝取錢多く相成候。

四 如レ此三字組合一句をつまみと唱、附錢一文に御座候、かんどふに當り候得ば二十一申候割合、二勝十二に候得ば錢七文取申候

八 四 如レ此四字組合候を四ぐると唱候

十二 附錢四文、かんどふに當り候得ば六百十二文取申候、二勝に候得ば、錢十四文取申候

四 五 八 十三 廿一
如レ此組合を五ぐると唱候
附錢十文かんどふに當り候得ば六百文取申候、二勝に候ば錢二十一文取申候



如レ此印附候は一つ附、二つ附と申印にて一二十文づつにて五つ附候得ば五十文にてかんどふに當り候得ば一つ六百文の割合にて五つ分三貫文取申候

右圖之通下る棒付候譯は五ぐるの上之棒にても、かんどふに當り取候皆錢高は同様にて下之棒にては錢一つ、

一文、五ぐる之棒にては一つ十文づつに候間、圖之通附候由、五ツ文字の内にも出可レ申と存候一句は右の通筋を引申候

右之通にて五ぐる六ぐる七ぐると組合はせ字數多く相成候程附錢多く相成申候とある。これを町町へ持廻るを句拾ひと稱して、附札・掛錢などを取蒐めてこれをひらき、本圖にあつたものに配當をあたへるのであつた。

冠附より純賭博の三笠附となつていまだ低止するところがなかつたものとみえ、この三笠附の後に絞つきと稱する三笠附類似の博戯が現出するに至つた。こは純文學の冒瀆のみでなく、一般世人に害毒を及ぼすこと甚大であつたので、享保八年六月つひに幕令をもつて制禁するに至つた。

「享保通鑑」に、

六月

- 一 七日左之通被_レ仰出_レ之。
- 一 三笠附惣じて博突いたし候者、只今迄村々に有_レ之候而も、事六ツヶ敷候哉、終に三笠附博突致候者之儀不_レ申出_レ候、依_レ之自今其村々名主可_レ致_レ吟味_レ候、相名主有_レ之村之者、一同に申合無_レ油斷_レ遂_レ吟味_レ三笠附致候者候はば、其者分限に應じ過料錢申付取上可_レ申候、但三笠附之點者、金元宿頭取之者は、別而過料錢重く可_レ申付_レ候、員數之儀者名主致_レ勘辨_レ不_レ及_レ伺申付可_レ取上_レ事。
- 一 博突宿頭取並博突打候者過料、右に准じ可_レ申付_レ候、是又員數之儀者名主勘辨いたし不_レ及_レ何可_レ取上_レ事。

- 一 三笠附並博突いたし候もの、當人過料錢出候儀難成者、地借者地主、召仕は主人爲出可申事、惣而右類之者名主吟味仕候事を難澁候敷、又者過料差出候儀相滞事有之者、御料は御代官、私領者地頭え可訴之候、是又過料差上候節不_レ及_レ届候事。
 - 一 右過料錢取上候儀、年寄組頭立合、帳面に記し置、惣百姓村入用可致、其拂方之儀者何入用に拂候段、惣百姓え申付候上、判形可取置事。
 - 一 三笠附並博突仕候者、度々過料指出之上、猶相止ざるもの捕置、早速可訴出事。
- 右之通今度相定候間、此旨名主共急度可相達候此上役人見廻り可申候間、見のがし聞のがしに仕候に於いては、名主組頭可爲_レ曲事_二者也。

卯六月

とある如く江戸はいふまでもなく、近郷近在にまで示達されたのであつた。しかしその後も微かながらに命脈を保つてはるか後年に至つて止んだ。

俳諧三笠附のあとをうけて、鎌倉時代に行はれた文字鎖に眞似た尻取・後附といふものが行はれた。これは文字鎖のその如く上品なものではなく、寧ろ雑俳の類ではあつたが、駄洒落めいたところが時流にそつて、人氣の焦點となつたのは事實だつた。しかし世人は句と錢とを寄せ點者はこれを撰して勝句に金を與へるといふ賭博行爲は三笠附・冠附・紋附等と些かも異ならなかつた。江戸に行はれたる尻取・後附の例を示すと、

雑俳
六じやの口を脱れたる

歌
たるは道連れ世はなさけ



情佐々木の四郎高綱で

稻荷の鳥居に猿のしり

下の關までおおせおおせ

長吉長吉あははにつむりてんつむりてん

みこが戻るか住吉参り

すめの判官盛久は

たかろは船頭の松右衛門

するがに淺間富士の山(下略)

等で、これが江戸のみの流行ではなく阪地でも亦盛んに行はれた。尤も所かはれば品かはるのたとへにもれず、阪地ではこれを粘頭・積尾といつた。

近江石山秋の月

月に村雲花に風

風の便よりを田舎から

唐をかくせし淡路島

島の財布に四、五十兩

十郎、五郎は曾我の事下略

以上のほか、安永頃上梓された『跡附書』には、忠臣藏山科閑居の件のみを書きつけたものもあつた。さて山科の住所 所おなじき女どし

網御筆でかく繩十文字下略

のしりのしりと上下で

お關が弟は長吉で

参り下向の足休め

久松そこにか冷めたかろ

ゑもんつくるひ正座する

どしをさしたる大星が

星がるところは山山の

山どはづせば直ぐに居間

今はの本藏眼を開き

ひらきみればこはいかに

いかにも底意は奥庭の

庭に雪つむ奥座敷

座敷の案内なま一一に

いちいち立聞く奥と口

と口の中で跡を開け

明けていはれぬ謎言葉

詞の鹽茶波むお石

石を向ひに片男波

お浪はすぐれて器量人

りよふ人厳しき師直が

師直どうれと下女の淋

りんきすなと仰つしやつた

しやつた切つたといひはなし

はなしはめでたきその中に

中に泣く母泣く娘

娘は父の御ほん藏

本藏くるしき打ち忘れ

忘れぬ忠義の武士と武士

武士ある女の不義同前

せん石異ふを合點で

がてんで力彌が手にかかる

かかる親子の縁深き

深き契りの新枕

以上は極く僅少なる舉例として掲げたに過ぎないが、その時時に流行した尻取・後附の板行が實に穆多に存するのを思へば、如何に時流にそつて流行したかを想像しうると思ふ。

第十六章 拳

その一 長崎本拳 拳はケンといふ。その種類は蟲拳・庄屋拳（藤八拳）・虎拳・片拳・太平拳・匕玉拳・盲人拳・源平拳・本拳（崎陽拳・一名長崎拳）・交拳・石拳・柳拳等であつて、拳は唐山にて柶拳といひ、漢土にて柶陣といひまた打拳とも手勢令ともいはれた。

拳を打つには大抵兩人相對して互に手指をもつて輪贏を決するのであつて、その遊戯の發祥はもと周の時代に創案され、當時代以後漸時盛大となり、晉の時代に至つて竹林の七賢人が酒間の興をそゆる爲めに拳戯を闘はしたのには有名な事實であつた。この遊戯の性質は禮法もつとも峻嚴なるがゆゑに士君子の風格あるものとして尊敬されてゐた。

この遊戯が日本に傳來したのはおそらく奈良朝以後の事であらう。多分當時の遣唐生乃至は周僧の日本に渡來せる折などにもたらされたものであらうと思ふ。しかし傳來後この遊戯は一向評判とならず、辛うじてはるか後代の徳川家時代にはひつて延寶・元祿の頃に遊事の端を發し、享保・寶曆・安永・延享・明和・文化・文政・天保・慶應を経て明治年間をその極盛期とし、以來大正・昭和の今日に至るも拳戯は廢滅をみず、前代の活潑なる流行に比して頗る墮勢的ながら繼續され遊事されつつある。

拳がもつとも盛大に遊事されるに至つたのは享保年間に於ける長崎本拳（崎陽拳）の濫觴以後であらう。當時の粹人は酒間の興をそゆる爲めに青樓において遊女あひてに盛んに拳戯を闘はしたので、全盛を誇る太夫の中にあつても、拳戯に堪能なものは非常に多くあつた。

『近世奇跡考』に、

享保中酒を好む者、拳相撲といふことをして、もつばらはやりけるが、玉菊その事を上手にせしよし、新吉原小田原屋某玉菊が手におほひし拳まはしといふものを今にをさむ、甲がけといふものの如く、黒天鷲絨にてつくり、金糸にて紋をぬひたり、是かの拳相撲に用ひたる手覆なりとぞ。

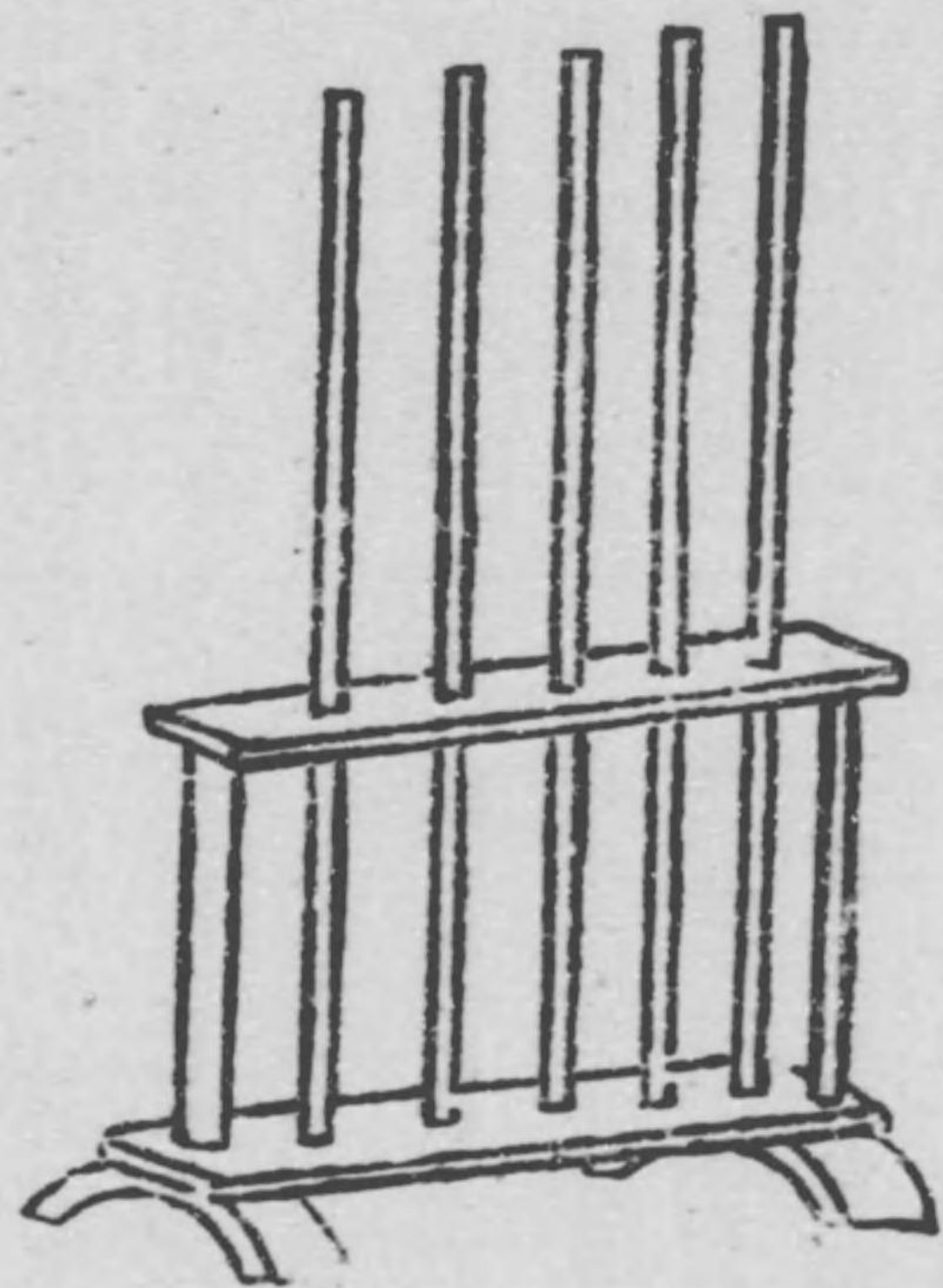
とあれば、もつて前説の證となすに足るであらう。しかし當時の流行は一部の粹人乃至は遊女の間に限られ、これが一般的に遊事さるるに至つたのは延享以後のことであつた。明和七年刊行の『辰巳園』といふ草紙に、拳相撲のことがみえ、『江戸名物鑑』に、拳相撲と外題書して、

米かしや指で戦ふ秋の雲

と、かく俳諧化されるによれば、この頃拳相撲はその極盛期にたつたものに相違なかつた。ここに指で戦ふとあるは、方今の藤八のみを拳と心得てゐる者にとつては頗る不可解に考へられるであらうが、長崎本拳は藤八拳の如く、庄屋（旦那）狐・鐵砲の三種變化による兩手打ちの拳とは全然相違せる片手打ちの拳であつて、しかも六種變化・十一種掛聲の拳で、主として右手の指尖の變化によつて勝負を決する拳であつた。たとへば、親指をイッ^一コウといひ、親指と人差指を開いてリッ^二ンといふ。三は季指と薬指と中指とをいひ、スウ^四は親指を除く

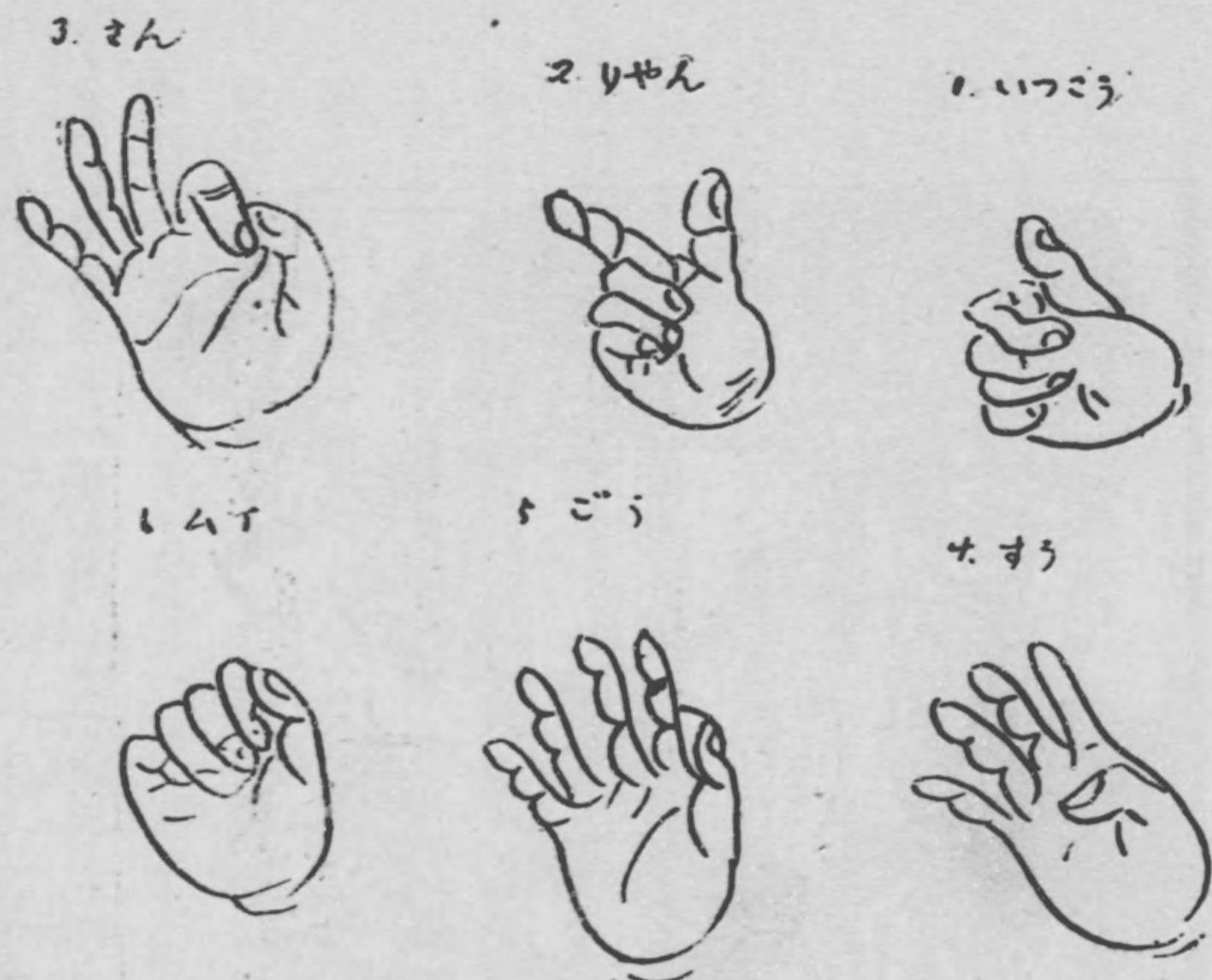
他の四本の指の稱であり、ゴは五本の指を全部開いてみせ、ムイは拳を握つた形をいふ。されば主として指尖の變化によるがゆゑに指で戰ふとかく俳諧化さるるに至つたのであつた。

この十一種掛け聲は享保時代となつて初めてイッコウ・リヤン・サン・スウ・ゴ・リウ・チエ・ハマ・クワイ・トウラ
イ・ムイとなつたのであつて、拳の盛時以前延寶・元祿時代にあつては、享保の盛時時代の如く十一種掛聲ではなかつた。その證ともいふべきは、元祿十六年刊行『松の葉』の流



『拳綱稽古』所載

行歌に「かんふうらん替リヤンシウウスンイロマリヤンケンタ
ニコタマサンチエマサン十ハラリトサケノカンオナジコト梅ノ
花トウライキウコ五ウリウスウ」とあるのが、後代前述せる十
一種、掛聲に變化したのである。此の拳の掛聲はいづれも唐音
であつた。『委巷叢談』の杭州隱語をいふ條に、「今三百六十行
各有市語不_レ相通_二用倉粹聆_一之竟不_レ知_レ爲_二何等語_一也、有_二曰四
平市語_一者以_レ一爲_レ憶_二多嬌_一爲_レ耳、邊風三爲_レ散、秋香四爲_レ思、
鄉馬五爲_レ誤佳期六爲_レ柳、瑤金七爲_レ砌、花臺八爲_レ霸、陵橋九爲_レ救、情郎十爲_レ舍、利子云云。とある。茲にいふ
隱語は商人の符牒で、憶・耳・散・思・誤・柳・砌・霸・救・舍はいづれも數目であり唐音である。拳に用ふる
掛聲はこの唐音であつて、唯だ拳の掛聲では無をウウといひ、二をとくにリヤンといふのはルウはリウとまぎれ
やすきをもつて兩と代へたのであつた。またウウをゴウと呼ぶのはスウ・リウなぞの引音のウとまぎらはさるる



によつてゴといつたのであつた。

ところで拳相撲とは如何なるものなるかといふに、まづ
角力の土俵になぞらへ座敷に細い四本柱を建て紅・白・黄・
青・紫五彩の縮緬をもつて柱を捲きつつみ、天井の布をば
白・黒をもつて井桁に染めぬき、土俵をつくるには小さい
土俵を本格の角力土俵の如く十六俵圓形に敷き、土俵の外
溜に小石を敷きつめ、内側には砂を敷いて角力行事のそれ
の如くに作り、ここへ袴を著け白足袋を穿いた行司が手に
繪模様團扇をもつて立ち出で、拳の拳士を呼び出すにあ
たつて、まづ拳の故實を一通り演べるのであつた。

東西東西、此所におきまして、晴雨に不_レ係、一日拳會
つかまつりまするところ、其の沙汰よろしうして、各
各さまがた御賑賑しう御見物に御出下さり升るだん
な、會元何某は申におよばず、組中の名名、かすなり
ませぬわたくしまで、いかばかりか大慶の色をなした
てまつる。したがつて左右の力者・力鏑をかけまする



『拳角力』所載拳和撰

間、拳相撲の故實をあらまし御耳に觸ます、皇のかしこき御代の神遊・四海太平・五穀豐饒の祭たり、天ひらけて四象あらはれ、陰陽あつて萬物しやうす、中にも拳な末藝たりといへども、少しくその規模をつたへ、角力となぞらへ、酒席のたすけとなし、組うち手練のほまれをあらはすとかや、爰に長崎圓山開發のとき、彼所の青樓に唐人あまた來り、宴をまうけ遊女を招き、玉腕琥珀燦然とかざりたて、櫛の前には八珍を連ね、床の側には笙を鳴らし、或は唐歌を唱ひ、此方には金鼓を叩き、喇叭を吹き、意氣を勵まし、チンタ葡萄の美酒を薦む、酒闌に及ぶの頃、唐人左右にわかれ、禮儀正しく、上よりは拳をひろいまはるあり、下よりは拾ひのぼるあり、火花を散らし打ち戦ふ、懸て負とみえたる方、家にはギ・マンの神器に、二、三盃程づつのみほして、後に退く、其行儀正麗なる事、實に言語に述がたし、今世にいふ崎陽拳の濫觴是なり。扱て其の時中にも手練達者の拳を五人撰り出し、此の五人に打勝たるものには、虎皮五枚・豹皮五枚・猩猩緋五本・羅紗五本、または美女五人などさまざまの褒美を出し、其の勝負をみると、座中皆こぞりあへり、しかる處はるか末席より一人の唐人あらはれ出で、此の五人の達人を何の苦もなくひろひまはり、同席にて美人五人ひろひなげにせしより、五人拾のはじめとす、是則ち陰陽和合の體なり、さるによつて眞の角力の土俵は阿吽の二字にあり、阿は開いて酒を呑み、吽な塞で呑ぬとかや、唐の玄宗皇帝の曰、拳な酒席の一助たれば、眞に愛すべきものなり、かならず上達の關取うつ、此の事忘る可らずとかや、拳角力のかかりにも、十六箇の土俵を布、土はすなはち五行の主にして、餘の水火金水を四方に配る、是則四本柱な、地取りにとりては東西南北、須彌にとりては北は黄に、南は青く、東白西紅に染色の山を移し、四色の絹をもつて

幕の上に張り、神明佛陀の御戸帳などといへり、なかなか左にあらす、北は水にしてその性黒く玄武なり、北より巻き出し、北にてとめるゆる水引と號く、實の角力な四ツより出て、四ツの聲を放さず、それゆゑ四十六俵の布たるを土俵といふ。拳な一より十までのこゑなり、勸進角力は八方正面、拳の角力な十方正面、一より十迄變聲あることは、今諸君子の知れる處なれば、長口上は反つて番數のさまたげにもなりませうづから、唯何事もあらかじめ、まづは左右の力者をうたせ御一覽に入れまする。

以上は拳會相撲の時、行司方五人ひろひのかかりにこの口上を述べるのであつて、その後相撲を合すのであつた。行司役は拳會相撲に出席せる組組の名乗りをよく覚えおき、拳相撲の節土俵にかかり、一通り口演すんで拳土俵の東西に出かけ、「寄方」と書いた張紙に目をつけ、出がけ出がけと呼び出す。次に寄かた寄かたと呼ぶ角力のさい東何の山。西何の川といふと同じ。かくして相方土俵に對し向ふとき、出がけの方より名告りをあげ次に寄かた誰と名乗りをあげ、かくて初めて角力を合すのであつた。

したがつて行司の責務は重かつ大であり、拳相撲の勝負にさいしては深重なる態度をもつて勝負を定め、勝方に團扇を舉るのであつて、もし「出がけ」「寄方」いづれも疲勞せる場合は、大角力のそれの如く水となり、鹽のかはりに化粧紙をわたし、ついで打ち疲れて勝負のつかぬものは相引となる。これを分けといふ。相撲道具としては手水桶・三寶・瓶子・拍子木・大盃・弓なぞいづれも大相撲の儀式と寸分異はずとりそろへる。

初拳一拳勝ち續いて一拳勝ちたるを二番勝といひ、中一拳負たるを取分といふ。次ぎの一拳勝負にて勝たる時、是を勝負勝といふ。當時、京阪などには五拳の折詰といひ、指を合す如に打ち込み、四本折りて、はらひ

と稱し、指をみな拂ひ、五本めの拳一本合せたるを勝となすのであつた。しかし相手は一本も折れず、手前五本折る時は、二本の勝ちにて是を丸といひ、また相手が四本折たるを拂ひ、手前に一本もなき時より五本折つたと假定すれば、三本の勝となるのであつて、たとへば向うで一本初拳を勝つたとしても、前のごとく手前三本勝つてゐる時は勝負勝となるのである。此の拳を稱して無といふのは相方取分となつて、次の勝負拳を十五の一といふ故である。また向ふ一本勝ち、次に手前は前に云ひたる丸即ち五拳續いて打ち勝ちたる時はこれを叶勝といふ。但し突き出し一つ合はするを以て勝とするを薩摩拳といふ。

初心の者が拳を習はうと思へば、一より十までの聲を覚え、眼當(相手の意味)として、自分の前より三尺ほど放れて、楊枝か乃至は竹串などを向ふに立て、相手のイツカウを乞ひとるつもりなれば、串一本を立ててこひとるのであつて、イツカウ二・リヤン三・スウ四・ゴウ五・リウ六と稽古を勵げれば、打登りといふ癖手となる。さうかといつて、リウ・ゴウ・スウ・サン・リヤン・イツカウと打ちならへば、下り手といふ癖がつきがちである。ゆゑに上りぐせ下りぐせのつかぬやう間ばらに稽古するがよいといはれてゐる。拳の上達をこころがくるものは常に本拳ならば相手の出る指は何から何へ通ふかに注意することを肝要とし、藤八拳ならば三種變化(旦那・鐵砲・狐)が何から何へかはるかを注意して、相手の手癖をする事がつとも肝要とされてゐた。しかし初心のうちには下手な考へ休むに似たりで、考へたり工夫したりしないで、唯だ達者に打ちこむことが最上の祕事とされてゐた。要するに思案・工夫は上達の後の事で、達者になるにつれて相手の乞ひとる手をわが耳に聞きこむことを兼兼底心において打たなければ上手となる事は出来ないといはれる。

由來拳は拳相撲の條の行司の口上にもあるとほり、酒間の興をそへる爲めの遊事であるから、もつとも禮節を尊重しなければならぬ。儀禮のないことは他の見聞にもよろしくない。多くの場合、我方へ一拳折かけ、二拳めを折かけるときに、ハ、ネ、イなど下知がましい掛聲に類した動作は拳戦にさいして、大いに慎しまねばならない。

以上で大體片手打ち六種變化十一種掛け聲の拳を終つたから、次に當時代の拳界を如何なる人人が牛耳つてゐたかを記し、次に順次各種の拳戯及び藤八拳について詳説しようと思ふ。

拳はもと長崎より傳來し順次關東に普及したる結果享保時代には、關東より寧ろ大阪あるひは長崎地方に於いて盛んに遊事された。當時拳界の名手として記録にのこされてあるものは、江戸吉原の玉菊・大阪北船場に於ける古定組大關義友・關脇東士・小結舍亭・頭取米萬・蘆蕉・平嘉・組頭義郎・平辰等であり、同中船場にて新定組に大關文樂・關脇花石・小結都水等の名手があり、北船場の寶組には大關巴水・關脇可一・小結文橋等のほか中船場鶴組には大關定信・關脇專人・小結香車等があり、京都拳の名家としては、關取文字霞・浦島・八重谷・海士錦・瀧霞、長崎拳の名士としては大關小牟田友助・關脇木原榮次郎・小結小牟田太次郎外十數名。その外國別に調べてみると、豊後日田の鍋屋半八・同姓甚三郎、筑前博多の久理屋甚之外數名。肥前佐賀西村甚兵衛外數名。筑前若津、半治・榮藏外數名。肥後熊本、金屋清助外數名。久留米、大八島外數名。紀州和歌山、服部・杜友・河庄・如月・竹久・新虎・歌扇等の外數名であつた。

その二 蟲拳 蟲拳は文政十三年刊行の『嬉遊笑覽』に「蟲拳は拇指を蛙食、指を蛇、季指を蛞蝓とす、相制するをもつて勝ちとす」とある。この蟲拳なるものを一層具體的に説明すると、蛙、蛇、蛞蝓三蟲の争ひを稱して蟲拳と稱するのであつて、つまり蛇は蛙に勝ち、蛙は蛇に負け、蛞蝓は蛇に勝ち蛙に負け、蛙は蛞蝓に勝ち蛇に負くるといふ拳の權法に即して、互に拇指と食指と季指の出し入れみせあひをなし、三度つづけて勝ちたるものを勝ちとするのであつて、支那にも日本の蟲拳に類似せる拳が存在してゐるとみえて、

『五雜俎』六に、

後漢諸將相宴集、爲三手勢令、其法以三手掌、爲三虎、指節爲三松根、爲三鷓鴣、食指爲三鈎戟、中指爲三玉桂、無名指爲三酒虬、小指爲三奇兵、腕爲三洛、五指爲三奇峯、但不_レ知其用法云何、今里巷小兒有_レ捉_二中指_一之戲得_レ非_二其遺意_一乎。

とある。日本の三蟲拳と此の手勢令とを比較してみると、日本の三蟲拳が三種變化の拳であるに反し、手勢令は八變化の拳であるから、日本の蟲拳よりは遙かに複雑なものであつた。

その三 虎拳 虎拳は五の指尖の變化による拳ではなく、甲・乙兩人が表情の表現と動作の變化とによつて行はるのであつて、和藤内・母親・虎の三人がかはるがはる變裝して出合ひ勝負を競ふのであつた。即ち和藤内は虎に勝ち、虎は母親に勝ち、母親は和藤内に勝つ。和藤内は大將然と納まり、母親は杖を突いて老人の科をなし、虎は這うて出で、いたつて貪婪な身ぶりをなし、炬燵たる巨眼を睜いて相手を醜む科をする。

普通は屏風・襖などを隔てて思ひ思ひの科により、ある合圖によつて一緒に出合つて勝負を決するのである。獨り兒戲のみに限られたわけではなく、酒間の席などで酒氣を散ずるには誠に恰好の遊戯であると思ふ。

その四 取上げ拳 取り上げ拳は、まづ十拳打ちなれば十拳打ちと定め、拳を打つ者が五人なれば、四人と十拳づつ打つをいふ。かくして拳一巡の後、銘銘が四十拳づつ打つたことになる。全部打ち終つた後ち點數を締め、點數の獲得順によつて、天・地・人ほか何番と記録し、もつて拳勝負の優劣を定めるのであつて、蟲拳によるも本拳によるも乃至は藤八拳によるも拳の種類は自由であつた。

その五 片拳 片拳は拳戦を行ふに際し、まづ相手方に出すかどうかと聞き、相手方が始め出したものと假定すれば、此方は唯掛け聲ばかりを掛けて、先方の指に聲が合へばとり、合はざる時には勝負はないのである。次に此方より指を出し、先方にて聲ばかり掛け、指を出さず、聲が指にあへばとり合はされれば勝負なしとなる。かくして交互に指を出し、四拳とつて拂ひ、五拳目一本を打つて勝ちとするのである。もつとも此の拳は本拳によること勿論であつて、掛聲はイッコウ・リヤン・サン・スウ・ゴウの五聲に限られてゐた。

その六 太平拳 太平拳又は連子拳ともいふ。この拳を打つにはまづ五人なれば五人、十人なれば十人、いづれも車座(圓座)となり、誰より読み出すかを拳の最初に定め、何れも皆それぞれ指を出して、その指の數ほど

目的の人より読み出し、二十なれば二十。また三十ならば三十目にあたる人に酒を飲ませる。しかしこの拳にあたらない者は、決して酒を飲まさぬといふ定めになつてゐるので、うまくあたれかしと念ふ人へは減多にあたらず、却つて皮肉にも平常少しも飲けぬ下戸の方へしばしばあたつたりして、上戸も下戸も互に困り合ふのがことのほかなる可笑しみであるといふ。此の拳にあつた者は大いに福運があると稱し、崎養(長崎)にては、正月の賣初めまたは戎講などの酒席に於いてもつばら遊事されたものであつた。

その七 盲人拳 この拳は拳戦に際して兩人共に指を出さず、互に同時に聲を出し向ふ(相手)より一拳上の掛聲を出した方が勝ちとなるのである。たとへば前者が「イッコウ」といふ掛聲のとき後者が「ヤッ」といふ掛け聲を掛けたものと假定すれば、後者の勝となるのであつて、「イッコウ」「ヤッ」「ヤッ」「イッコウ」「ヤッ」「ヤッ」「イッコウ」「ヤッ」「ヤッ」「イッコウ」といく度繰り返してみても同じ事である。

この盲人拳の名手といはるる盲人があつた。文化五年頃、長崎丸山の尾崎といふ土地に、富の市といふ盲法師があつた。この法師と拳を打つに、互ひに聲を出すうちに、彼の法師、相手の甲をその都度さすつて前に出した指を判じ、決して判じ異ひした事がなかつたといふ。この法師の感のよさは當時長崎きつての評判となり、盲人拳の達人として知られてゐたばかりでなく、三絃の道にも通じてゐたといはれる。

その八 源平拳 この拳はまづ拳戦をなすに際して、百拳打つと假定すれば百拳打つと定め、人數が十人の時

は、組を源・平兩組とし、五人づつ順番を定めて置き、下手な者は下手同志を合せて拳三本づつを打たせ、三本とりたる方がこのつて向ひ側の強い人だちと拳を合するのであつて、此方が負けとなつた時は、順に先の人が出て打つのである。かうして拳を打ち終り、源氏方の點數何程、平家方の點數いく本と、總數を締めて點數の多い組を勝ちとするのであつた。この拳戦には世話人といふものがあり、天・地・人ほか何番と點數多き組を先きとして、番附を記録したといふ。

その九 石拳 この拳も本拳の如く片手打ちの拳で、方今でも兒童や兒女にまゝ遊事されてゐる。おにぎりさんよで、握り拳しを出してみせ、ばらりとで、手を開き、ちよつきりさんよで、指を鉞刀形にして出し、三度つづけていひ勝つたものを勝ちとなすのである。

その一〇 交ぜ拳 まづ互に最初常の拳の如く聲を出し、二拳目は蟲拳にて互に指の出し合ひをなし、又三拳目は常の拳となり、四拳目にまた蟲拳となり、五拳目は常の拳といつたやうに、常の拳と蟲拳とを交互に打つのであつて、打ち合ふ間に入れ紛れて、蟲拳の時に常の拳の聲を出すと負けになり、また常の拳のところ、蟲拳を出したりすると負けになるのであつて、蟲拳の箇所も本拳の箇所も一向常の拳と大差ないのであるが、しかし蟲拳を出す時に限り、よいといふ掛け聲を出すを定めとされてゐた。

その一一 ヒ玉拳 この拳は、拳の盛時時代安永年間に創案された玩具で、『嬉笑笑覽』に、猪口の如き形にして、柄あるもの、これに絲をつけて、絲の先に玉を結び、その玉を投じて猪口の如きを受け、逆まにして細き方に止むりなり、もし受け得ざれば罰杯として酒を飲ましむといへり」とある。こは方今も兒童の翫びつつある拳玉



『江戸二色』所載 拳 玉

(日月ボール)の前身であつて當時でも拳玉といはれてゐた。勿論現今の拳玉は創案當時とはいたく形態が異なつてはゐるが、日月ボールが安永年間に創案されたのであることを思ふと、その玩具としての持續的生命の久しいのに喫驚を禁じ得ない。創案當時のものは『拳界相撲圖會』によると、唐桑・花梨・紫檀などで作られてゐたといふから、可成り贅澤なものであつた。

その一二 藤八拳 本拳に於ける相撲拳並その他の雜種拳に就いてその輪郭を語つたから、次に藤八拳に移らう、本拳は吉原の封間藤八によつて創案されたもので、上述し來りたる拳の中、もつとも單純でありながら頗る趣味的であるところより、他の雜種拳が自然淘汰の結果廢滅したるに係らず、今日も尙ほ遊戲的生命を持續し盛んに遊事されつつある。

本拳の極盛期は享保年間以後のことであつたが、文化・文政の江戸文明の爛熟時代にはひつたいはば大御所



様の盛時代には、既に本拳の極盛期はその以前に終り、當時拳の末技なるかに考へられつつあつた藤八拳（庄屋拳）が新たに拳界の勢力たるに至つたのであつた。宛もそれは将棋の衰退に伴う少将棋の擡頭のこときものであつた。

本拳は既に前述せる如く六種變化・十一種の掛け聲であつたに反し、藤八拳は至極簡單な三種變化の拳であり、しかも本拳が片手打ちなるに反し、これは両手打ちの拳であつた。

その三種變化なるものは、曰く庄屋（旦那ともいふ）・曰く鐵砲・曰く狐がそれである。庄屋どのは鐵砲に勝ち、鐵砲は狐に勝ち、狐は旦那に勝つといふ點で、一面變化の乏しいやうにも觀られぬではないが、しかしこの拳の變化は本拳のそれと比して、頗る魅惑的であるのと興味的であるのとはたうてい本拳の追隨しうべきではなかつた。本拳が一つの空間において唯だ指尖の閉閉による變化によつて打つ拳であるに反し、この藤八拳は座身の上・中・下三段にわたつて自由に活躍せしめ得るので、その形状の雄大さに於て本拳がたうてい追隨しえないのであつた。

たとへば狐にしても両手を拓いてあだかも招くが如き縦斷的なる形體を示し、旦那の如きは両手を開いて膝の上のせ、威客自から豪然として庄屋どのの風格に背かず、鐵砲の如きは拳固を握つて鐵砲の銃身に擬する勇壯さ、かく簡略・素朴ではあるが、内面的にも外面的にも頗る趣味的である結果、拳界の他の拳戲をしのいで斷然頭角を現はすに至つた。

この藤八拳の勝負は、三種拳の特徴として三回連続して勝てば即ち一拳の勝ちとなるのはいふまでもない。し

かし三回のうち一回でも相手に一手の勝利を得られた場合は、折角勝ち得た二度の勝利も水泡に歸するのである。まづ甲と乙とが兩人對座して拳戯を闘はすものと假定すれば、甲が鐵砲にて乙が狐なれば、甲の勝ちなるに異論はない。さらに甲が旦那であり乙が鐵砲である場合は、旦那に鐵砲あるものかといふ拳の權法に基づいて再度の勝利は甲のものとなる。次に甲が狐にて乙が旦那なれば、甲の勝となる故、この場合は三回続け勝つた甲が一拳の勝ちとなるのであつて、もし最後の一拳で甲の拳陣が破るるに至れば、前二回の努力による勝利は水泡となるわけである。而もこの三種拳は同じの手を重ねて打つても差支ないことになつてゐる。

拳の練習や拳相撲のこと又は拳の常識については、本拳の條で詳説してあるから、茲にはくたくたく再説しない。ただこの三種拳が男子の遊事である場合と女子の遊事である場合とに、多少指尖の變化に相違點があるから、それを参考までに注意しておくしよう。たとへば旦那の場合でも庄屋然たる豪儼なる態度も、男性である場合と女性である場合には、その性格の異なる如く異ならねばならない。されば女性の場合には柔順に形もしとやかさを宗とし綺麗に艶かに打たねばならない。従つて手指の形態・身體の位置・拳の運び・この三拍子がつねにびつたり揃うやうであつてほしい。

本拳時代には一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・無となつてゐたから、これ以上の掛聲は當然必要としなかつたのであつた。しかし本拳廢れて藤八拳の隆昌時代となつては、拳の掛聲は如何に發しても一向差支へないことになつてしまつた。しかしかくいへばとて何時の場合でも、はつとかやつとかの反動的でない掛け聲では従つて興味も亦あさいわけであるので、これを假令ば歌なり文句なりに綴つて、拳打ちの掛け聲にかへると一

層效果的となり、興味も亦従つて深く、三味線も亦自ら弾みがちとなつて拳拍子ともよく合ふわけである。

酒はけんのお隠居さん

首はひよこひよこみひよこひよこ

血はぬらぬらけんじでまわりましょ

雨はさらさらさんさらだ

小僧は番頭にしかられた

所はあさくさ三筋町

御番へさア來なせ

この拳唄は文化・文政時代の拳の流行歌の一種であるが、當時市井一般の行事となつた拳戯の流行は、各階級を通じて盛大に遊事さるるに至つたので、つひに弘化三年に至り江戸三座の一つ河原崎座に於て、拳戯をとり入れた狂言『飾駒會我道中雙六』を第一番目に据ゑて興行の蓋明けとなつた。

正月十五日より

『飾駒會我道中雙六』

河原崎座

第一番目五立目

淨るりの場にて相勤め申候

鸚 鵒 石

○船頭 松本 錦升
△万才 市川 九藏
□才藏 中村歌右衛門

○「オイ手めへはたいこ持ちに成つもりではないか△「オオそうよ、たいこ持ちになるならば藝があるぞへ、なんど藝があるか、□「ハイわしも藝を覚えておいた△「その藝はなんだへ□「其の藝は先ちよつばじまりがけんさ○「べらぼうめ、けんてたいこ持ちになれるものか□「あほういわんすな、けんと言ても、ひととほりの拳ではないわいなおまへがたは井の内のかへる、大海を知らんからだわいな△「そんなら其けんをこころみにやつてきかせい□「そんならここでやるさかい、ようみやしやんせ、さらば拳のはじまりはじまり。

淨瑠璃 笑門 俄七福

たいこ持 松本 錦升
同三好 市川 九藏
同黒介 中村歌右衛門
常磐津佐喜太夫
常磐津文字太夫
常磐津三輪太夫
常磐津三太夫
三味線 岸澤 式佐
岸澤 小文治
岸澤 三介
岸澤 三太夫
岸澤 文字次
三 絃 岸澤 文左衛門
上てうし 岸澤 文字次

二上り 酒は拳酒 色品は かいり ひよこひよこみひよこひよこ

へびぬらぬら なめくでまいりましよ
ソレじやんじやかじやんじやかじやんじやかじやんけんな
ばさまに 和藤内がしかられた
とらが はうはう とつてつるてん
狐でさアきなせ

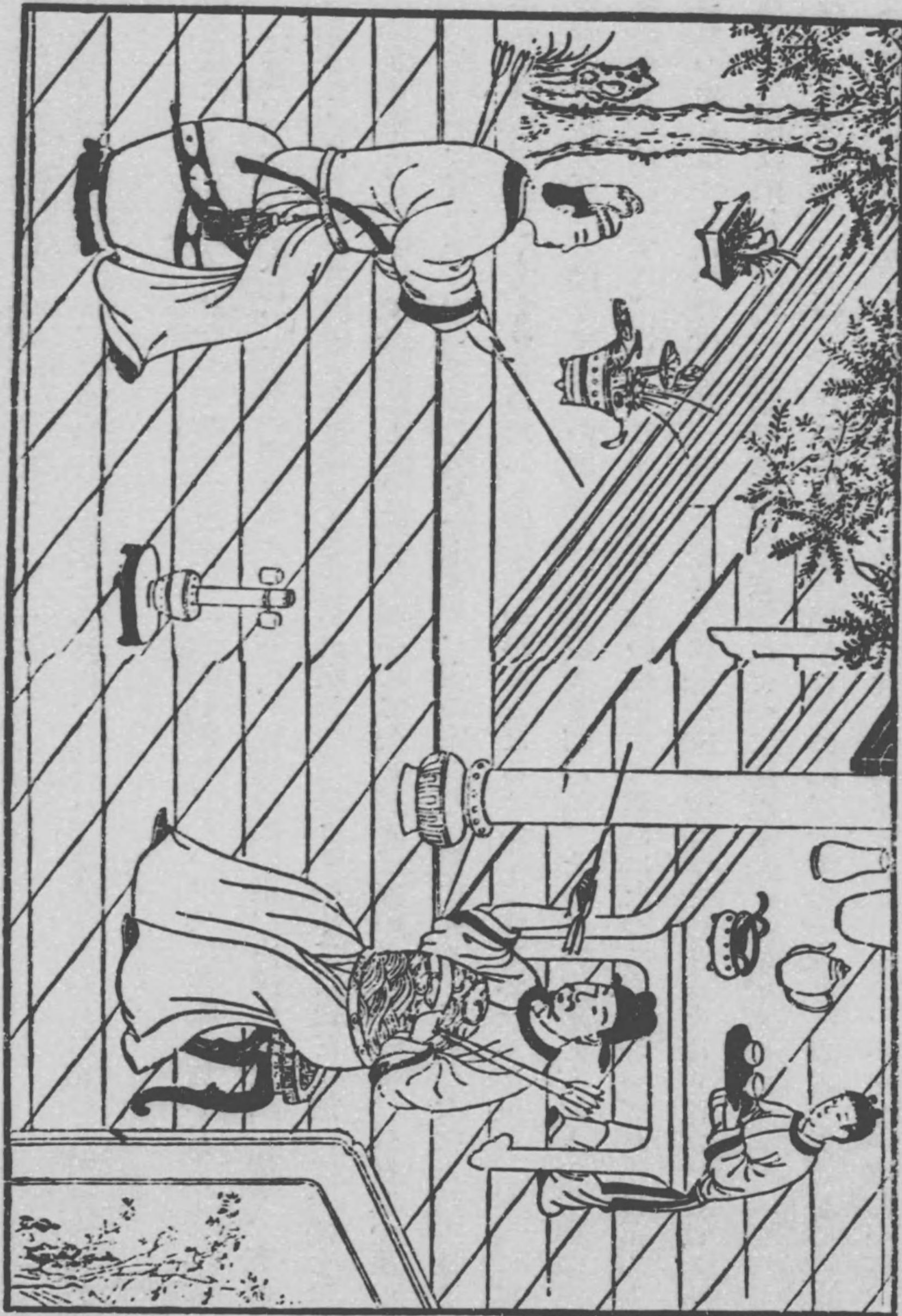
當時拳戯が異常な流行を極めてゐた反影として、その興行は大好評裡に大入満員の盛況であつた。このほか當時社會相の實際をそのまま流行拳の拳唄に採り入れたものがあつた。それは四谷内藤新宿、淨土宗大宗寺の寶物、閻魔大王の眼玉を抜き盗つたものがあつたが忽ち召し捕られてしまつた。この盗人は橋町二丁目勝五郎といふ者であつて、亂酔のあまりした悪戯とわかり、お叱りの上、親分倉といふ者を呼び出してお下渡しとなつた。このことが忽ち大評判となり、一枚繪となつて繪草紙屋の店頭にぶら下げられるに至つた。

繪中の文に、

四ッ谷新宿大宗寺の閻魔大王は運慶の作なり。御丈一丈六尺、目の玉は八寸の水晶也。これを盗み取らんと、當三月六日夜盜賊忍び入り、目玉を抉り抜んとせしに、忽ち御目より光明を放しける故、盜賊氣絶なし片目を繰り抜き持行まま倒れ伏したり。此の者は親の目を抜き、主人の目を抜き、刹へ地獄の大王の目を抜かんとせしに、目前御罰を蒙りしなり。世の人これによりて、主親の目を盗むことを謹しみ給へと、教への端にもなれかしとひろむるにこそ。

第十七章 投壺と投扇興

上代に於ける日本の文化がすべて唐文明の模倣になるものなることはいまさらいふまでもないが、投壺の如きもも唐時代創案されてやがて日本に傳來したものの一つであつた。投壺の種類には、三寸・二寸半・二寸・一寸六分・一寸五分・四寸・五寸等で、その耳は三寸・二寸五分・一寸五分・一寸・七分・四分等で、高耳・低耳・環耳・貫耳等にわかれ、壺のみ三十八品種に涉つてゐた。また籌は漢竹矢・羽矢・晋籌・九扶・五扶・四扶・三扶等のほかいく種があつたといふ。『倭名抄』に、投壺 投壺經内典云豆保字知古禮器也とあるが如く、もと唐の古禮器で禮節もつとも備はるといはれたほどであつたが、晩年俳刺の具となるに及んで遂に禮器として用ひられなくなつてしまつた。日本に投壺が傳來したのは詳らかではないが恐らく當時の遣唐生乃至は唐朝より渡來せる唐僧などによつてもたらされたのであらう。かくして上古に於いては貴顯公達によつて盛んにもてあそばれたのであらうと想像さるのであるが、その確證とすべきものがないので、これを徳川氏時代に編入することとした。かくて徳川家中葉時代、所謂江戸文化の擡頭につれ、江戸市民のくはだてによつて安永年間に復活の曙光に接したのであつた。『武江年表』に、「安永四年九月、投壺の技行はる、京より流行のとみえて、大内能耳の門人田江南といふ人投壺の禮を研尋し其法を傳ふ。投壺指揮、投壺矢勢圖解等を梓行せり。」とあれば前説の證となしうと思ふ。



『雑遊漫録』所載 投壺をなす圖

もこの投壺は司馬温公の創見になるといはれ、温公自ら新格を定め、投壺格範を作つて一層意義あらしめたといはれる。『遊學往來』に、改年初月の遊宴とあれば、往時は主として正月月初のもてあそびになつたのであらう。

その遊法は――まづ投壺をなすに際しては座席に毛氈を敷き、その中央に候板を施し、その上に壺をおき、矢箭（矢立）に籌一手づつを入れ、毛氈の端と壺との中央に、青龍の矢は東、白虎の籌は西に置く、東西に中局と計局とがあつて、矢算をとる戯者（矢を投ずる人）が出座して毛氈よりやく二尺ほど手前にて一禮をなして進み、毛氈の際まで進み、兩手にて矢箭をとり、同じく兩手にて矢を抜き、左の手にて握り、矢を左の膝の上に堅にして持ち、左の手で右の手に握つてゐる矢を一本とり、壺の底の所へ堅に置き、又その次次と三本置き、さらにまた一本横に置く。↑↑↑↑↑あだかも撞木状の形状となる。かくて座をかため、矢を一本づつ取りあげ、壺に向ひ合ひ、相方互に一禮して兩側の者より等しく投矢を初める。そのさい左肩と右肩との均整に注意し、豫め肩の崩れぬやうに注意する。但し矢は壺の上五寸位の位置にて垂直になつて壺・耳いづれかに落ち入るのでなければ、眞の中とはいへないのである。ゆゑに壺の上に矢の立つやう十分の注意をはらなければならぬ。かくして互に十二箭投矢し終つて一一記録に載せ、算數によつて勝負を決するのであつた。

勝のことを賢といひ、負のことを不勝といふ。持のことは釣、一番を一壺あるひは一競といひ、一相手は一耦、一壺は短競、三壺は長競、負退を更代などと稱し、負者には罰杯として一壺一杯また一算一杯、賢者は慶爵三番勝の場合酒三獻、負者は綽興と稱して酒を飲まず、諷ひでも諷つてこれを肴とし勝者を犢ふのであつた。

大壺投げは、大きな壺ばかりを投じるのであつて、壺の耳をぬくことは爲ないのである。常投法は一格。構板は八格で、外に五十章あつたといふ。

投耳法とは壺を投ずることをいふ。壺の耳ばかり投げる法であつて、これ亦百章あるといふ。

參投法は、壺の兩耳を次第を立てて投げるのであつて、また百章、二百格あるといふ。

奇投法は遠方より矢を投じたり或は横合より投矢をなす折りの稱呼である。これには七十法、三十二法、三十一格あるといふ。

箸法とは俗間に使用さるる杉箸を矢にかへて投矢するをいふ。つまり即席の折りなどに行はるのであつて、この箸法には三百箸の格式があつた。

驕とは反箭を投げるをいふ。その法二百格あるといふ。

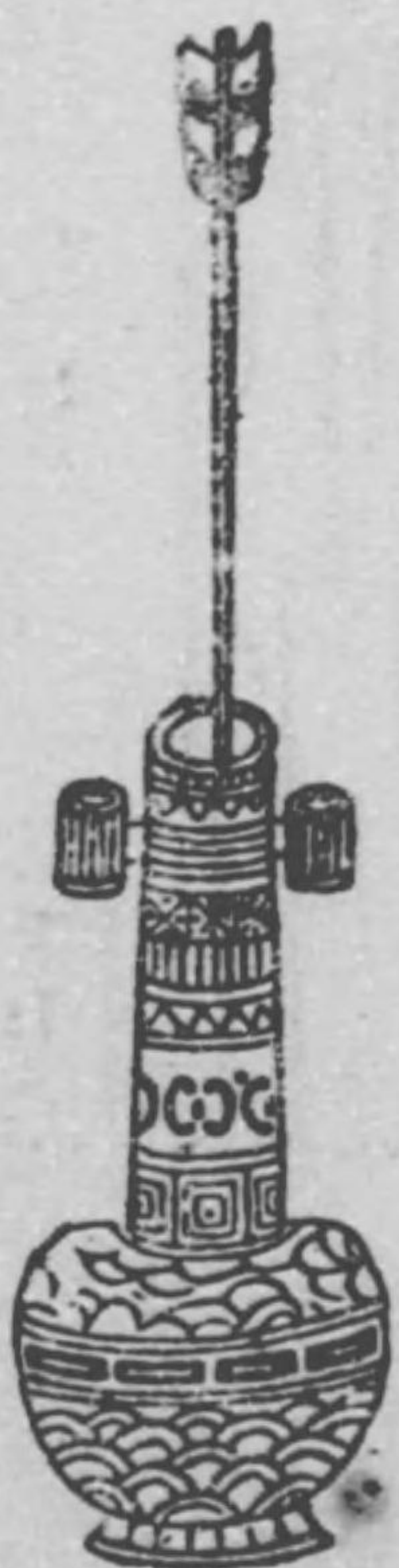
但し投壺する人と壺との間隔には年齢によつて相違があり、七歳以下の人は二箭半、十歳以上の人は三箭の距りを置いて投矢するのであつて、衰尺は三箭半より半箭づつ落して四箭半より十箭に及ぶのであるといふ。

大壺常投格籌勢名目

善容算位二十一章 以下中、本一算に褒美幾純と記する。

有初

一の矢の中るをいふ。有初連中と稱するは第一矢が當つて、第二矢が續いて當るをいふ。



倒
竿

矢が逆しまに誤つて壺口より垂直に投入せられたる時は
總ての得點を失ふ事になる。

耳
倚竿

矢壺の耳に斜めに矢が止まつた時は、全壺の時は一本の點
數となるが、後矢全部があたりざる時は無點となる。

倚
竿

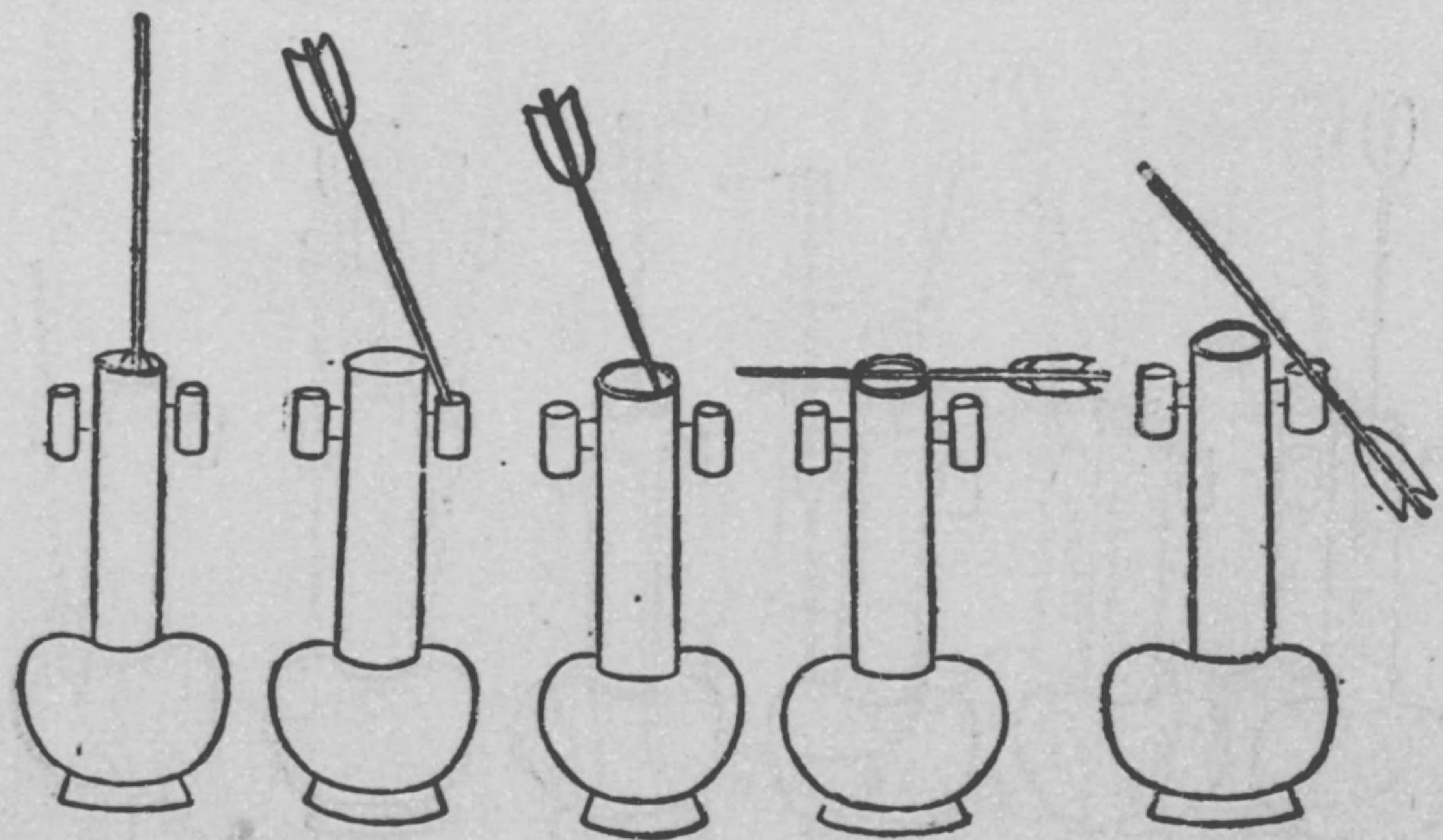
矢が壺口に斜めになつて止まつた時はゆるして數に入れ
る。しかし後に矢が落ちた時は不當と同じ結果になる。

横
壺

矢壺の口に矢が横たはつたときは横耳の時と同じく一點
である。

横
耳

矢壺の耳を貫くは偶然の結果であつて、投壺する人の本志
に反するから、僅か一本の貫に値ひするのみである。



貫
耳

壺の耳に當りしは、口に當りしより高點にて貫十算、十點
に該當する。

連
中

第二番目の箭より最後まであたりざる時は五算と稱して
貫五つを受與される。

散
箭

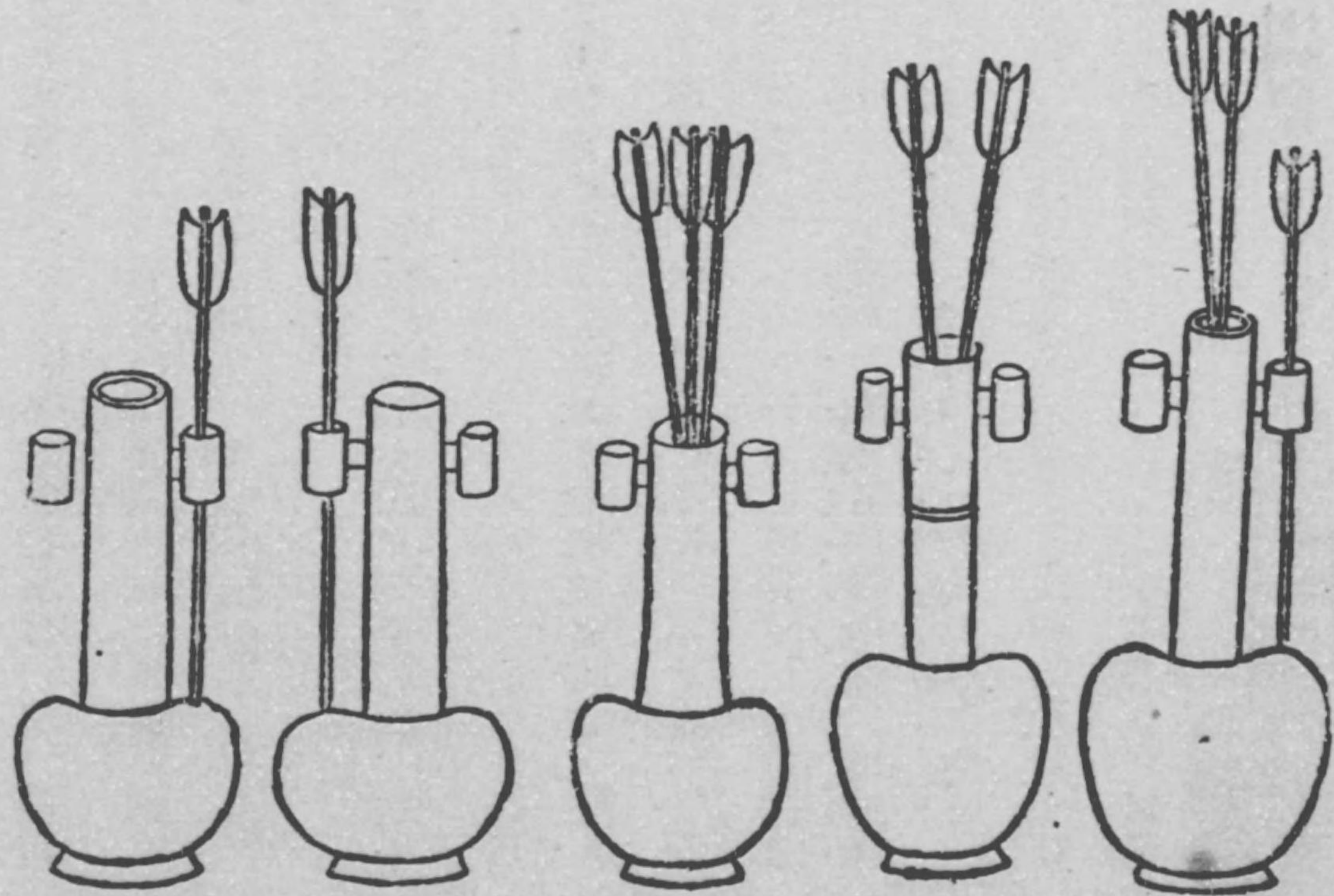
何れの矢にても前に續かず、離れて一本あたるをいふ。一
算といひて貫一つを受く。

初有貫耳

初矢が壺の耳を貫いたものは、貫算して右二十算の貫を受
ける。一本二十點を受く。

連中貫耳

初矢二の矢の外貫耳のものはやはり二十點にあたりする。

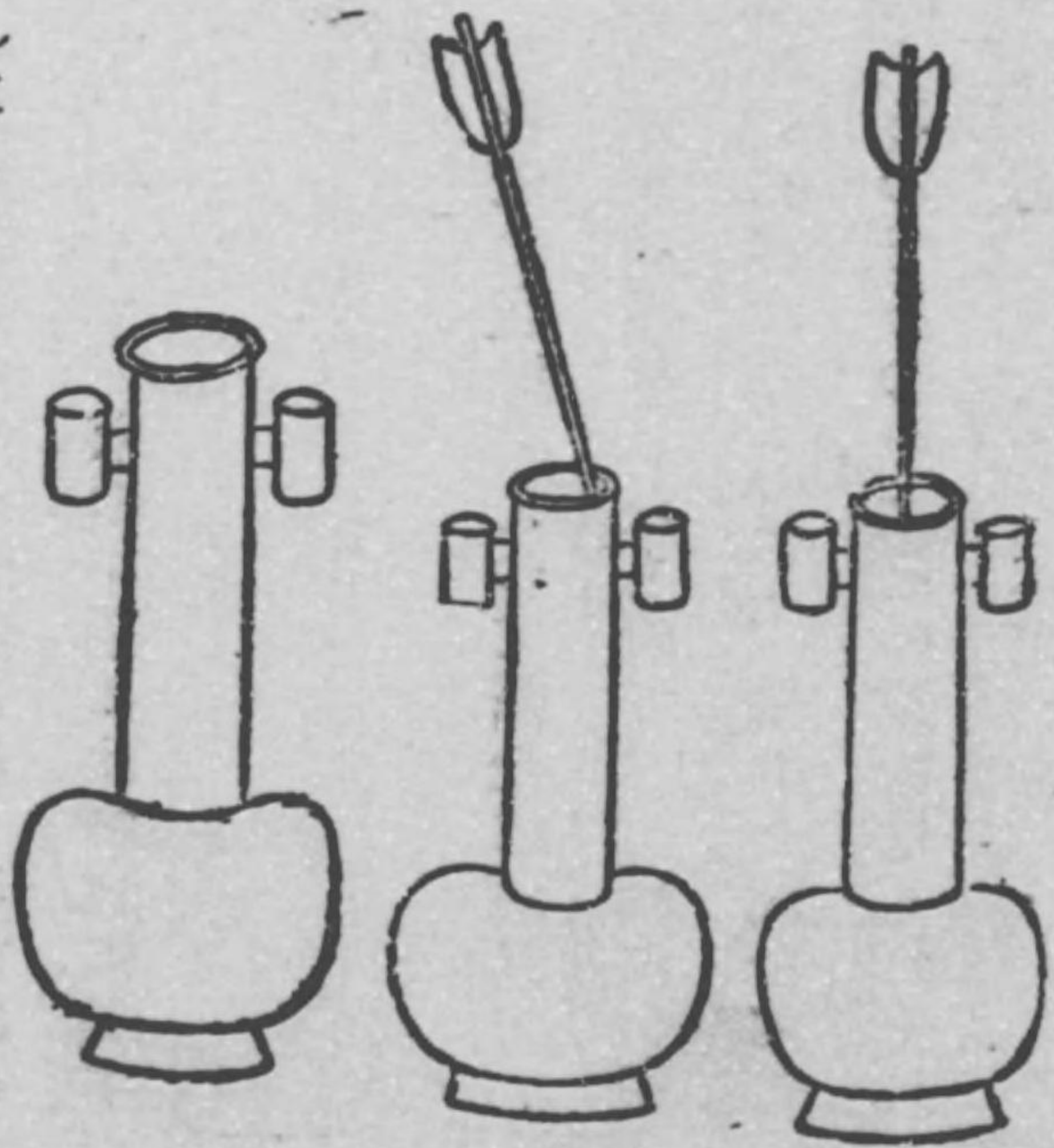


以上は司馬温公によつて定められた投壺格範を主としたものである。これによればさしも難解といはるる嚴肅そのものの如き投壺格式の常識もいと平易に諒解しうることと思ふ。

投壺は半聖・半仙の戯れといはれ、當時代の遊閑階級の人人によつて盛んに酒間の興に供されたのは事實であつた。

『幽遠隨筆』坤の巻に、

投壺の遊は、その始め既に久しく、禮記に投壺の篇ありて、ことに漢武の世に詳しく、昔は其の簪も棘のおどろおどろしき物を用ひしが、後は吳竹



龍尾 投矢の羽が正しく投矢者の方に向ひ立つ時舊格式ではこれを十五矢に價ひするといつてゐるが、温公の格式によれば算に價せぬ事となつてゐる。

浪壺 口を廻りつつ斜めに壺中に立ちたる矢をば舊式では十四矢に價ひするといはれてゐたが、温公の新格式では算に價ひせぬ事になつてゐる。

敗壺 十二本全投して一本も當らぬ時の稱呼である。もし雙方敗壺の時は組方に矢のあたり多き方を勝ちとする。

倒耳 倒竿の例と同じ。

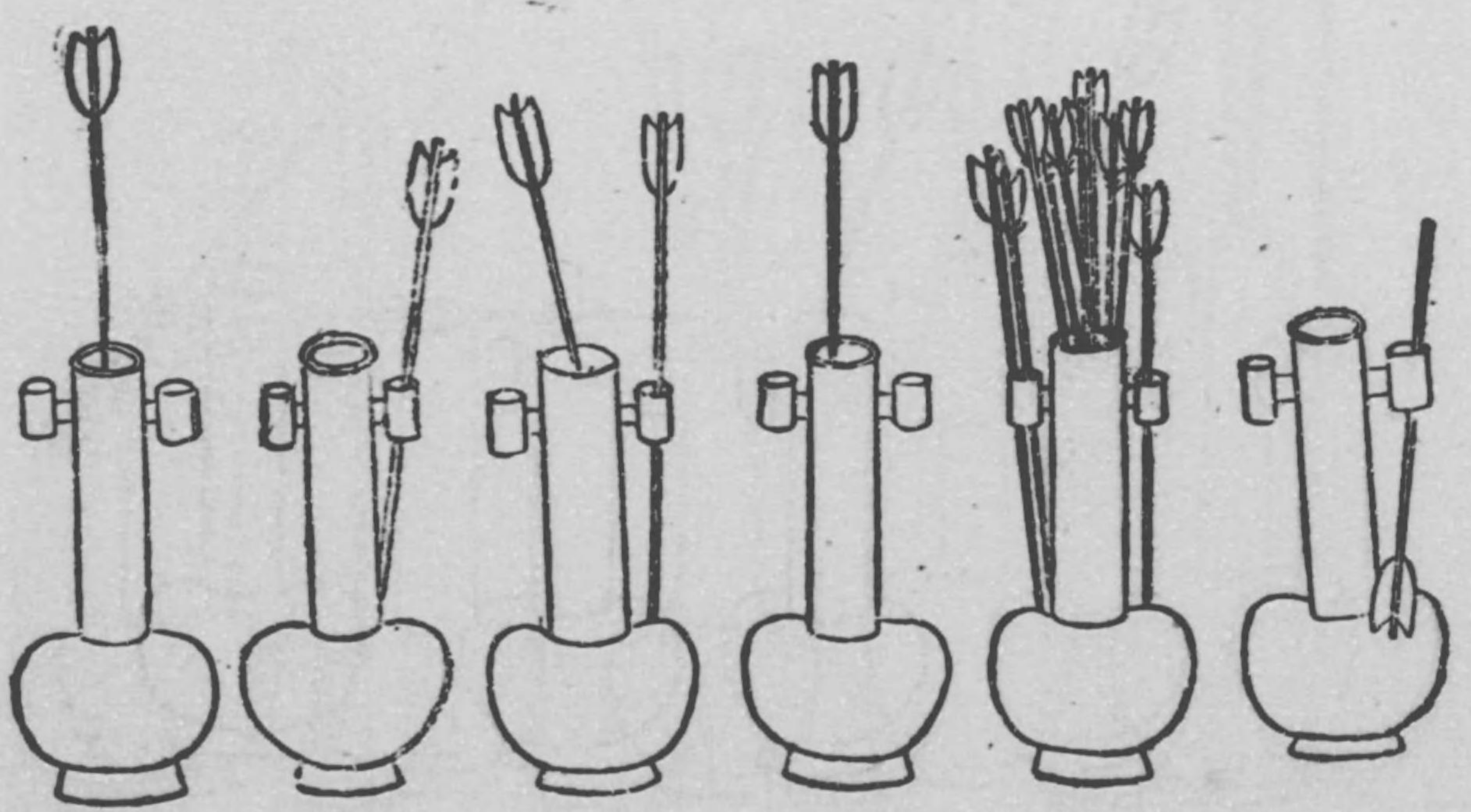
全壺 全壺とは十二本の投矢を完投した時の稱呼で、兩人全投の時は組合の方の勝てる方が勝となる。

有終 有終は十二本目の矢が初めて壺に當りたる時初矢を有終といへるにたいし、有終の稱呼があるのである。右は壺口の時十五矢に値し、耳の時は三十矢となる。

曉箭 曉箭は投矢が壺に當つて剣ね返つた時または壺口より躍り出て再び投矢して當つた時の稱であつて、もし貫耳なる時は、その貫常の貫耳と同じく、當らざる時は十矢にあたりするのである。

帶劍 帶劍といふのは、貫耳を買ひても矢が下に落ち著いてゐないから、貫には入らないのである。

龍首 ゆがみて當り矢がわが正面に向ひたる時を龍首といふ。舊式法では十八矢に價ひするといふが、司馬温公の新格式では數に價ひせぬ事になつてゐる。



のすなほなるにかへ、その法は古への古きによつて定め、その妙は今に至つてきはむ。技に長じたるものは養由が歩をも恥ぢず、宗高が扇にも肝つぶさず、もろこしには王侯の前に宴の興を扶け、我國には青樓の席に風流士の心を悦ばしむ、其の形は瓢に似てかしまかしからざれば、許由が譏りもなく、腹に亦小豆をたくはへながら高帝子が祭りにも奪はれず、一つの口、鼻の如く守り、二つの耳、浮世の事を聞かず、唯宴席に侍りて楽しみを専とす、もとより是を投るに錢を賭せざれば博奕のそしりを免ぬかる。(中略)嗚呼いたれる哉、投壺投壺。弓は袋に納めたれば手をもつて鏑を投げ矢に簇なれば、損ひ破る事なし、實に太平の姿なり、壺中の赤い豆に千代をかぞへ、吳竹の矢に萬世を祝ひて、永く君が代の甌びとすべし云云。

と、かく評判さるるにれば如何に投壺が雅遊として當代の人士の歡迎にあたひしたかが想像されうるであらう。しかしかく評判されたにもかかはらず、あまり遊法が嚴格に失したので、早くも安永の中期には廢滅に瀕するに至つた。『蕪村句集』に、

いささらば投壺まゐらせん菊の花

蕪 村

とあれば、その後間もなく遊戯的生命を失つたのを認めうると思ふ。この投壺の衰退によつて新たに玩具として又遊戯として出現したのが投扇興であつた。投扇興はその形状宛も方枕の如き形體をしたもので、これに金銀泥をもつて散る紅葉などを描き、この上に蝶の姿に眞似た紙包をのせ、これを的がはりとなし、扇面を開いてこれに投じ、あたりかたによつて優劣を判じ、點の多少をかぞへて勝負を決するのであつた。その點にはそれぞれ異なる名目があつた。初めは百人一首の歌からとつたが、のち源氏五十四帖の名に因むやうになつた。

投扇興の起因は『投扇式序』によると、江戸に投樂散人其扇と呼ぶ通人があつた。彼は頗る投壺に熱狂してゐたが、安永二年水無月のある日、晝寢の夢を食りつつあつた折、ふと目覺むるともなく目覺めてみると、いつ寢はづしたともしれぬ木枕の上に胡蝶が一羽翅を休めてゐた。ふとした氣紛れから枕頭にあつた白扇をとつて胡蝶をめざして發止と打つと、扇は半開のまま要先を方枕の上に止め、胡蝶は巧みにのがれて編翻と簾の外に飛び去つてしまつた。

多年投壺の投矢法で鍛えた腕であつたから、めつたに規ひ外しのあらうわけはないのだが、それにしてもよく枕の上で扇がとまつたものだ、その偶然の結果が非常な興味となるに至つた。かくて再度扇を枕に投げてみたが、初手とは異つて枕の上に扇を止めることは容易に出来なかつた。かうしてそれを執念く繰り返してゐるうち、ふと投壺の投矢法から思ひついて、通寶十二字を懷子紙に包み、それを方枕の上に胡蝶の身替として投扇してその包みを打ちおとしてゐるうち、いつか手練を積んでつひに十二包を片つ端から打ち落すやうになつた。かうしたことから、あの投壺のわづらはしい儀式より、はるかこの投扇のほうが興が深いとの考へと、この創意を酒間の興にもあそんだらさぞ面白からう。との思ひつきから、彼の晝寢の賜ものなるこの遊戯に投扇興と名づけ、盛んに宣傳したところ、頗る時流に沿ひ、人氣に投じた結果、つひに投壺の勢望をしのいで投扇興の流行となるに至つたのであるといふ。果して投樂散人の晝寢の夢のたまものかどうかは疑問とするも、投壺の投矢法より案出せられたものであることには異論がないのである。

この投扇式に記述さるる席法・竝に禮式の次第書によると、



興扇投所載『起登浪登世』

一、席法の事

一、枕の前後に席を定め、枕より扇のたけ四ツ或は三ツを隔てて座す。
但し記録を附る役人外に一人。
左に字扇取役一人。右に銘定行事一人。

二、番数を定め投扇する事

一、一席を假りに十番と定め又五番にてもよし、但し高砂、白妙を打つ時は褒美として度中一盃づつ飲むのであつて、又嵐・瀧川を投れば過料としてその人に二盃の罰杯を飲ませるのであり、その定めの中に高砂白妙を打てば過料たる罰杯を免ぜらるのである。

三、席上の事

一、猩猩絨乃至羅紗又は更紗・毛氈之類、長さ八尺幅一尺七寸、その敷物の中央に枕を豎に据ゑる。毛氈は尺不足ゆゑ、扇の寸法にて尺だけ退りをること、敷物より要が出る時は負けとなる。

四、枕之事

一、塗枕あるひは蒔繪いつかけ等、但しいづれにても各人の好みによることとする。但し蒔繪としては銘の内にて繪柄のよいものを用ふ。

五、扇の事

一、金銀の扇に極彩色にて山櫻あるひは紅葉銘の内にて繪柄をきめて畫かせる。扇骨は十二軒、黒塗蒔繪の毛ぼりのものを用ひる。要は必ず金・銀のいづれかを用ひたといふ。

六、字之 事

一、十二字但し文銭錦金入等でこれを布に包み、更に金紙か銀紙にて裏打ちをして包み、金銀の水引にてそれを結び、枕の上のせて置く。

七、禮式 傳

一、通寶十二字を銀紙五寸四方に裁ちて包み、蝶の形に摸して玉簾の水引にて結ぶ。十二字は即ち月の數を表はすので是を玉といふ。

但し即席の遊は、有合せの紙で一向差支ないが本式の遊びの際は前述の通りにするのを本式とする。

一、扇は十二骨の俗扇を用ひ、地紙は淺黄色、金銀泥にて散る紅葉をあしらふ。即席の場合は有合せの扇を用ふ。

一、枕は常の木枕の寸法と同じく、これにも散る紅葉を金銀にて描くかあるひは梨子地黒塗となす。これを的臺といふ。

但し即席の場合は前と同じ。

一、敷物は猩猩絨乃至は絳羅紗あるひは毛氈等であつて、幅は扇丈にたち切つて用ふる。これを稱して投席とす。

但し即席の時は前と同じ。

一、枕と投席の間は四季を象どつてまづ四扇をもつて隔となし、投壺の如くに向ひ合つて著坐し、扇を構へ互

ひに先投の辭儀よろしくあり、かくて後投扇を始める。投扇は十二度をもつて滿投とし、單に假初めの遊事にさいしても、三十一文字になぞらへ、勝負によつて褒美を興へ香の如く記録にのせる。百人一首を書くのであるから、遊法をみだる事はお互につつまねばならぬ。

一、投壺の場合はまづの中心となる所へ、左右扇のたけ四たけづつ退つて向ひ合ひとなり、投席の中央に的臺を据え、的臺の左右に執事格の者一人と的玉をなす人と向ひ合つて坐る。

一、相撲行事の場合は四本柱を用ふ。柱の太さは三寸廻りぐらゐとし、長さは疊ぎはより天井ぎはまで、扇ふたたけづつ、屋根は青き土佐紙の類にて張る。もつとも屋根障子は格子みつくりひにてよく、幕は紅・白縮緬を交ぜ幅三布にて四寸、丈は四本柱の四方一ぱいとし、四本柱は紅白の縮緬をもつて捲きあげるのである。東・西を分ち横綱・大關・關脇・小結・前頭と順位を定め組合せ、執事の向ふに坐し、的玉を直す人、軍扇を擧げて勝負を頒つ。これとりもなほさず大角力における行司役である。

以上で大體投扇興に關する儀禮を終つたから、百人一首に象どつて得點する表十組・裏十組の點數を詳記するとしよう。

表 十 組

龍 川 瀬をはやみ岩にせかるるたき川の 過料 二 點引
散 花 久方の光のどけき春の日に 三 點

龍田川 ちはやふる神代もきかずたつた川 七 點
 秋風 秋風にたなびく雲のたえ間より 八 點
 富士 田子の浦に打ち出てみれば白妙の 十一 點 (但し要枕の脇へはづるる時ハ八點)
 筑波根 つくばねの峰より落つるみな川 十二 點 (字讀みたふるる時ハ八點)
 橋立 大江山いくのみちは遠けれど 十三 點
 千鳥 淡路島かよふ千鳥の鳴く聲に 十四 點
 春の野 君が爲め春の野に出でて若菜つむ 二十 點 (枕より扇はづれて下におつるときは十五點)
 白妙 はる過ぎて夏來にけらし白妙の 廿五 點 (褒美包枕につけば褒美なし)

裏 十一 組

高砂 高砂の尾上の櫻咲きにけり 三十 點 褒美
 小筵 きりぎり鳴や霜夜のさむしろに 廿二 點
 假寝 浪速江の蘆の假寝のひと夜ゆゑ 廿一 點
 山櫻 もろともにあはれと思へ山櫻 十九 點
 沖ノ石 我袖は沙干にみえぬ沖の石の 十八 點
 小倉山 小倉山峰のもみちば心あらば 十五 點

軒端 ももしぎや古き軒端のしのぶにも 十二 點
 有明 ありあけのつれなくみえし別れより 十 點 (色扇の下に入る時五點)
 玉の緒 玉の緒のたえなば絶えね永らへば 九 點
 我庵 我が庵は都のたつみ鹿ぞすむ 五 點
 嵐 嵐吹くみむろの山のもみちばは 三 點 (過料 (包起る時は過料二點))
 手枕 春の夜の夢ばかりなる手枕に 二 點

以上は包みの打ち落し方扇の當り方につれてそれぞれの名稱によつて特點づけられるのであつて、これは各自の好みによつてきめてもいい規則であるから、その一つ一つについての詳説をさける。このほか『投扇式』によると點數は一扇あるひは十扇と扇の數によつて得點と罰點とをかぞへて行く方法もあつた。

上述のごとく投扇興は投壺と比較して甚だ趣味的であり一般的であつた。投壺が一部の階級に限られたものであるに反し、投扇興は婦女子でも容易に出来る可能性があつたので、創案以降時流に沿つて凡ゆる階級から大歡迎をうけた。すでにこの戯れは當時の公卿殿上人だちの間にまで勢力を有つに至り、近衛關白の御前で、柳原權中納言ほか數卿が集り投扇興の遊事にふけられたことが『續史遇抄』にみえてゐるほどであるから、その盛大さは想像のほかであつた。

しかも文政三・四年に至つて、つひに江戸の盛り場淺草寺境内では中川五兵衛といふ男が賭錢をして盛んに風儀を紊すに至つたので遂ひに禁止の制歴に遭つた事が『武江年表』にみえてゐる。しかしさうした制禁の裏面に

あつても決して廢滅する事なく遊玩二つの生命を持續し、明治年間再び流行し、その後流行の勢力を減殺するに
はしたが、いまだに廢滅せず一部の階級の間にあつて遊玩二つの生命を持續してゐる。

第十八章 雜 遊

一 松葉鎖・松葉の兵隊 玩具の名稱は「おもちゃあそび」より轉訛し來つたものであるから、遊戯分子が多分に包蔵されてゐることは異論ないのである。これ等遊戯に使用される玩具は往往高級な形體を具備したものでないと、玩具價値を認めないものがあるが、子供の意識によつて遊戯せられる場合は、假令一木一草といへど決して輕蔑をもつて輕輕に看過してはならない。よしそれが一本の松の葉であつても、これが子供の想像力によつて、松葉の鎖りあるひは松葉の兵隊などに作らるる時、子供の想像力を發達せしめ且つ遊戯に對する認識を深める點は、却つて高級の玩具に數等まさる場合があるのであるから、この點子供の監督者は十分の考慮を拂ふ必要があると思ふ。

昭和三年
梓行『川柳點』の句に、

迷惑なことごと禮の供

松葉で鎖りこしらへる

とある。これは主の供をして行つた下男が、待たされる間退屈のすさびにつくつた松葉の鎖りであらう。しかしそれが子供によつて作らるる時は、十分の感興と製作慾とがともなふのであつて、強ひては趣味的好藝の助長と

もなるのである。さらに松の葉の又と又とをさしかけてひききる遊びもあり、又松の葉をもつて兵隊をつくり、それを立て竝べて呼吸をふっかけ倒ふし合ふ戯れもある。これを古昔は松葉の兵隊と呼んでゐた。『類柑子』に、

童の時の遊戯を思ひ出られて、松の葉をして人を作り、松の葉の弓、鎗、長刀、それぞとみゆるものを取り持たせて、左右にわけ、息を吹かけて争はするに、人間の動靜起臥おのづからにして勝負決然たり、これは無心の松葉ながら、人の息して働かすれば、有心有情のものとみるに、折ふし庭の松風吹き落ちて松の葉の兵、散散に打たふれて、忽ち風前の塵となるを、浦風なりけり高松の朝嵐とぞ唄ひ侍る。

と優雅な雅懐がものせられてゐる如く、よしそれが松の葉の兵隊であつても、詩情をもつてこれに接すれば立派な玩具となり遊戯となるのである。以下かうした植物性乃至は昆蟲戯に就いて詳説するとしよう。

二 蚊子の笛・麥笛 蚊子樹の蟲をとつて、これを笛とするを蚊子の笛といふ。『大和本草』に、俗に猿瓢といふとある。これを探つて穴を穿け、口にして吹くと宛も笛の如くひやうひやうと鳴るところより、ひよんの笛といはるるに至つた。この蟲は頗る軽い蟲とみえて、

『續山井』に、

ゆふがほにみとるるや身もうかりひよん

とある。こは芭蕉桃青が若き時の句吟であつた。夕がほは瓢にして軽るく水に浮むものであるから、その花を

詠むる自分を瓢より軽い蚊子にたとへたのであつた。浮かれものを瓢輕と稱するのはかうした経路より生まるるに至つたのであらう。

この蟲笛に對して、麥笛といふ頗る田園趣味の横溢した草笛があつた。

延寶八年『洛陽集』に、

麥笛や折柄蟬に一聲あり 榮也
麥笛の夜如に人の在所あり 榮也

何時頃誰人によつて吹き初められたといふ確證はないが、延寶以前より遊事に供せられてゐたのは事實であらう。

正徳三年『和漢三才圖會』卷二に、

大小麥中空白、小麥桿烏硬、小兒用以麥笛之也。

とあるは、前例の麥笛と同じく野生の麥を加工せず、そのまま切つて笛となすのであつて、宛も杜中の葉を捲いて鳴らすのと何の變徹さがなかつた。後世に於ける首笛に麥葉をもつて飾りとしたのは全然相違してゐた。

三 蛙の葬 蛙をつらまへて投げつけ、鬻り殺しにして地上に小坎を掘り、車前草をその坎の中に敷いて、殺した蛙をその上にのせ、さらにその上にまた車前草を蔽ひ、子供たちがその小坎の周圍をめぐるながら、

かへるどのお死にやつた

おんばくどのおとむらひ

と、聲聲にいひ呪なうと、かならず殺された蛙が蘇るものと信じられてゐた。

『百物語雙紙』に、

今に子供までがあまがへるどのはいつ死にたまひしなどいひて、とむらひける。

とあるは、やはりかかる童たちの戯についていつたのであらう、蛙と車前草の關係は平安朝以降前記の如く信じられてゐたとみえて、

『蜻蛉日記』に、

山でもりの後は、あまがへるといふ名をつけられたりければ、かくものしけり、こなたさまならでは方もなどなげかしくて、

おほばこの神のたすけやなかりけん

ちぎりし事をおもひかへるは

とある如く、戀の裏切られたるを思ひ返ると蛙にきかしてあることや、おほばこの神などといはるるをみれば、車前草が蛙を蘇らす奇功に富むとは、はるか上代より信じられてゐたのであらう。『毛詩』の宋苴の郭璞が疎曰、今車前草大葉長穗、江東呼_レ蝦蟇衣とあり、又陸璣の『草木疏』にも、車前草一名蝦蟇衣。とあるによれば、車前草と蛙との干係は可成り密接なものに異ひなかつた。

『本草啓蒙』に、車前草_ハとあり、陸奥にてカヘルハといはるる。蛙釣りとはこのくるまば草をまるく小さく捲いて糸にて結び、蛙の目の前にぶら下げるとばくりと飲む、それを釣りあげるをいふ。『和漢三才圖會』に、狗尾草_ノ原野多有_レ之、小兒用_レ之釣_レ蛙戯者とあれば、あながち蛙釣りに車前草のみと限られたわけではなく、狗尾草も亦等しく用ひられたのであつた。

四 蝸牛角出せ

蝸牛をつらまへて角出せ棒だせといふ遊戯は古來より行はれつつあつたものとみえて、

山崎宗鑑撰『犬筑波集』に、

まへやまへやと江口にぞいふ

世の中をいとふまでこそかたつむり

とかく俳諧化されあるほか、延寶八年刊行の『日次紀事』に、蝸牛見人則謂_レ縮、兒童相聚謂_レ出出出、不出則打_レ破釜云爾、此蟲俗釜云。とあるが元祿以降にあつては出る出ない釜をぶつこはすといははず、

まひまひつぶる

お湯屋のまへに

喧嘩があるから

角だせ槍出せ

といひ囃すのであつた。また蝸牛が至極遲鈍に樹の幹などを這ひつたふをみて、これに舞ふといふ形容が用ひ

られた。

『夫木集』に、

家を出ぬ心は同じかたつぶり

たちまふべくもあらぬ世なれど

とある。この詠吟は土御門院の御製であるといふ。又『尤の艸紙』に、かきほにまふはかたつぶり、とあれば旁々もつて證となし得るであらう。また、

貞徳の『與止賀波』に、

牛の子にふまるな庭のかたつむり

角ありとて身をなたのみぞ

とあるは、菅原道真の作歌であるといふ。

文七にふまるな庭のかたつむり

其 角

の句は、以上の作歌によつて作吟せられたるものである。

五 蝙蝠山椒くりよ 暮色せまつた夕暮れの軒下をかすめて流れるやうについとそれる蝙蝠をみて、

蝙蝠蝙蝠山椒くりよ

柳の下で水のむしよ

と唄ふのは、蝙蝠のあだかも山椒に咽せたるが如きせつなげなる鳴聲なるより、かく唄はるるに至つたのであつて、『可笑記』に「にぶ男の沙汰の限り、かうもりのつにむせたるやうになきづらなる侍めり云云」と形容されてゐるが、睡にむせるとははるか後代にいひ訛れる形容であつて、最初は醉にむせてといつたのであつた。『犬筑羽集』に、

おぼろ月夜にわたるかうもり、照りもせず、くもりもやらず醉に咽せて云云。

『守武千句』に、

山しようことにむせわたらばや

かうふりのすものがたりのつれづれに

とあれば、その證となしうるであらう、更に『百物語』に「山椒にむせてはあかがねにかぶりつきてなほる」といはるる如く、蝙蝠と醉と山椒とは全く附きものの如くに考へられてゐたが、決して蝙蝠が山椒や醉を好悪したのでなく、宛も醉や山椒に咽せるが如き鳴きづらき聲なるゆゑ悪聲などの形容とされたのであつた。

正徳三年『和漢三才圖會』に、

蝙蝠性好山椒包紙於紙地之、則伏翼隨落、竟捕之。

とあるが、それは詭辯であながち紙に包むは山椒のみに限らず、土でも小石でもよいのであつた。蝙蝠の飛んで来る前へそれを投げると、紙包の落ちるを覗つてすうつと舞ひ下りて来る。子供はそれを待ちかけて竹竿などで打つのであつて、『和漢三才圖會』のいへる如く手掴まへになぞ出来えないのである。

六 水馬釣り 水馬はアメンボと訓じられてゐる。蠅を糸にて結び橋下の渦巻などに蒐まつてゐる水馬の群に垂してやると、直ちに蠅に飛びついて来る。それをゆるゆる手繰つて手許に手繰りよせる。アメンボは水練の達者であるから、これを飲むと水練の達人になるとの迷信からこれを飲む者がまゝあつた。俗説によるとこれを飲むと宛も飴の如き香氣があるとより、アメンボと稱せらるるに至つたともいふ。

かうした遊戯は日本のみに行はれたのではなく、支那に於いても亦遊事されつつあつた。

『五雜俎』に、
水馬惟蠅以髮繫飼之則播抱不脱釣至案内不知也。

とある。同様の悪戯に漢名を釣駱駝といひ和名天邪鬼といふ蟲釣り遊びがあつた。釣駱駝は土中に巢がけてゐる小蟲であつて、これを釣るには燈心の尖に胡麻油を浸し、釣駱駝の栖息する穴の中に靜かに燈心を挿し込むと造作なく釣れる。その形状は吳公に似た小さい白い蟲である。『嬉遊笑覽』に「天邪鬼といふ蟲あり、春夏の頃地上に小さき穴あり、燈心に油を蘸して穴に入る事二三寸にして燈心の動くをみてひき出せば、小さく細長き蟲の、身白きむかでの形したるが、燈心に食ひ付出づ、身を屈むれば、背に高き所あり、故に漢名を釣駱駝といふ」とあれば、支那に於いてもかかる悪戯が行はれてゐたのであらう。また土中に三寸餘の穴を掘り、巢をかけてゐる土蜘蛛の一種がある。その巢の端より少しく土の上に出てゐるのを撮み、捻ぢ加減に引出すと蜘蛛は巢の中に包まれて、出袋の中にて足を擴げてあがく爲めわれとわが腹を斷つところより腹きり蜘蛛ともいはれ『本

草綱目』には蛭蟥と綴られてゐる。

七 罰戯 罰戯とはある遊戯の勝負に負けたる者に罰を課するところよりえた稱呼で、獨り日本に限つて行はるる遊戯ではなく洋の東西を問はず行はれた。かのワグナーの如きは其の著『兒童の遊戯』の中に、この罰戯數篇を撰み、兒童教育に資しつつあるのを見ると決して輕視しえないと思ふ。

古來よりわが國で行はれた罰戯には負者に耳かけシッペイ（耳より頬にかけて人差指と中指とにて打つこと）、シッペイ（手の甲を二本の指にて打つこと）、墨たふれ（墨を顔に塗ること）等の所課を課することとなつてゐた。『色道大鑑』に、

常の骨牌をうたんに賭を定めずしては不興なり、但し定むるとも耳引かけ竹筥がけをよしとす。

とあり。また貞徳の『安布良加須』には、

拭ふべき紙を手に持ち泣くばかり、すみたふれにや負て腹たつ。

とあるから、徳川氏の初期時代より盛んに行はるるに至つたのであらう。ところで古來より行はれた罰戯の種類を調べてみると、

1. 竹筥がけ 二本の指にて榮螺の蓋を割ること。
2. 骨牌勝負。
3. 追羽子。

4. 紙つけ合 これは額へ唾にて紙を貼りつけ、眼のあたりまで下つたのを吹き落し・吹き落し損ねたる者を負けとするをいふ。

寛文八年刊潮春撰の「横山井」に、

短冊は紙つけ合ひか花のさき

と、花を鼻に通はした紙つけ合ひの句がものされてゐる。

5. 綿吹き 圓卓の周圍に集まり、その中央に一片の綿を置き、これを一人が他の者に吹き送ると、それをまた他の者に吹き送る。綿は宛も鳥の逐はるる如く上下左右に飛翔するのを交互に吹き飛ばし・吹き誤つて吹き手の身體についたり、吹き落したりした者が負けとなる。

6. 俚諺の物真似 一同沈黙のまま身振、もしくは手振・手真似・表情の變化等をもつて諺の意味を表現する。一種の沈黙狂言。これには茶番めいた可笑味が多分に抱藏さるところより、古來より洋の東西を問はず行はれた。いまその一例を示すと、まづ眼を閉ぢ、もしくは手拭にて眼隠しをなし、牝雞の鳴き聲をなし、足にて土を掻き、左右の腕を以てはばたき、口を以て飼を嚙む真似を巧みに演ずる。こは「眼の見えない牝雞でも亦穀物を見出す」といふ古諺の演出であつて、針の孔より天井を覗く・負うた子に教へられて淺瀬を渡る・豆腐にかすがひ・闇に鐵砲・蒔かぬ種は生えぬ・鑿といへば槌・なすときの闇魔顔・猿も樹より落ちる・挿木で腹を切る・盲目蛇に怖す等は適時演出するに適はしいと思ふ。

7. 碁石挟み これは一名を碁石茶漬ともいふ。碁を卓子の上なりあるひは疊の上なりにばら撒き、各兒杉の

割箸をもつて挟みとる用意をなし、一・二・三の合圖を待つて一齊に挟み取りを競ひ、數多く挟み取つた者を勝ちとする。一番少なく取つた者に罰として一藝を演ぜしめる。

8. 額の茶碗 これは一座の者がジャン拳で順をきめ鬼になつたものが額に水を一杯湛へた茶碗を乗せ、靜かに座を立つて圓座を一廻りして、自分の座に歸り首尾よく著座すれば次の者が代つてそれを行ふ。しかし一滴でも水を流したときは、その罰として適當な演技をする。

9. 羅漢廻し こは表情・動作等の表現を真似あふ遊戯で、一同圓陣を作り異口同音に、
羅漢さまがそろつたら

廻さうちやないか

と唄ひ囃し、ヨイヤサノヨイヤサで唄ひ終ると同時に各兒思ひ思ひの姿態をなし、再びヨイヤサノヨイヤサと唄ひ終るを合圖に各兒自分の左隣の人の姿勢もしくは表情を真似、ヨイヤサノヨイヤサと次第に口調を早めて唱へる都度次にそれを真似、とど真似しそびれたる者が負けとなり、負けた者に罰として一藝を課する。
これ等の遊戯に課さるる罰遊としては、

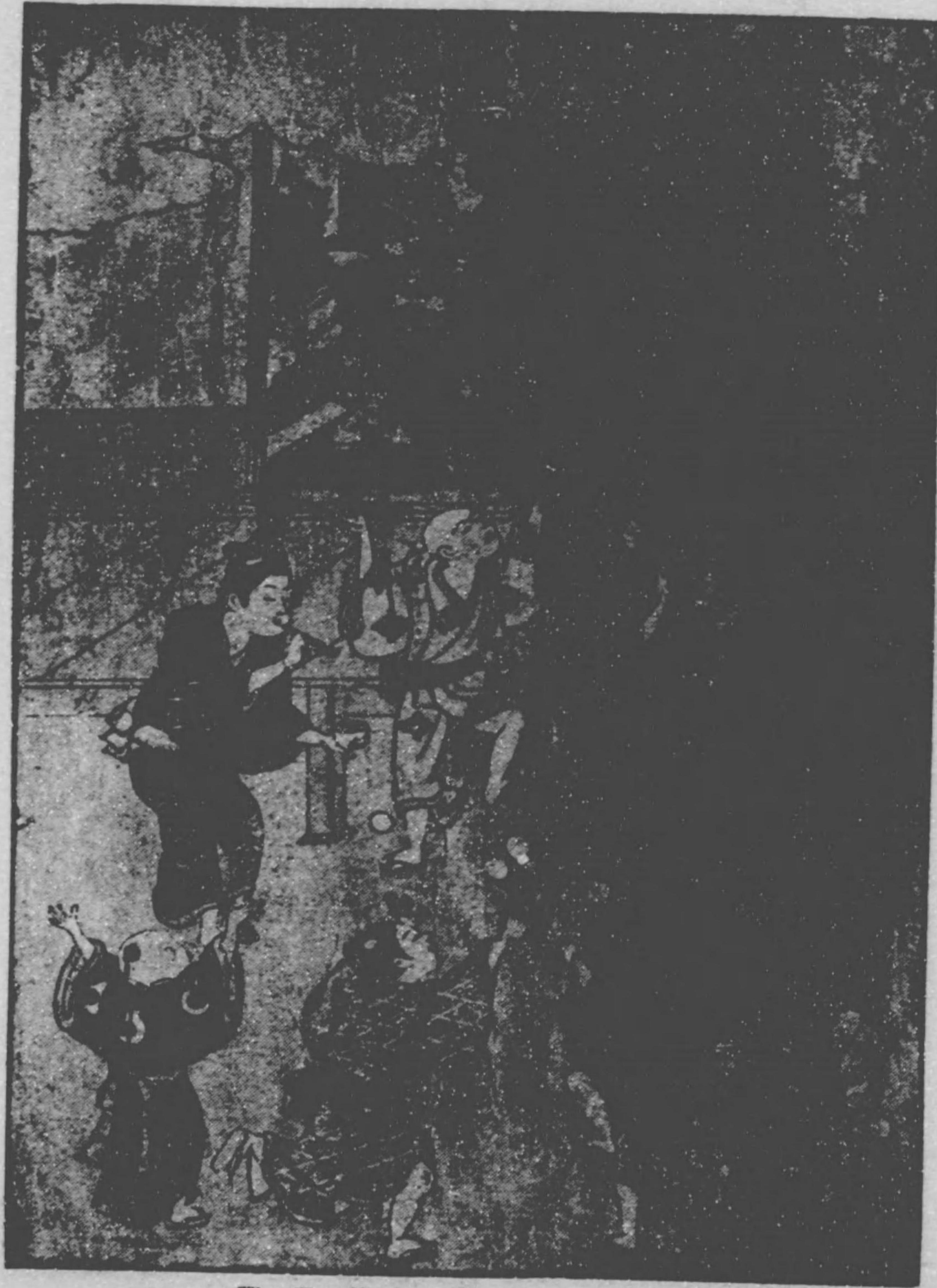
1. 片足にて立つて各人へ一一挨拶する。
2. 假面の似顔。
3. 指を用ひず骨牌を拾ふ。
4. 笑はずに口笛を吹く。

5. 得意の唄を歌ふ。
6. 我が足先に接吻する。
7. 剣舞。
8. 仁王の立像を真似る。

等であるが、罰として課する罰戯は滑稽諧謔なるをもつて宗とし、危険もしくは醜態なるもの、苦痛を伴ふものを排除し、常に和樂を念とし、假初めにも人を侮辱するが如き所課を負はしめてはならない。

ハ シャボン玉 江戸時代に於ける兒女の遊戯園内にあつて、夏季のすさびになるシャボン玉は、もと和蘭より舶載された石鹼の溶き水を用ひるところよりシャボン玉といはれたのであつた。シャボンの名稱は和蘭語が日本語化したものにほかならない。『本草綱目』の草土部には石鹼とみえてゐる。この石鹼が一般的にシャボン玉の材料とならぬ時代には、無患子または芋殻あるひは煙草の莖などを焼いて、その粉末を水に浸し、よく攪拌してその溶液を細い葭の先に薫し、これを吹くと幾十球となく続けさまに吹き出された水圏球はふはふはと宙に流れ浮いて陽に映じ、青・白・紅・紫・茶といろとりどりな五彩の虹を吹きわける。しかし和蘭人によつて傳來された石鹼が一般的となるに至つて、以上の如き材料は使用せず、石鹼の溶き水に無患子の焼粉を混ぜたものが用ひられるやうになつた。

但し此の水圏戯は獨り日本のみの獨專的遊事ではなく、唐朝時代には早くもこの水圏戯に類似せる遊事が行は



豊雅筆 シャボン玉

- 5. 得意の唄を歌ふ。
 - 6. 我が足先に接吻する。
 - 7. 劍舞。
 - 8. 仁王の立像を真似る。
- 等であるが、罰として課する罰戯は滑稽諷刺なるをもつて宗とし、危険もしくは醜態なるもの、苦痛を伴ふものを排除し、常に和樂を念とし、假初めにも人を侮辱するが如き所課を負はしめてはならない。

八 シャボン玉 江戸時代に於ける兒女の遊戯園内にあつて、夏季のすまみになるシャボン玉は、もと和蘭より舶載された石鹼の溶き水を用ひるところよりシャボン玉といはれたのであつた。シャボンの名稱は和蘭語が日本語化したものにほかならない。『本草綱目』の草土部には石鹼とみえてゐる。この石鹼が一般的にシャボン玉の材料とならぬ時代には、無患子または芋莖あるひは煙草の莖などを焼いて、その粉末を水に浸し、よく攪拌してその溶液を細い葎の先に蒸し、これを吹くと幾十球となく続けざまに吹き出された水園球はふはふはと宙に流れ浮いて陽に映じ、青・白・紅・紫・茶といろとりどりな五彩の虹を吹きかける。しかし和蘭人によつて傳來された石鹼が一般的となるに至つて、以上の如き材料は使用せず、石鹼の溶き水に無患子の焼粉を混ぜたものが用ひられるやうになつた。

但し此の水園戯は獨り日本のみの獨專的遊事ではなく、唐朝時代には早くもこの水園戯に類似せる遊事が行は



雅雅 シャボン玉

れてゐた。

『物理小識』に、

濃鹼水松香末蘸小圈揮之、大小成_レ毬飛去、劉若愚言、熹宗能戲_ニ以水拋_ニ空中_一成_レ圈。

とある如く、唐の熹宗時代に於ける水圏戲と日本に於ける水圏戲とは多少の方法を異にしてはゐるが、水圏戲たるには何の變微さもなかつた。また『唐書』には、大中末京師小兒、疊_レ布漬_レ水紐_レ之向_レ日謂_ニ之拔暈_一とあるは、水圏戲とは全然その趣きを異にせる遊事であつて、布を水に浸しこれを眼近くかさし陽に向つて透せば彩色あだかも虹の如くなるより、これを拔暈と稱したのであらう。餘事はおいて江戸の景物としてシャボン玉がもてはやされるやうになつたのは、徳川氏の初期時代寛文・延寶の頃よりであつた。社界の種種相細大みのがしえな西鶴は、その著『好色一代男』の中において、松風琴之丞といふ陰間の美少年が口より水を吹いて壁に文字を描く器用さをさくもものしてゐるが、このシャボン玉だけは閉却してしまつた。

延寶八年刊『洛陽集』に、

空やみどりしやぼん吹かれて夕雲雀

又『紀逸點』に、

しやぼんの玉の門を出て行く

我貌の面目もなきしやぼん吹き

と、民衆藝術の唯一たる俳諧の取材たるに至つたのをも、延寶以降いかに兒女の生活圏内にあつて勢力を

持しつゝあつたかが想像されうるであらう。これが、

さアさア寄つたりみたり、評判の玉や、玉や

商ふ品は八百八町

毎日毎日お遊び

子供衆よせて辻辻で、お目につけねのない代物を

お求めなされシャボン玉、吹けば五色の虹が出る

と、兒女を顧客として江戸の巷街をシャボン玉屋なる一風變つた渡世のものが賣り歩くやうになつたのははるか後年のことではあるが、かくて層一層シャボン玉は江戸の景物として缺くあたはざる存在となつた。この頃浮世草紙の筆者と對立して、社界の細事を畫く浮世繪師によつてままたまシャボン玉吹きが畫材とされるやうになり、つひに天保三年七月、江戸中村座の夏狂言の演し物として、江戸の景物たるシャボン玉が所作事にしくまれ、『おどけ煮煮珠取』といふ外題で、中村芝翫四變化所作事のうち、清元連中の出語りでシャボン玉の所作事が演じられた。

さあさあ寄つたり見たり

評判の玉や玉や

商ふ品は八百八町

毎日ひにちお手遊び

子供衆よせて辻辻で

お眼に懸値のない代物を

お求めなされとたどり来る

今度仕出しぢやなければども

お子様方のお弄さみ

御存じ知られた玉薬

鐵砲玉とは事變り

當つて怪我ないお土産で

曲はさまざま大玉小玉吹き分けは

その日その日の風次第

まづ玉盡しではうなら

たまたま來れば人の客

なぞと知らせは口眞似の

木魂もいつか呼子鳥

たつきも知らぬ肝玉も

緊まる時には十算玉の

堅い親爺に輪をかけて

若いうちから珠數の玉

オット留まつた性根玉

しやんと其處らで止まらんせ止まるついでにわざくれの蝶蝶留まれをやつてくりよ

三下り 蝶蝶止まれや

菜の葉に止まれ

菜の葉がいやなら

葎の先へ止まれ

それ止まつた

葎がいやなら

木に止まれ

もし華魁え、華魁え、と

ついで染め易き廊の水

戀の暗闇行燈の

いつたばかりで後先は

格子のもとへ幾度か

陰で一夜は立ち明し

遊ばれるのは始めから

カン 心で承知しながらも

若しやと思ふこけ未練

晝のかせぎも上の空

鼻の先きなる頬冠り

吹けば飛ぶよな玉やでも

お屋敷さんのお窓下

犬に蹴爪づいてオヤ馬鹿らしい

口説きついでにおどけ節

伊豆と相模はいよ國向ひ

橋をかきよやれやれ船橋を

橋の上なる六十六部が落つこちた

笈は流るる錫杖は沈む

中の佛が龜泳ぎ

坊さん忍ぶは闇がよい

月夜には天窓がぶらりしやらりと

のばサ頭がぶらりしやらりと

こちやかまやせぬ

衣の袖のほころびも

こちやかまやせぬ

折も賑ふ祭禮の

花車の木遣も風につれ

エンリヤウ

いとも長き御代に住む

江戸の恵みぞ有難き

江戸の恵みぞ有難き

以上は『おどけ俄煮珠取』の玉屋の條りで、初演以來屢々上演された。

註。蝶蝶止まれはシャボン玉と同じく江戸の景物であつた。「世の中は蝶蝶止まれかくもあれ」と談林風の巨頭西山宗因によつて蝶蝶止まれが詩材となつた頃、京師八坂の茶屋の事を書ける草紙に、蝶蝶止まれの小唄が所載されてゐたか



【江戸名所圖會】所載 蝶 蝶 賣 り

ら、天和・貞享以前より遊戯的生命が持續されてゐたのは事實であつた。「蝶蝶止まれや、菜の葉に止まれ、菜の葉がいやなら、よしの先きにとまれ、そらとまつた。よしがいやなら、木に止まれ」と、かく唄ひつつ八つ折りの編笠をいと寛闊に冠つて蝶蝶箱を首にかけ、手には紙作りの蝶蝶を霞の先きにつけて、飛ばしたり止まらせたりして子供だちをめぐとして江戸の巷街を賣り歩くのであつた。この遊具は霞の節をぬいて元から糸を引き通し、その先に紙製の蝶を結びつけるのであつて、下腹に結ばれた蝶は霞の棒を振ふことに棒尖から宙にふはりと飛び、糸を引くと霞の切口に止まるしくみだつた。蝶はその羽形の大小によつて價ひも従つて異ひ、極彩色のものになると、二文・三文と高値になるのだつた。蝶は大抵そぎ竹をもつて羽の形に曲げ、髯も亦削竹を用ひ、首・胴・羽根ともに紙を張り、紅・紫色とりどりに彩り染める。而もこの蝶蝶止まれは、文政の初年頃より一進境をなし、頗る時代化して細い竹の節をなめらかに削りとり、中心にゴムを入れ、兩翼は紙にて張り、中心のゴムがよく捲けたのを見て手を放すと、ゴムの捲き反る反動で蝶が宙に飛ぶしくみになつてゐた。確か明治二十年頃まで上野の山下あたりで、この蝶蝶を飛ばして賣つてゐたものがあつた。明和八年板本『江戸名物鑑』に海老蔵蜻蛉賣の所作繪が所載されてゐるが、實際江戸の長物には蜻蛉賣りなるものはなかつた。おそらく蝶蝶止まれより案出され、歌舞伎劇の中に採り入れられたのであらう。

九 指石(キサゴ) 彈棋の遊事より案出された指石は、女兒の室内遊戯として指尖の働らきを専らとしたものであつた。方今では硝子製の物が用ひられてゐるが、往古はキサゴ若しくは小石なぞが遊戯用として用ひられてゐた。キサゴは『大和本草』に、チシヤコ小蝶なり、殼薄し、赤白の紋あり云々とあるは誤りにて、キサゴの殼

は堅厚で、そしてその小なるものには斑紋があるが、大なるものは灰色であつて斑紋がない。また小野蘭山の『本艸綱目山草部』には、白芨根形似扁螺とある。この白芨の根はキサゴに頗る似たものであるから、ここに扁螺と綴られてゐるのはキサゴのことである。京師にてはゼゼ貝といひ小兒だちはこの貝を紐に貫ひて翫びとした。ゼゼ貝の意は錢貝の意にして中古時代には江戸ではこれを(だんべいキサゴ)といつた。だんべいとは石積舟の稱呼であつて『風俗文選』の李由が湖水賦に、段平に大石を積むは耕作のたすけなり。とある。段平と稱する舟は平たく堅く作れるものなるが故に、これに思ひよせてキサゴの名に負はせたのであつた。きさごの大なるものは、江戸時代には手玉にも代用された事があつた。鎌倉時代の書『鶴岡職人盡歌合』蒔繪師に、「月かげにみぎはのきさごかきよせて、ここにまき繪のはこ崎の松」とあればキサゴの名目も亦古いものであつた。當時これが兒女の遊戯園内にあつたか否かは明瞭でないが、徳川家の中葉時代には兒女の屋内遊戯として盛んに翫ばれた。

西鶴作『好色一代男』に、

藻屑の下のさされ貝の浦めづらかに、手づから玉拾ふ業して、ままことのむかしを今にはじきといふことして遊びぬ。

とあれば、天和・貞享・元祿の頃女兒の室内遊戯としてキサゴ彈きが一般的となりつつあつたのをみとめうると思ふ。しかし指石にはキサゴと並んで小石も亦同様に用ひられたものとみえて、

『正章獨吟千句』に、

あてなるがせよと仰せの放會いひあひ

とあれば、指石として用ひられたのはキサゴのみではなかつた。これが江戸時代以降明治・大正・昭和の今日まで遊戯的生命を持續し、決して衰道を辿らなかつたのは、一には指尖の運動によつて指尖を器用ならしむる爲めと、二には幼女をして數量の感念を興へさしむるといふ、二つのよき遊戯的性質が具備されてゐた爲めにほかならないのであつた。

キサゴ指石は彈きとつたあとで貝を數ふるにさいし、貝をニツつとつて(チウシチウシたこのくはへが十てう。これをいひなまつて又チウチウたこかいな)といふ。このチウシもしくはチウは雙六詞の重二(二を二つ重ねたる數、唐音)のなまれるもので、重二重二が重なれば章魚の足の數となる。これに二を加へれば十となるより、たこの加へが十てうとなるのである。

キサゴ指石はひとり江戸のみのもてあそびではなく、ほとんど全国的に遊戯的勢力を持つてた。しかし所かはれば品かはるとへに洩れず、江戸と長崎とではその遊法に自らなる相違があつた。『長崎歳事記』によれば、キサゴを猫貝といひ、キサゴ指石をせはじきといふ。その遊法はまづ貝を握りそれを手の甲にうけ、また手の中に握り取り、疊の上に散り餘つた貝は、一はじきとつて勝負を決するのであつて、十五握りといふのは、甲乙互ひに貝を十箇乃至二十箇づつ出し合ひ、甲乙順番に眼を塞ぎ面をそむけて、十五箇を掴み取つた者を勝ちとするのであつた。またとんのみといふのは、甲乙互ひに目印のある貝を一つ宛出し合ひ、かたみ交りにそれを掌に掴み、疊の上に振り撒いて、唯だ一貝だけが表となり、他の貝が裏となつた者を勝ちとするのであつた。江戸に於けるキサゴ指石の場合は、甲乙互に數箇づつ出し合ひ、順番を定めて先番のものがキサゴを全部掌に握り、そ

れを畳の上にはら撒いて、一一貝と貝との間を季指でひつきり、食指と親指とを輪とし、食指を以て弾きあててとるのであつて、弾きあつればその石をとり、いく度もこれを繰り返し続ける。弾きあてざる時は他の者の番となる。但し目的の石以外他の石に弾きあてたときは他の者の番となるのである。

このキサゴを舌の尖きに吸ひつける戯れを舌だみといふ。要するにキサゴを舌に吸ひつけば舌がだみて物がいはれぬところから、舌だみの稱となつたといふ『屠龍工隨筆』説。しかしそれは異論であると思ふ。神武天皇の御製に、「大石に八重菊纏へる小蝶子」と詠ませ給ひたるは、たみ重なれる石の御形容と仄聞する。タタミは重なるの形容であるから、あながち舌のだみゆるゑに舌だみといへるは妥當でないと思ふ。思ふにキサゴとは別に石だたみといふ紋理のある介があるので、この貝を舌に吸ひつけるところより、舌だみといひなまつたのであらう。

一〇 綾とり 綾とりは指石と竝んで兒女の室内遊戯中、指尖を働かす最も優雅なる遊戯で、時代的考證は明確でないが、西鶴の『諸艶大鑑』の子女の遊戯をいへる條に、絲どりの名がみえてゐるのをみると、貞享・元祿以前より兒女の遊戯圈内に存在してゐたのであつた。さらに寶永十二年の印本に圖掲せる如き江戸風俗の兒女が、兩人相對して綾とり之餘念なき風情が畫かれてあるのをみると、貞享以降寶永年間にかけて盛んに兒女たちの間に専遊されつつあつたのであらう。

この遊戯の手法は細き三尺ほどの紐の兩端を結んで輪となし、左右の手首もしくは指などからめたりひつか

を折居と呼んだのであつた。また、



寶曆十三年印本所載 綾とり

けたりして綾にとりわけける。甲が同じやうに指尖をもつて、川の形にからげると、乙がそれを小鼓の形にとるを更に亦甲が魚の形にとりわけける。かくの如く甲・乙かたみがりには絲紐を綾形にからげるところより綾とりといはれた。平安朝時代には田樂雜技の中に刀玉を綾にとりわけける田樂法師があつたが、それとこれとは全然同じからざる存在であつて、綾取りの形には川・小鼓・魚等のほか、

まだいく種かの名が名づけられてゐる。この綾とりには甲・乙が片手づつに綾を作り、それを甲・乙兩人にてまたほかの綾にとりわけける方法もある。現今でも全く廢滅せず未だに遊戯的生命が持續されてゐる。

一一 折居と切形 女子の趣味的好藝の一種紙折りは元祿時代には紙折りとはいはず折居・折形等と呼んでゐた。西鶴作『好色一代男』に、

あるときはをり居をゆかし、比翼の鳥の形は是ぞ云々とあるのは、紙の折りたたみ方によつて比翼の鳥を作るの

『五元集拾遺』に、

聖代を仰げる句と外題書して、

鶴折りて日こそ多きに大晦日

其 角

とあるは、初春の屠蘇の提子ひこなぞの飾りの爲め、紅白の色紙をあしらひ鶴を折つたのであらう。又、

『俳諧三疋猿』に、

折形の舟ながさばやかきつばた

麥 外

とあるほか『以呂芝居』には、女子の手遊びをいふ條に、折すゑの鶴・鉞形の兜などと紙折の名が並べてあるのを見ると、方今も兒女たちに盛んに翫ばれつつある紙折りの存在も古るものであつた。これ等の例證ではどの程度まで趣味的好藝が發達しつゝあつたかを知悉しえないが、古くは淺草寺境内の盛り場で、紙折りたんで見物のもとめに應じ、人物・花鳥・獸類のほか何なりと望みにまかせて、速座に折り作る紙折りの名手があつたことが『嬉遊笑覽』にみとめられてゐるから、今日と比して概して文化にめぐまれない當時の兒女の生活圏内にはかうした趣味的好藝が可成り發達してゐたのであらう。

紙折と相對的地位にあるきり形、つまり紙をたたみ鉞をもつて種種の形にきる遊戯を元祿時代にはきり形と呼んでゐた。

『俳諧名物鑑』に、

きり形に咲かせてみばや菊の花

とあればかうした手藝はかなり古く存在してゐたのであつた。寶曆十三年刊行『諸藝遊戯雙六』にはこのきり形を紋彫と稱してゐるが、鉞を用ひて紙をきりぬく手法には全然相違するところがなかつた。

當時この紋彫に探能なものは鉞にて紙のはしより切り初め、人形は肩も眼も鉞をとどめず、紙だけを廻して剪み終り、剪み終つて紙を合せると、宛も全紙の如くであつたといふ。また錦繪を白紙にかさね毛筋のとほりに細かく彫りぬいたものもあるといふ。

現在兒女のきりぬきに用ひてゐる切抜は、大抵線にそつて鉞みを動かしてゆくものばかりであるが、も少し獨創的であつてほしいと思ふ。

一二 堂堂廻り だうだう廻りは『拾芥抄』齋月の條に、正五九月云云此月月上十五日可三持戒齋行道慈覺大師廻り給ふ時、正月一日、二月八日、十二月七日。とある。この佛家の持戒齋行道と平安朝時代に行はれた御八講の折りの行道めぐりより胚胎して遊戯の端が發せらるるに至つたのであらう。

『榮華物語』本の序に、

十二、三までの小法師にねぶつのさまうつし云云頭は鼻をぬりかほはべにしろきものをつけたらんやうなり云云小さき地藏わはかくやおはすらんとみえ、又あまがつなどのものいひうごくともみゆ又ちごどものめぐりするとも見えたり。

とあるほか『源氏物語』神の巻に、「しはす十日ばかり中宮（藤壺）の御八講なり、又の日は院の御れう五卷の

日なれば云云。こた。ち。も。ほう。も。ち。さ。さ。げ。て。め。ぐ。り。給。ふ」とあつて、稚児達の堂堂めぐりをなせるは事實なのであつた。ここに御八講または五巻の日といへるは『源氏物語抄』に、「提婆品を講するなり、採薪及菓蔬隨時恭敬と提婆品にあり、八講は五日十座なり、五巻の日といふは中日にて薪の行道あり、行基菩薩の法華經を我えしことは薪とり菜つみ水くみつかへてそえしといふ歌を聲明にして行道あるなり、手桶に花を入れ、六位の藏人など荷なひて、主上の御行道のさきへ行なり、僧衆右の歌をはかせて唱ふるを讚嘆の聲といふ」とある。この日兒女たちが供物を捧げてめぐりしたことが、やがて後世市井の見習ふところとなつて、堂堂廻りといふ遊戯形式が案出せらるるに至つたのであらう。その起原は詳かでないが正保・慶安の頃には既に兒女の生活圏内にあつた。

『正章獨吟集』に、

小人どもの袖のあつまり、手車の果ての後のとどめぐり、廣廣とした辻堂の内。

とあれば、これが既に遊戯化さるるに至つた證となしうであらう。この遊戯をなすには多勢が手を繋いで輪形となり、

堂堂廻り

小めぐり

と唄ひつつ廻る。かくして一人が一の膳、あげましょといふと、他の者がいやいやといふ。かくして二のぜんいやいや三の膳いやいやを十の膳まで繰り返し行ふのであつた。しかし後世に於いては粟の餅をあげましょ、いやいや、米の餅あげましょ、いやいや、そば切素麩食べたいなといひつつ堂堂めぐりをするやうになつた。

因みにいふ。祝儀不祝儀に用ふる膳部は三の膳と限られてゐると思ふのは誤りであつた。『甲陽軍鑑』の料理獻立の事をいへる條に、十の膳が圖示されてゐるから、堂堂めぐりに唄はるる一の膳いやいやを十の膳まで數ふるのは決して意味のない事ではなかつた。

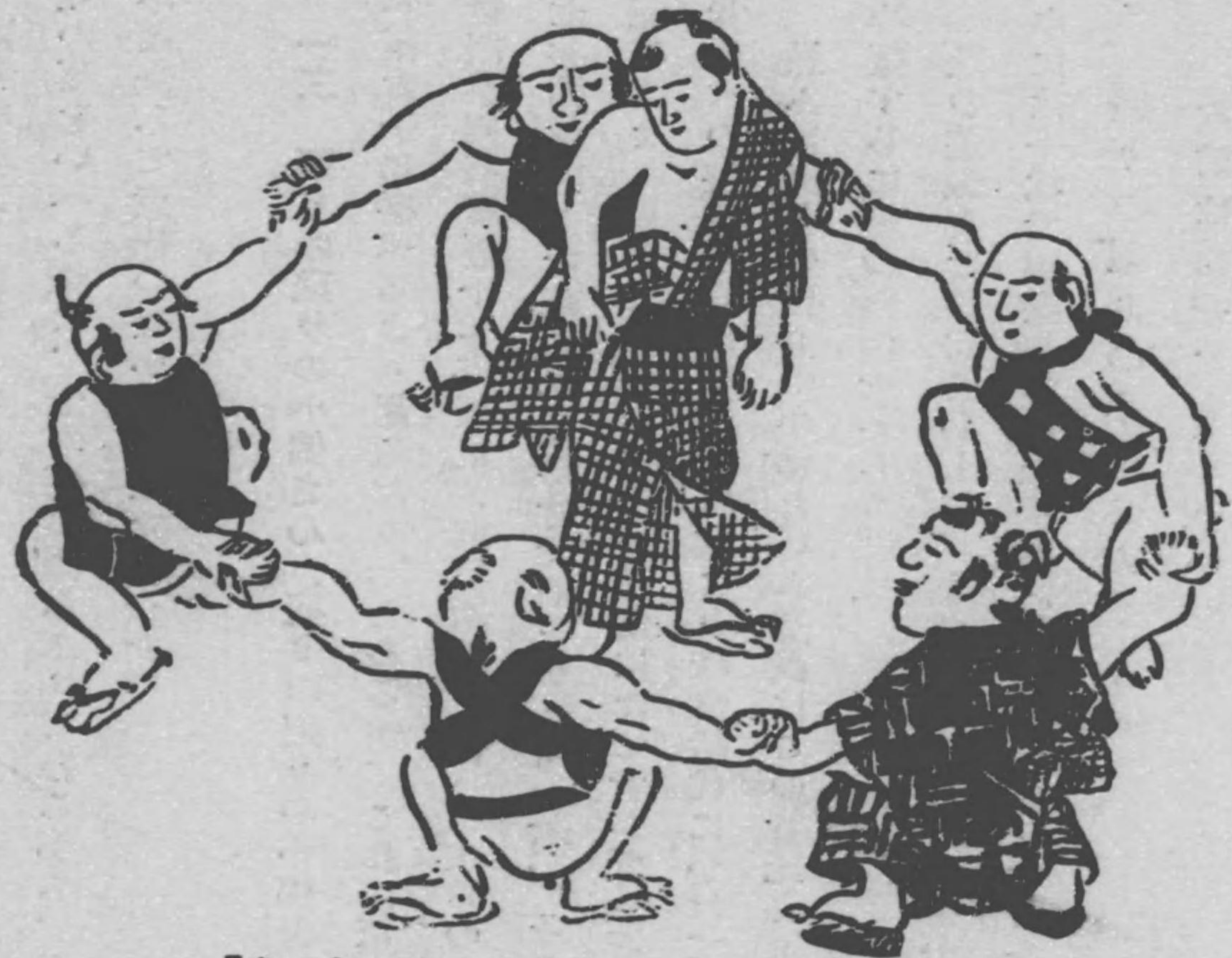
一三 廻りの廻りの小佛さん 廻りの廻りの小佛といはるる遊戯があつた。こはもと『輪藏經』に、「日博大士が兩童子に學べるより起るなり」とあるが、これに類似した背比べ遊びは古くより存在してゐたのであつた。『土御門泰邦卿實曆十年庚辰正月東行話説』に、「水口の宿はづれの橋をわたり云云小里今在家えもしれぬ處に、惡七兵衛景清、武藏坊辨慶が背比石といふもの有、その由來を聞に、昔辨慶この處にて晝飯を喰ひ居たるに、小兒打ちより遊びて、中の中の小坊達はなぜ背が低いぞといふ時、辨慶がたけ此石と等しかりしなり」とあれば、背比べの遊戯は既に平安朝時代より鎌倉時代にかけて遊事ぜられつつあつたのであつた。

思ふに廻りの廻りの小佛といふ遊戯はこの背比より案出され、兒童や兒女の遊戯圏内に採り入れられて勢力を持續するに至つたのであらう。

此の遊戯をなすにさいして、まづ多勢の兒童や兒女が手と手を連ね合ひ、珠數輪形となつて圓形を作り、輪の中には手拭で眼隠しされた小佛(鬼)を一人立てておいて、

廻りの廻りの小佛さん

お前はなぜに背が低い



『守貞漫稿』所載 堂堂めぐり

親の日に魚くつて
それでお前は背が低い

註。肉親の忌日には精進潔すべきものとされ、魚類鳥獸はこれをなまぐさ物として口にせざるものとされてゐた。こは遊事にさいして、それとなく佛前あることをしらしめたものであるから、あるひは日博大師が、兩童兒によつて作らるるに至つたといふ説が妥當であるかもしれぬ。

と唄ひながら、小佛の廻りをめぐるとき、小佛が躡踏めば廻りの者が立ち、廻りの者が躡踏めば小佛が立つ、かくしていく回もこれを繰り返し行ひ、とど誰か一人輪の中に駆け込み、小佛の手を持つてぐるぐる廻しに振り廻す。これは今までの位置で今までの方向を向かせて置くと、いくら眼隠しされてゐても、日頃の仲よし同志であるから、唄の歌ひ止んだ刹那誰が自分の前へ止まつたかは、薄薄感づかれる憂ひがあるので、そ

の憂ひを除く手段として行ふ。そしてそつと自分の所へ逃げ歸つて沈黙こくつてゐると、小佛は眼隠しされたまま、手探りで皆のゐる方へやつて来て、子供の頭を次から次へと撫でながら、

線 香 抹 香
橋 の 花 で
を さ ま つ た

と唄の切り字のたで、びしやりと頬を叩かれたものが、今度は鬼に代つて小佛となるのである。『守貞漫稿』に、この小佛の圖が所載されてゐるのをみると、かなり古くより兒童の生活圏内にあつたものであらう。

一四 千艘や萬艘 千艘や萬艘は龜戸邑に鎮座せる道祖神社の祭禮より遊事の端が發せられたのであつた。『江戸名所圖會』卷の七に、

毎歲正月十四日に之を興行す、此の地の童子多く蒐まりて、菱垣造りにしたる小さき船に、五彩の幣帛を建て、松竹杯をも粗飾し、その中央に寶舟といへる文字を染たる幟を立てたるを荷擔、同音に唄ひ連ねて、此邊を持ち歩くなり、その夜童子集會して遊び戯るるを恆例とす。

とある如く、享保の比より道祖神祭と稱して、毎年一月十四日に祭禮がいとなまれた。こは疫神除祭の爲めに

行事せられたのであつて、塞の神祭りとも道襲の祭ともいはれた。此の日村の児童たちは各村毎に集り、長さ四尺餘の小船を五彩の幣にて装ひ飾り、寶と染めぬきたる幟をこの舟に建て一同これを漕いで、

千艘や萬艘
塞の神祭れ

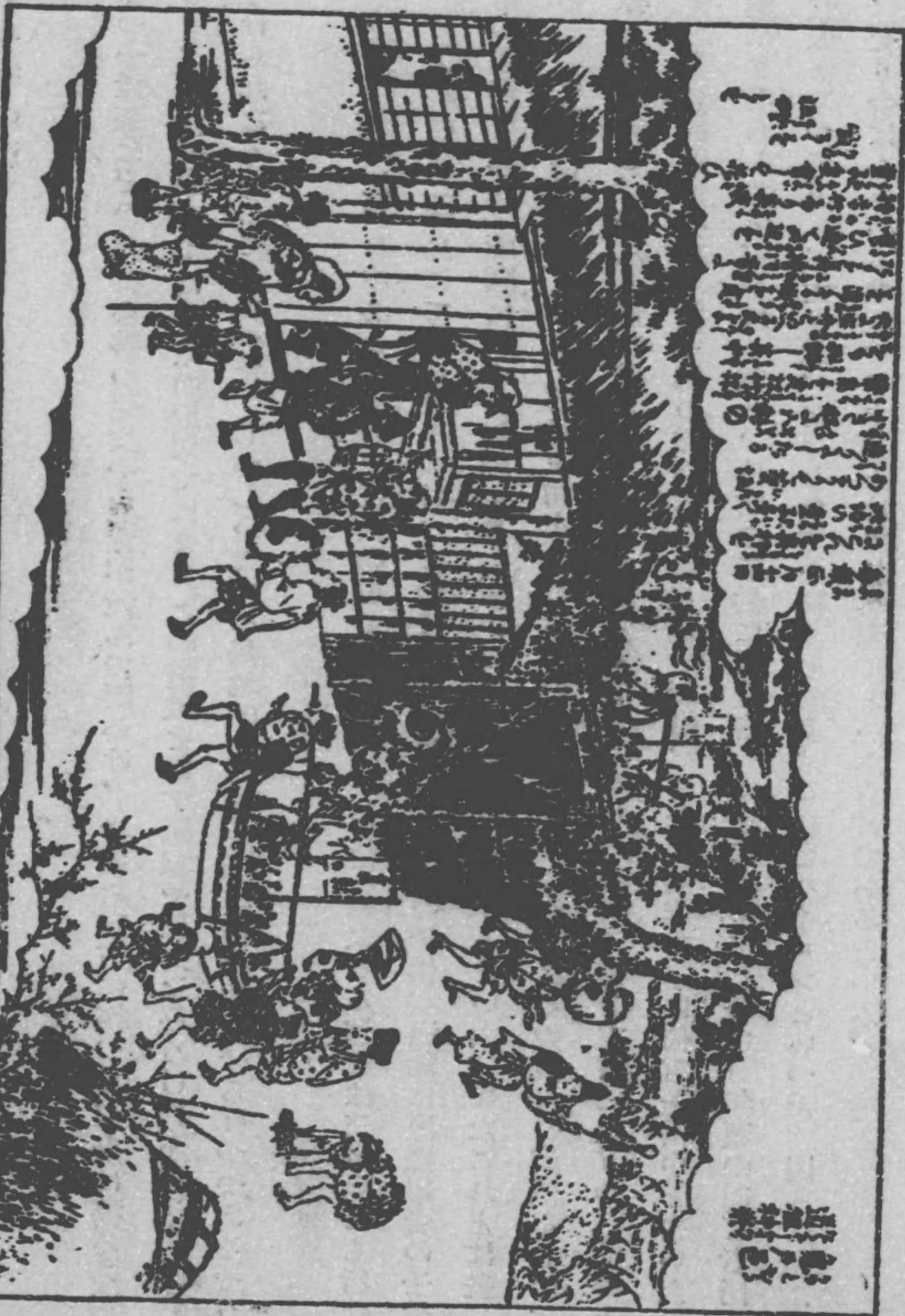
と、まづ神社の庭前に雲集し、かくて先導者が鉾を突き立て、順次に各村の家家を廻るのであつて、堅川筋より兩國あたりまで荷擔い歩いたものであつた。享保初年に始まつて明治初年まで龜戸道祖神の年中行事として行はれたのであつたが、明治初年にはつひに廢滅するに至つた。しかしこの児童たちの小舟を擔ぐ姿態は何時眞似られるともなく児童たちによつて眞似らるるに至り、江戸時代には遊戯として行はるるに至つたばかりか、つひに童謡をまで生ずるに至つた。

千艘や萬艘

お船がぎつちりで

ぎつちぎつち漕げば

ゑびす講大黒講



『江戸名所圖會』所載 千艘や萬艘

と唄ひつつ縁臺などの端に多勢の兒女や兒童が竝んで腰かけ、身體を左右に揺つて、舟に揺るる形容をなすのであつて、つひ近年までは東京の近郊ではまゝこの遊戯をなす兒童や兒女をみうけたものであるが、近年は一向見うけられなくなつてしまつた。しかしいまだに局地的には遊戯的生命が持續せられつつあるやうに考へられる。

この千艘や萬艘は江戸を中心として行はれた遊戯であつたが、これに相似せる遊戯は三宅島でも行はれた。『南島雜話』によれば、三宅島にては正月十四日、渡船はその乗組める水主の子供、漁船は漁獵組合の子供だが、その舟舟の雛形を送り、順順に村中を軒別に持ち歩いてこれを縁初めにするといふ。またこれとは些さか遊法を異にするが、『長崎歳時記』には、四月下旬より、市中の男兒が端午に行はれる競渡舟の眞似をして、二間あまりの竹棹を舟に擬し、何れも顔に丹を塗り、紙をたたんで髪に挟み、右の擬舟の左右に取りついて、セロウセロウワタイと異口同音に呼び、茜木綿の幟あるひは五色の紙幟、または劍旗などに何町子供中と書いたのを押立て小さい銅鑼を鳴らして町町を練り廻り、他町の子供に行き會へば互に幟を出し合ひ、年頃の同じ者同志が相方より一人代表となつて出て、走り競べをなし負方の幟をとる。これをハイロンといつた。因みにいふ、セロウといふは、せり合はんといふ意味でワタイとはこれへ來よといふ方言であるといふ。

一五 狐のお窓 狐のお窓とは左右の手を後前になし、指を組合せて中の空くやうにし、ここより覗き見するをいふ。もと輕率をいましむるといふ點より案出さるるに至つたのであつた。

『浮世物語』といふ紳紙に、

夫はこのとしごろ相なれて、それとはしりながら、流石に名残をししく思はれつ、かくぞよみける。子をおもふやみの夜ことにとへかした、ひるは篠田の杜にすむとも、と詠じてうちなげきけるを、妻の狐はたち聞て、限りなくかなしと思ひつつ、空を隔ててかくぞいひける。契りせし情の色のわすられて、我はしのだの杜になくなり云云浮世坊心づきてこれはいかさまにきつねのばかして、かやうにつれてありくかとおもひ、日ごろ聞たることありと、顔をふところさし入て袖ぐちより覗きみれば、せなかのはげたるふる狐、うしろ足にて立て先へ行。

とあれば狐の化生せるを下より覗けば、必ず化生せる姿を見現はしうるとは古くより言ひ傳へられて來たのであつた。また『奇異雜談』の鹽やにて鹽焼く男狐をみたる物語に、「竈の下火焰の中よりみれば、狐ひとつ雁をもちて、膝のうへにおきて撫でさするなり、不思議やおもひて、起ちて竈のうへより見れば、女が子を膝に置けるなり、また竈の下よりみれば、狐さきの如し」とあるごとく。かかる訛傳や傳説によつて狐のお窓が遊戯として創案せられたのではあらうが、しかしこれは輕率をいませめた一つの教材であつた。物にはすべて表裏があるから、必らず表から正しくみねばならぬ。といふ訓誨が諷刺の内にこの遊戯によつて示教せられつつあるのであつた。

一六 手車 兒女が兩人向ひ合ひ、互ひの肩に兩手を掛け合ひ四ツさしの形となる。これを手車といひ、此の手車の上に誰かを乗せて、

こりやてんぐるま

と囃し立てる。

『伽羅女』といふ草紙の、あるものの奢りをいふと外題せる條に、「すぐれし艶女二十五人、この女だちのつとめには、二六時中差別なく、御隠居の仰せに従ひ、皆立つてお手車」とあれば享保の頃には既に存在してゐたのであつた。その後この手車と同じ手車といふ玩具が創案された。『近世畸人傳』に「享保の頃手車といふ物賣翁あり、糸もて廻してこれは誰のちや、といへばこれはおれがのちやとこたへて童ども買もて遊ぶ。されば此人いづくれば、童つどひて喜ぶこと限りなし、後はまた難波に往て賣こと京の如くし、遂にとある家の軒の下に端座して死す、傍に小さき卒都婆を建て（小車のめぐりめぐりて今ここにたてたるそとば、これはおれがのちや）と書つけたり。いかなる人の世を説びて、かかりけん」と、その時をしる人かたりぬ」とあるほか『正章獨吟集』に、

小人どもの袖にあつまり

手車の果ての後のとどめぐり

とあれば、この玩具は遊戯の手車に胚胎して然る後創案さるるに至つたのであらう。

因みにいふこの手車一名賀茂の車は、文化・文政時代に至り於蝶殿の聲と優雅な名稱をもつて呼ばれ流行を新たにするに至つた。而して明治中期までは確かに玩具生命が持續せられつたのであるが、その後廢滅し

た。然るに近時佛蘭西より逆輸入されて一大流行をかちえ、大人も子供もほとんどこれが爲めに狂氣し、ヨロヨロ大會などと稱して盛んに狂喜しつつあるが、すでに享保年間に日本の三都に於いて盛んにもはやされた玩具なのに想倒する時、屹然たらざるをえないであらう。

一七 鬼の皿と橋の下の萬籟 鬼の皿と稱ぶ遊戯があつた。正保比の兒女の遊戯園内にあつて盛んに流行しつつあつたとみえて、ある日、堀田加州公が殿中にて林羅山に向ひ、童部どもの遊びに友を蒐めて左右の手を寄せてかぞへ、鬼の皿といふ事をなす、その計へ詞に、

ダイドノダイドノ

ダイガ娘ハ

梶原、

アメウチ盲ガ杖ヲ突テ通ル處ヲ

去ハヨツテ終ノケ

と唄ふ。故ある事に候や、と訊いた。

羅山答へていふ。

是は頼朝の時、御意に叶ひ、出頭して威を振ひたる人をかぞへたてたるにして、その仔細といふは一にダイドノとは、御臺所政子の御方をいふ。一も臺殿二も臺殿にて續いて數ふべきものなしといふ意にして、臺殿臺殿と

かさね呼びしなり、臺が娘とは頼朝の大姫君清水冠者の北を方をいふ。是また寵愛の姫にて、威有、次に梶原とは平三景時の事にして、アメウジとは安明寺とて、北條時政の妻牧の御方の一族なるが、盲人と成りて頼方の御咄し相手と成り御伽し、頼朝の許しをえて座席といへど杖を突いて歩行せるより、安明寺に行逢ふほどの者は、彼を傍にさけて通せし故、去は終に退とはいひしならん。と語られたといふ。

鎌倉時代の童謡が徳川家時代に至つていろいろと唄ひあやまられ、つひには遊戯として行はれながら、その遊戯的性質が不可解な謎のごとく思はれてゐたものは、この鬼の皿のほかに、橋の下の菖蒲といふ遊戯があつた。「嬉遊笑覽」に、「中山集に、橋の下の菖蒲は勢田の大蛇かな、此の童謡は、今も童が草履をぬいで、さうりけんちやうといふことすなり、或者に此童謡を云事は、一りけんちやう、二けんちやう、三りけんちやう、しけんちやう、しこのゑもはもととり、十方鴨豆なるゑだよ、あめうしはこの上にはめくらが杖ついでとをる所、そこはつんのけその譯もあれ、許六が(録倉賦)に、金洗澤星月夜の井橋の下の小歌はあめ牛めくらが威勢をそしり、小栗の説教は横山の強盗を語るとあるも、鎌倉に威ある盲人ありしとみゆ、橋の下の小歌といへる橋の下さうふの童謡なり、この言古きこととみえて「猿樂狂言」つとふ山伏などの山伏が祈り詞に、はしの下の菖蒲はたがうへたしやぶぞといへり。これもとより山伏の唱ふべき詞にあらず、唯童謡をとりて、祈りの詞めかしたるなり(中略)「伽羅女草子」に、封間が物語りする處、七年已前に越後町扇風方にて、橋の下の菖蒲はたがうへたと足拍子踏し云云。かくあれば、足拍子してこれをいふやうなれど、祐信が畫ける繪に、草履をぬいで、かがみ居、一人それをかぞふる體なるは今の兒戯なるべし。(中略)今童のいふは、さうりけんじよけんじ、おてんまてんまの橋の

下の、菖蒲は咲いたか、咲ぬか、まだ咲そろはぬ、めうめうぐるまを手にとつてみれば、しどろくまどろくじぶさぶろくよ。といへりし、是によりて思へば、一りけんちやう二けんじやう、おてんまてんま橋の下の菖蒲は咲いたか咲ぬか、まだ咲き揃はぬ、あめうしめくらが杖ついでとをる、しどろに、もどろ、それそこへつんのけといへるなれど、その事辨へがたし。」とある如く草履をぬいでそれを數へる遊戯が何によつて創案されたのであるかが喜多村氏の博識をもつてするもつひに解決しえず、疑問のまま残されてゐるが、この兩つの童謡はいづれも鎌倉時代に出來た童謡であつて、

一りけんちやう

二けんちやう

三りけんちやう

四けんちやう

しこのはこの上にはゑもはもととり

十方ひよどり豆なるゑだよ

くろむしは源太よあめ牛めくらが杖ついでとほるとろ

それはそこへつんのけ

といふ童謡と、いま一つの俗謡、

橋の下の菖蒲は

折れども折られず
刈れども刈られず
伊藤どの土肥どの
土肥がむすめの

梶原源八介殿のけ太郎どの

との兩つが、後代錯雑混淆して前掲の如く唄ひ誤まるるに至つたのであつた。この難解なる童謡を『羅山文集』によつて解説すると、次のやうな意味合となるのである。

一りけんちやう・二けんちやう・三りけんちやう・四けんちやうといへるは、こは當時（頼朝時代）の鎌倉に於ける町割の一間町・二間町・三間町・四間町といふ義であり、しこのはこは厠（かまど）に久しくゐる僻のある女を諷したのであつた。當時頼朝の愛寵してゐた局の女房に此の僻があつたのをかくくさしたのであるといふ。またゑもはもおとりとは、右衛門八といふ者が、頼朝の氣に入りにて、十方を漁り歩き、鴉をとり、豆を飼にしたのであり、又くろむしは烏蛇の事で、梶原源太がこれをとる黒焼として頼朝に奉つたのであり、あめうし目くらとは、時の權勢ある盲目（一説に最明寺）が先きにいへる如く營中杖をゆるされて歩くを人人おそるるあまりあたりを除けときかしたので、後世それそこにつんのけと唄つたはこの除けといふ一事を働かしたのであらう。

また（橋の下の菖蒲は、をれどもをられず、刈れども刈られず）とあるは、頼朝の弟蒲冠者の御連枝をいひしにて、弱にも強にも何の役にも立ち給はぬをかくたとへたのであつた。（伊東殿、土肥どの、土肥どのむすめ、

梶原源八、介殿、のけ太郎どの）は時の勢力ある大名だちが權柄なるをもてあぐねたといふ意味なのであつた。以上詳説の如くこの兩つの童謡は、非常に盛大なる流行を續け、鎌倉時代より室町時代を劃し、更に後代徳川氏時代に至つて、つひに兩つの童謡が一つに併合され、遊戯をとまうに至つたのであるが、喜多村氏の考證せる如く、「猿樂狂言」の山伏の祈り詞や「伽羅女舞紙」などにその遺事が殘されてゐるのをみると、往時の盛大さを想像なしうと思ふ。

一八 駕籠 過去に於ける日本の行通機關として僅かに馬と駕籠と舟とがあつた頃、案出された遊戯であり童謡であつた。兒童が自分より遙か小さい子を背に負つて、次のやうに唄ひながら遊ぶのであつた。

道中駕籠や
やろかこや
いきより
歸りは安いな

これを駕籠あそびといふ。此の場合安いなを早いなにかかせていふのは、空ヶ駕籠のいひである。空なるがゆゑに前棒・後棒の足どりも亦従つて輕輕と運べて早いわけである。と同時に戻り駕籠の賃錢は往きより歸りの安いは當然である。

一九 芋蟲ごろごろ 芋蟲ごろごろは『守貞漫稿』に、「女兒或男兒童相交へて衆童堅に列し、前する童の帯に、次の童手をかけ、又其の童の帯を其次の童持之、如此次第に續き、大略五、七童也、皆跪ながらにじり歩みて唱ふ。詞に、京阪にては、晝のいもむし、尾はちんがらちんがらよちんがらよとくり返す、江戸にては、イモムシコロコロヒョウタンポックリコと唄ふ」といへるごとく、兒女だちが互に帯の結び目につかまり踏み加減になつて、

芋蟲ころころ

瓢箪ぼつくりこ

と唄ひつつ、身體を左右に揺がしつつ、緩つくり歩く、ほど經つて一番前にゐた子が芋蟲の列から離れて、皆の方にふり向き、

あアとのあとのせん次郎

と呼ぶと、一番後列にゐた童が出て来て、

はい、何の御用でござる

と訊くと、呼んだ童が、

てめえいま彼處で何してゐた

と訊く、

棚から落ちた牡丹餅くつてゐたんさ

といふ。

そんなら、雨が降るか、槍が降るか、いつてみて来い。

といはれ見にゆく眞似して、雪が降る。雨が降る。槍が降る。と訊かれるままに出鱈目をならべる。

ちや後がいいか？

といはれば、

あとに

と答へ、

それとも前がいいか？

といはれると、

まへに、

といはるるままになり、かくしてまた芋蟲ごろごろ瓢箪ぼつくりこが繰り返さるのである。

この遊戲の發祥は遺憾ながら詳かでないが、芋蟲に對するところといふ形容は古くより行はれたとみえて、安永二年江戸鱗形屋の梓行になる玩具草紙『江戸錦』に、芋蟲といふ玩具が所載されてゐるほか『嬉遊笑覽』には、「芋蟲江戸二色にみえたり」とあるから、元禄以降兒童の生活圏内にあつて盛んに遊事せられつつあつたのであらう。こは玩具と遊戲の中間をゆくもので、圖示の如き三尺ほどの丸竹の表面下に直徑一寸位の穴をあけ、裏面に圓形の大穴と更にその下三箇所に丸い穴をあける。この竹筒を斜めとなし、上の穴から紙に包んだ土玉を轉がし

こむ。土玉は上・中・下いづれの穴をも無事に轉り抜け、一番最下の穴よりぬけ出たものを勝ちとするのであつた。
石橋の猛きけものもぼたんには

尺八ほどのよだれなるらん

重政畫伯の繪に對して老孺子老人がさう畫贊してあるのによると、この竹穴から轉り出る紙包がいかに小さいものであるかが想像されうるであらう。これを芋蟲遊びといつてゐた。その後この芋蟲に眞似て米俵といふも



『江戸二色』所載 芋蟲

のが出來た。

あやしんき掌に立つ米俵

米俵は芋蟲と同じ遊戯ではあつたが、前者が紙包なるに反し、これは小さい米俵に似せた土俵を竹筒に轉ばしこむのであつて、芋蟲の盛名をしのいでより一層評判となるに至つたので、それを悪んだ俳人の詩材となるに至つた。

二〇 芥かくし(草履かくし・下駄かくし)芥かくしはもと玄宗と寵妃楊貴妃とが未央の宮の庭上でなしたのに遊事の端が發せらるるに至つたのであるといふ。

この遊戯は方今も現存する遊戯の一つで、地上に一つの圓を描き互ひにかくす芥を見せ合ひ、一人が後を向ひ

てゐる間に他の一人が、その芥を圓の中の土を掘り何處へか隠し、巧みに上の土を平らにならし、もういいよを合圖に鬼になつたものが探し出すのであつて、探し出したものが代つて隠す番となり探し出された者が鬼となるのであつて、これを繰り返して行ふを芥かくしといふ。これと殆ど遊法を等しくする草履かくし・下駄かくしは鬼になつた者の下駄なり、草履なりを他の者が隠して探さしむるをいふ。『蜘蛛の絲卷』兒ども遊びの條に、

今弘より六十年前の比は、市中の街上面にて十より以上以下男女の子供、うち混じりて、目かくし、鬼兒つ子、柱とつつき、芥かくし、草履かくし、かくれんぼなどと稱へ、夏の夕、往來の妨になるほどむらがり遊びけり。と岩瀬京山氏にかくいはるるによれば、草履かくし・下駄かくしなどと稱する遊戯も亦兒童の生活圏内に存在してゐたのであつた。

明和二年 行『川柳點附句』に、

朝のうち草履かくしを廊下でし

とあれば、かかる遊戯は吉原の禿にまで行はるるに至つたものとみえる。

二一 つばなぬこ この遊戯は鬼つこの一種であつて、鬼になつた者を山のおんこと呼ぶ。一同下かがみとなり、異口同音に、つばなぬこ唄ひながら、つばなを抜き取る眞似に興じ、ほど經つて鬼になつた者に、人差指と親指とで圓い輪を作つてみせ、その指の輪から鬼を覗くやうにして、

鬼さん鬼さん

こりやなアに

と鬼に訊くと、

ホーシの玉さ

と鬼が答へる。それが皆んなへの逃げろの合圖となり、ばらばらと蜘蛛の子散らしとなつて八方にわかれ散るを鬼が追ひ駆けて掴まへる。掴まつたものが改めて鬼となり、またつばなぬこを繰り返すのである。

この遊戯は春の野邊のつばなぬく遊びより轉じて遊事の端を發したのであつた。

白羊は和名を茅といふ。春初その新苗の生ずる時、葉莖の中に花包がある。これを茅針とも茅筍ともいふ。つばなはすなはちこれである。兒女たちはこれを探り嫩穂を出して食ふ。『本草綱目』の集解にも、「小兒を益す」とあり、『信實朝臣六朝』に、「いとおしやまたかふるなるうないどもや、やまのにあまたつばなぬくなり」等と言はれてゐるのを見ると、古くよりつばなをぬいて翫びしたり、これを食する風習は存在してゐたのであつた。夏至となればこの穂は長く長じて白き絮となり、秋の枯野の頃に至り、枯尾花または狐花などといはれて妖怪物語りの取採ともなるに至る。

『俳諧懷子』に、

迷はされぬく野は狐つばなかな

『同紙』十に、

狐の多き芝原の中

たくるまでぬかぬつばなのほいなしや

とあるは、茅の花のたけてつひに狐とされるまでぬかなかつたのを後悔せるいひなのであらう。かかれば狐花は人を化するものと信じられてゐたのであつた。よつてもつてつばなぬく春のうなるの遊戯たまたまと狐のお窓とが巧みに配せらるに至つて、つばなぬこの遊戯が誕生するに至つたのであつた。

二三 目白押し 縁臺の端などに兒童や兒女が一行に腰かけ並び右に左にと肩を押し合ひ、とど押し出された者は一番後列に返つてまた押し合ふ。これを際限なく繰り返す行ふ。これを目白押しといふ。もとこの遊戯は目白の習性によつて案出さるるに至つたのであつた。

『大日本倭本草』に、

繡眼兒常熱懸志日最小而巧。

とあるが如く、眼縁の白きが故に繡眼といはるのであつた。羽色青褐色あだかも青鳩の色に相似してゐる。但し腹毛の褐色なるは雄、黄色なるは雌にして、雄はよく囀するが雌は啼かない。この鳥の習性として樹の枝に無数に集まり盛んに押し合ふ。押し出された鳥はまた端へ飛び歸つて押し初めるところより、これがいつか摸倣され、兒童の遊戯として案出せらるるに至つたのであつた。

『鷹筑羽集』に、

椿原に油おしする目白かな

『俳諧傻子』に、

おしあひてめならふ籠の目白哉

と目白の習性がかく俳諧化せられあるをみて、児童や兒女の生活圏内にあつた目白押しの遊戯が、目白の目白押しによつて創案さるるに至つたといふ主張を否定しえないと思ふ。筆者が少年時代には遺存されてゐた江戸時代の遊戯の一つであつたが、方今では全然かうした遊戯が行はるるのをみうけなくなつてしまつた。

一三三 鼠ごっこ 鼠ごっこは童兒や子女の極く幼少時代に行はるる遊戯であつて、一人の手の押を一人が抓めると、その手の押を又一人が抓り、さらにその手の押を又一人が抓めるといふふうに、これを繰り返して行ふのを鼠ごつこといふ。『和名類聚抄』には玉篇をひいて闕題に作り、和名豆良禰古と讀ましてゐる。その名義は行小鼠の謂なのであるから、もと野鼠などが大群にて溪流などを渉る態より案出せらるるに至つたのであらう。

『草木子』に、

至正乙未年中、江淮間群鼠擁集如山、尾相渡、衝江、過江東、來、湖廣群鼠數十萬、渡洞庭湖、望四川而去、夜行、晝伏、路皆成、蹊、不依人行正道、皆違、道側其羸弱者走不及、多道斃。

とあるが如く、野良鼠が群をなし隊をつくつて谿谷をわたるの例は枚舉にいとまないほどであつた。かく行道にさいして谿谷などを渡渉するさいは、弱き鼠の背を強い鼠が後より追ひ起して渡るのは自然の歸結であつたのだ。恐らく鼠ごつこの遊戯が案出せらるるに至つた道程には、この野鼠の谿渡りが寄與するところ少なくなかつたのであらう。

たのであらう。

鼠ごつこは鼠ごつこと同型式であるので改めて説明するまでもないが、しかし鼠ごつこより遙か後年に案出せらるるに至つたのであらう。

二四 鬼ごっこ 鬼ごつこは太田南畝の『筆のすさび』に、「童の鬼ごつこといふ戯れは、もろこしにもあり、替鬼といひ明の劉備がものせる『帝京景物略』にみえたり。」とあれば和漢相似の遊戯なのであつた。この鬼ごつこは隠れんぼうと並んで児童や兒女の遊戯圏内にあつて遊戯の雙璧と稱へられたものであつた。恐らく上代より隠れんぼうと並び行はれた遊戯なのであらうが、これを確證すべき文献がみつからないので、主として『守貞漫稿』によつて文化・文政以降の鬼ごつこに就いて詳説することしよう。

この遊戯の中にたんまといふ言葉がある。これは鬼に追ひつめられた者が、親指と人差指とをもつて圓い輪を作り、たんまといつて鬼に見せる。つまり待つたの意味である。鬼になつた者が替鬼をつかまへず、遊戯の途中で止めると、鬼ぬけ間ぬけ太鼓背負つて逃げる。と皆から言ひ囃される。現在の鬼ごつこはただ追つて逃げるものをつかまへるといふに過ぎないのであるが、文化・文政時代には向ひの軒下と此方の軒下とに別れ、その中央に鬼になつたものが立ち、

向ひ側の者が、此方側に向つて、

向ひのおばさん茶をのみにちよつとおいで

といふと、

鬼がこはくてゆかれません

と答へる、

そんなら鐵砲かたげておいでなさい

といふ、

そんなら向ひにまひりませう

と節附けて唄うやうにいひ囃し、向ひの軒下めがけて駈け出すのを、通りの中央に立つてゐる鬼が追ひかけるのであつて、向ひ側へ駈けつける途中で掴まつた者が替鬼となるのであつた。江戸では鬼こと又は替鬼などとはいはず鬼ごつこと呼んでゐた。

二五 鯉の背登り

鯉の背のぼりは兒女だちがあまた集り、互の帯の結び目に両手をかけ、背を踏め首を下げて一列縦體となる。一番最後の一人が順順に皆の背の上を這ひ越して、最後の一人まで這ひ越すと、そこで自分も首を下げ背を曲げる。次に最後列の者がまたそれを繰り返し行ふのであつて、もと鯉が登魚梁にかかる状態より創案せらるるに至つたのであつた。

『東海道名所記』に、

鯉は川瀬に登るものなれば、登魚梁といふものにてとるなり。

とある、この魚梁へかかつた無数の鯉が背から背を乗り越え乗り越え、すべるところがそのまま遊戯の主體となるに至つたのであつた。

二六 天神様の細道

男兒と女兒とが互ひに左手を握り合つて高高とかさす、これはこの遊戯の場合門の心なのであつた。他の子供がその前へやつて来て、

此處は何處の細道ぢや

といふと、

天神様の細道ぢや

と答へる。

ちよつと通して下さんせ

と頼むと、

御用のないもの通しません(古くは手形のないもの)

といふ。

この子の七つのお祝ひに

お禮を納めにまゐります

(ともいひ又天神さんに願かけて、お

といふと、

礼をお納めにまゐりますとも唄ふ)

行きはよいよい、歸りは恐いと鬼がいふ。

で、鬼だちが高高とかさし合つてゐる手の下を潛りぬける。歸りは鬼が右の手で手の下を潛りぬけて出ようとする者の尻を両方から打つのである。

此の童謡にともなふ遊戯は、徳川氏が江戸に居城を築城せる後に出来たのであつた。徳川氏が江戸に居城を下するにあたり、箱根の天險を扼して此所に關所を構へ、道中通行の吟味を嚴重にしたのは、西國の雄藩に備へる爲めだつたのはいふまでもなかつた。その爲め如何なる所用ある者といへど、武家・商人・百姓を問はず、關所手形を所持せざる者は、絶対に關所の通行が嚴禁されてゐた。此の禁令を犯すものは關所破りと稱し、科するに磔刑をもつてせられた。しかしさうした裏面に、親の重病乃至は主人の危篤なぞにて、どうしても手形なしに關所を通過せねばならぬ場合、關役人に哀願すると、來た時の方向をかへて、貴様は此方からまゐつたのにそちらへまゐるのは不都合ぢや、と反對の方向に突き放してやつたさうだ。しかし用はてて歸るにさいし、その寛大なる扱ひにあへぬところより、行きはよいよいかへりは怖い結びとなつたのであらう。かうした通行吟味の俊嚴さはいつか童謡にまで採り入れられ、遊戯にまで行はれるに至つたのであつた。

二七 鱒來い來い 前と後とになつて立ち並び、手先を引きあつて高く擧げ、
いわし來い來い

ままくはしよ

まんまがいやなら

ととくはしよ

といひ囃し、子供だちが手と手を翳してゐる脇の下を潛りぬけようとするとき、右の手で潛りぬけようとする子供の尻を散散に打つのである。(天神様の細道と遊法同じ) 恐らく箱根の關の遊戯化し童謡化する以後に於いて案出せらるるに至つたのであらう。

この遊戯の形體をもつてする遊戯に、おほわた來い來いまま食はしよといふのがあつた。

おほわた來い來い

豆くはしよ

豆がいやなら

ととくはしよ

おほわたは綿の白さに似た長毛が尻に一本生えてゐる、蛾の一種である。此の童謡は鱒來い來いの以後に鱒來い來いに模倣して作られ、遊戯の主體まで同化せらるるに至つたのであらう。

二八 鬼のぬない留守の洗濯 男女多勢の者が入り混ざり、互ひに著物の袂を両手に持つて、著物の洗濯に真似る。

鬼の留守に洗濯しよ

と異口同音に囁すと

そんなら糊を賣らう——

と鬼になつた者がいふと、

それぢやおくれ、

と受けとる心で、著物の裾を端折つて鬼の前に出すと、鬼がそれを拂ふ。もし拂はれると拂はれたものの負けとなり、鬼に替つて鬼になるのである。

これを稱して鬼のゐない留守の洗濯といふ。

『嬉遊笑覽』に、

各兒著る物の裾を兩手にもちて、洗ふまねびをなして、鬼どの留守に洗濯しよ、といひつつ居れば、鬼になりたるもの、糊を賣らんといふ時、著ものつまをかかげたるに、うくる鬼ひろひ手して、力を入れ、そのつまもちたるを打ち拂ふ、拂ひ落されたるは鬼にかはりてなるなり。

とあれば、文化・文政頃には一般世童によつて遊事せられつつあつたのであらう、世諺に鬼のゐない留守の洗濯といふのがあつたが、これは主人の外出せる後などにて傭人などがサボル事をいふ。恐らくかうした諺が兒童の遊戯の中に採り入れられ、さうした怠慢なる風を不知不識の中に戒むるに至つたのであらう。

金ぢやござらん碁石でござる



大阪遠國 所載 守貞漫稿

二九 大阪遠國

大阪遠國といふ遊戯は『わしは遠國越後の者で、親が邪見で七ツの年に、賣られて來ました』

といふ童謡にもとづいて元禄末年に案出され、その後兒女の生活圏内にあつて明治初年まで存続してゐたといふ。

おんごくなははははははは

おんごくなさよよい

船は出てゆく帆かけて走る

茶屋の娘は出てまアねく

さちアアのむすめーはでーてまアねく

ありやりやこりやさアさよよいさよよいさ

おんごくなははははははは

おんごくなさよよいい塞の河原で

碁石をひろて砂磨てあこやいあつて

阿古屋姉さんかねかと思つて

是がかねなら帯買アをとさ

こーれがかねならおおひかアをと

ありやりやこりやりやさアさアよいやよいやさ

と唄ふ。この遊事にさいして、數十人の兒女が幼ないものを先きとし、年長の者ほど後となり、宛も雁行の如く整に連なり、各々自分の前に連なるものの帯の結び目をもつてつながりならぶのである。

三〇 籠廻し 籠廻しは運動遊戯の一種で、ギリシヤに於て創案され、その後ほとんど全國に普及されるに至つたが、就中ドイツの兒童は直徑三尺五・六寸の大籠を廻し、一人がそのまはる籠の中をくぐりぬけるといふ一種かはつた籠廻しが行はれてゐた。日本の籠廻しは文政初年桶籠のはづれたのを廻し初めたのが籠廻しの起原であつた。

『嬉遊笑覽』兒戯の部に、

籠廻し、近頃江戸及江戸の近在の小兒、樽のたがを竹の枝などY字形したるにて、地上を押まらばし、歩行の戯あり、

たが廻したたがたまはし初めけむ

とあれば、化政度の頃初めて創案せらるるに至つたのであつた。當時は僅かに樽の竹籠と限られてゐたのであつたが、しかしはるか後代の明治三・四十年頃に至つて、樽籠は太い鐵輪となり、竹籠時代に用ひられたサン又

は、T字形の鑄鐵作りとなつて面目を一新するに至つたのであつたが、明治以降遊戯的生命を失なひその後廢滅してしまつた。

三一 焼き繪 焼き繪は炭火の上に生じる白灰をとり蒐め、硯の中に入れてよく墨を磨つて交ぜ、繪あるひは文字を畫いてよく乾燥し、紙捻り乃至線香なぞにて、その文字なり繪なりの端に火を點じると、火は墨書の線を傳つて鮮やかに焼きぬけるのである。

この遊戯は享和の頃、京都の人木本才壯なる人によつて創案せらるるに至つたのであつた。その奇巧なるころみは極彩色の畫にもまさるものがあつたので、世人の迎合にあたひするに至つた。

燒繪信實朝臣の『今物語』に、

燒繪といへるものは、雅なるものにもあれど、いづれのころにやはじまりけん。そのゆゑよしもしらねど、ひさしく世に絶えけるを、今またおのがしわざもて、ここかしこなる其の家に、つたへある繪の形にならひて、鳴のはねがきかきおこしぬ。其いにしへ行はれけるといふも、今物語といへるふみに、やむことなき人のもとに、いま參の侍出來にけり。やきゑをめでたくするよし聞えければ、別によびて、檀紙に燒畫をせさせけるに、何をかやき侍るべきと有りければ、水に鷺をやけといはれけるに、うちうなづきて、水にはをしをいかかやくべき

とくちすとみけるを、あるじききとがめて、同じくは一首になせといはれければ、かいかしこまりて、

波のうへ岩より火をばいだすとも

といへりければ、ひとびと皆ほめにけりとなむ。この頃もはら世に行はれぬるときといはんか。後にも慶長のころまでは畫もし用ひもしけれど、世くだるに及で、今は是がわざを思ふ人あらずなりて、やや失ひつ。おのれもとより筆とる事はかしくもあらねど、いまこのやき繪をおこしけるわざは、いにしへをしたひ、絶たるをおこしけるのみにしあれば、繪のよからぬ事は、みる人ゆるしたまへかし。

享和二のとし五月　かくいふ木本才壯

とある。享和の年號は徳川十一代將軍家齊の治世であつて、いはゆる文化・文政の江戸文明の爛熟期、大御所様の盛時代であつたから、かうした雅懐あるすさびも大いに世人の迎合にあたひするに至つたのであらう。

しかしかうした焼繪は日本にのみ獨專せられたる遊事ではなく支那には古くより行はれてゐた。『曠園雜記』に、武帖安寧州人、能以火畫竹、絶精巧不可多得。又『述異記』には、永寧州通三道處、有上岡岡側一少茅庵、庵中一道人以寶馬鞭竹快爲業、傍置一爐、取炭煇鞭快即成人物山水花鳥、較倭銀更細所獲錢即修路架橋云云とあるは、同じく焼繪のことである。思ふに竹快とあるは竹筋のことであらう。この竹筋をもつて人物花鳥の形を作りこれを焼いたほか、紅毛の銀錢の繪様までを焼繪の畫材としたといふのであらう。

三二　てるてる法師　てるてる法師は紙偶人ともいひ、唐土にては掃晴嬢といはれた。久しき雨の打ち続ける折りなどに、此紙偶人を作り、軒先などにつるし、雨の晴るるよう希願し、晴れたら眼睛を點じてやるといふ。

てるてる法師月に眼が開き

と不角が點の句にある如く、こは希願の果されたるが故に、筆墨にて眼睛が點じられたのであらう。又、『蜻蛉日記』に、

今日かかる雨にもさはらでをなじなる人もへまうでつ、さはる事もなきに、とおもひ出たれば或もの女神にはきぬ縫ひてたてまつることよかなれ、さしたまへとよりきてささめけば、いで心みんとて、縁のひいな衣みつぬひたり、したがひどもにかうぞ書きたりける、いかなる心ばへにかありけん神ぞしるしてんかし、しるたへの衣は神にゆづりてん

へだてぬ中にかへしなすべし

とある。この日記の筆者は兼家公の妻女にして、母公の寵衰へたるをなげき、その愛寵をとり戻さんとしてひいな衣を作り、ひない神に奉れるにして、後世粟島の御神にくくり猿・浮世袋などをぬひ奉つたのは、いづれもかかる悲願にもとづくのであつた。さればこは同じ雨降りの日に神にささぐる白衣であつても、てるてる法師とはその使命を異にするものである。餘事はおいてもかうしたたはむれは支那より移つて日本の習俗となるに至つたのであつた。『帝京景物略』に、雨久以白紙作婦人首剪紅綠紙衣之以苦帚苗縛小帚令携之竿懸簷際一曰。とあればもつて證となしうであらう。

三三　打瓦　瓦の缺あるひは扁平な小石乃至は介殼等をひろひ、身體を斜めにして水面に向ひ石を斜横に投げ

ると、あだかも飛魚のその如く二段・三段と鮮やかに水をきつて飛ぶ。この戲遊をなすに際してちやうまやろかといふ。ちやうまは恐らく打瓦より出た稱呼なのであらう。しかし、

『物類稱呼』に、

相模、常陸、陸奥等にちやうまといふは、瓦石を以て水上を打てば、宛も胡蝶の水をかすむる形に似たるより蝶蝶といふ。

とあるが、それは詭辯で『竹菴外集』六十四に、宋世寒食有抛堵之戲、兒童飛瓦石之戲、如今之打瓦也と宋戲と對比して打瓦といつてゐる。この説の方が『物類稱呼』の蝶蝶説より正しいやうに考へられる。方今でも水境の地や避暑なぞに出かけた折り、海岸の貝殻を拾つて氣紛れからこの打瓦をやつてゐるのは決して子供ばかりではないやうだ。

三四 なめかた

なめかたは意錢より案出せられたる博戲の一種である。青錢（二重錢）裏面に波形のある錢を指にて廻し、回轉してゐるうちに掌でふせて波か形かと訊く。形とは錢の表で寛永通寶とある通字の面をいひ、波は前述せる如く錢裏のことである。かくして波か形かをいひあてた者を勝ちとするのであつた。『嬉遊笑覽』に、「博に錢もてなめかたとてする事あり。」とあるからはるか前代より遊事されてゐたのであらう。

『帝京景物略』に、

三月是月小兒以錢泥、夾穿而乾之、則錢泥、片片錢狀、字幕備具、曰泥錢、畫爲方城兒、置一泥錢城中、

日卯兒、拈一泥錢、遠擲之曰擲出城則負、中則勝不中而指相及亦勝、指不及、而猶城中則擲者爲卯、其負也、以泥錢云云。

とあれば、日本に於けるなめかたとは全然相違してゐるが、この文例に徴する如く支那にも亦類似の博戲が存在してゐたのであつた。

三五 げえ 竹がへしの起原は詳かではないが、谷川士清氏の『和訓栞』に、「つくよといふは、小兒の竹にてつきといふことをするに、手の甲のうへにて竹のうらおもてになることあるに譬ふるなり。これをげへといふ竹は六本なり。」とあれば少なくとも化政期には兒童の遊戯園内に存在してゐたのであらう。

竹返しに用ひる竹筒は、竹を六・七寸に切り、幅三・四分にそぎて六本作る。皮つきの方を表といひ、裏肉の方を裏とする。表三本・裏三本を手の胛に乗せて、右にきり返し、表三本が裏三本になり、裏三本が表三本にきり返されてゐれば勝ちとなるのであつて、内一本でもこの約束に狂ひがあると負けとなるのである。

谷川士清氏が竹返しのきり返しにげへといふ言葉のあることをみとめてゐるが、『嬉遊笑覽』に「竹返しするに、手の胛に載せたる竹を裏返さんとする時、突くやうにするより、げへといひしならん」とあれば、竹返しをげえとも稱したのであらう。筆者なども少年の頃しばしばこの竹返しをやつた記憶がある。贅澤なものになると表を黒漆にて塗り、裏を赤漆にて塗り上げたものなどがあつた。

三六 ねんがら めつきは棒の如き堅材を尺か尺五寸位にきり、先を鋭どく尖らかして大地に打ちこみ、倒しあふ戯れであつて、玄惠法印の『遊學往來』に、無木とあるのがこれで、メをムとなまつて、後世メキといはれたといふ説もあるが確證がないので、果してこれがめきであるかどうかは疑問とせざるをえない。しかし『和漢三才圖會』に、以ニ木壤ニ爲ニ前廣後銳、長一尺四寸、闊三寸云將ニ戲先側一壤於地遙於三四十歩以ニ手世壤摘之中者爲上。とあれば、元祿前後には行はれてゐたのであらう。このメキは擊壤ともいはるる遊戯で、俗にげた打ちとももぎとも稱つた。これと遊法の相似したこまようろといふ遊戯が津輕あたりの在郷で行はれた。大釘をもつて打ち場所より二十間ほどを隔てた大地に一線を劃し、まづ最初に地上に打立た釘を次の者が覗ひ、打ち飛ばして劃線の外へ出づれば、その釘をとるのであつて、こは『因樹屋書影』に、金陵童子有ニ琢釘戲ニ畫ニ地爲ニ界琢釘、其中先以ニ少釘ニ琢地名曰ニ簽、所在爲主出ニ界者負彼此不中者負、中而觸所生ニ簽亦負。とある。この琢釘の戲と同一であらう。しかしねんがらはこれ等の琢釘戲と些か遊法を異にすることは前述せる通りであつて、木を削り尖をとがらして大地に打ち込み互ひに倒し合ふのであつた。『長崎歳時記』に、

時候を撰ばざる風俗あり、兒子の戯にネンカラと云ことあり、其法一ならず、タテハ、ヤリハ、ツウカヲウ、チンカン、クサラカシ等の名目あり、されども兒童の唱ふる詞にしていまだ其實を詳にせず、又略して木ネン金ネンとも云ふ、木ネン多く棒の木を用ふ。金ネンは多く船釘を用ふ。其法木ネンの如し、但し兒童二人にても一本づつ持出互にかはるがはる土地に立る。其時それれ呼び聲あり、其法涉筆しがたし。といへるは江戸に於けるメキの事であつて、木或は釘を地上に打つて倒しあふのである。筆者が少年時代には

かうした遊戯はまだ江戸の邊陲な向島あたりには存在してゐた。しかしメキとはいはずネッキと呼んでゐた。

三七 あぶり出し あぶり出しは、紙に字なり畫なりを描いて乾かし、火にあぶると、文字なり繪畫なりがそのままあらはれ出るところより、あぶり出しの稱呼をえたのであつた。『嬉遊笑覽』に、その名がみえるのによれば、尠なくも文化以降には、兒女の手すさびとして扱はれつあつたのであらう。

『物理小識』に、

礬書白字、白礬水寫字、入ニ五倍子水中ニ鹽ニ滴寫紙ニ烘以ニ火草ニ麻子油寫ニ撒紙ニ灰或杏仁灰俱可ニ見又曰白艾研汁入礬灰書ニ黃竹紙ニ俱如ニ丹。

とあるのは支那に於けるあぶり出しの消息であるが、普通日本に於て行はれてゐたあぶり出しは、酒を用ひて繪畫を畫き、火にあぶるといふ至極簡易な方法によつてゐたらしい。しかし同書に、寫不上者有法として、薑汁研墨書布絹不涇石工以大蒜粘石市錫者、以薑書錫肥良水磨墨書油紙畫燭。といつてゐる。いま油紙なぞに繪を畫くには鐵漿を墨のかはりとするといはれてゐる。

三八 水繪

水に文字や畫を描くことは古來より物のなり難きにたとへられてゐた。

ゆく水に數かくよりもはかなきは

思はぬ人を思ふなりけり

と戀を儂み詠つてゐる歌人もあるやうに、水に文字を描いたり畫を描いた記録はかつてなかつたのであるが、文化丁丑(十四年)の二月、大阪の仙鶴堂一雄といふ粹人が、沙石の法を案出して、その儂みを慰めてくれるやうになつた。その秘訣によると、小溝の中でも水盤の中でもつれづれの興を樂しめるので、この風雅ななぐさみは當時間もなく風流人士の間に酒間の興として盛んにもてはやされたといふ。

それにはまづ地砂といふものを作る。砂は全然土氣のないものを選び、川砂を用ひる。此の砂をよく川水にてよなげ、日に乾してのち芥子粒のごとく粒をそろへてふるひわけ、この砂百匁と白蠟五分とを掻き交ぜ鐵鍋に入れ、火にかけてよく攪拌後徐徐に冷しておく、あだかも乾菓子をやうにかたまる。これをよくつき碎いてふるひ粒をそろへ、この粉を竹筒の中に入れる。筒底は錐もみして小さく穴をあけ、縁を靜に指にて叩き砂を出しつづ山水人物花鳥その外何によらず自己の好みに従つて水の上に下畫として描き、さらに地砂を藥研にておろし、細末にした絹越しにかけ水に漬けてうは粉をとり去り、乾しあげて色を染める。砂色附は、青色岩綠色又は山梔子をよく煎じ、かを川水につけ三日ほどして水をかへ、水乾しの後ふるひにかけ、十匁に砂糖二匁、白蠟四匁を混ぜ、黄色すを去り砂粉をそめ陰合せ火にかけてつくる。すべて淡色の艶やかになるを好むものは備後砂を用ひるとよいといふ。折折水をかへ水乾して十匁に分を加へて、地砂のときのごとくそめ陰乾となすのである。赤色砂糖一匁白蠟六分を配合し、地砂の如く染める。朱にかへ丹辨柄、辰砂を用ひるもその金銀砂子砂子又は粉泥を置くには藥品を用ひずそのまま用ひる。此以上の色をもつて、さ分量と製法は全く同一である。外染色種あれど、かす煩はしければ三種にとどめる。以上の色をもつて、さきに描ける山水花鳥を色とりどりに著彩するのであつて、水盤は白色の無地ほどよく模様や染色のあるものは却つて配合がわるいからすべて白色無地のものがよい。但し色附の場合は下繪の時と同じく、竹筒の底より靜かに色砂を出して、部分部分を著彩するのである。この外水止めといふ秘法がある。つまり折角描いた果物も水が動

くと折角の姿態がくづれるから、この水の動きを止めるには、燒明礬六匁、白ささげ四匁を細末とし、水畫を描く前よく水中に入れて溶解する。水一升に對して二つまみほどを入れるれば米粒大までは確かに浮くといふ。

三九 鳥指 鳥さしといつても小鳥を簞竿で刺してとる鳥刺しとは異ふ。この鳥さしといふ遊戯は文化・文政時代のいはゆる通人が、酒間の席などで行つた遊戯で、骨牌の札に、殿さま・用人または鳥さし三枚のほか鶴・雁・鴨・雉子などと鳥盡しの繪札を席上の人數にあはせ、裏向にしてよく札を切交せて、一座の人人に順順に配り、殿様の札に當つた者は殿の札を出して、用人と呼ばば、用人の札を持つた者が自分の前へ札を出して、

「はい何御用でござりまする」

と訊く、殿は莞爾として、

「ほかの用でもないが、けふは鳥をとらして遊ぼうと思ふほどに、鳥さしを呼べ」

といはれ、用人いいとして、

「鳥さし、殿のお示ちや、早う此處へまわれ」

といふ。鳥刺し聲の下より、

「ははッ！」

と答へて札を向うへ出す。用人鳥刺しに向ひ、

「殿は鶴がさいてほしいとの仰せ、さつそく刺いて御覽にそなへられ」

といはれ、鳥さしの役にあたつた者、席中の誰か、これと思つた者を刺す(刺すとは、これと思ひたる人を鶴。

雁・雉子と指差すをいふ。かくて刺し違へたる時は罰酒一盃を飲まされ、次に又これを繰り返していひ當てざる時は、さらに罰盃を命じられ、三度罰盃をうけても尙ほいひあてざるときは、改めて札を切りかへて配りなほすのであつた。

四〇 宇治は茶所 幕府に不慮のことがあつて鳴物停止の折りなどに行はれた室内遊戯に宇治は茶所といふ遊戯があつた。

この遊法は、座敷内に集まつた人数に應じて、椀の蓋もしくは小皿の中などへ、酒・茶・菓子・果物・煙草など座中にあるものを一枚一枚札書とし、中に一枚無印の札を加へる。この無印の札にあつた者は、自分の思ひ通り勝手なあそびを皆に強ひうる特権があるのである。

さて札を前に伏せて、三枚に合せながら、

宇治は茶所

茶は安(縁か)所

娘やりたアヤ

掣ほしや

なぞと諷ひながら、座中車座となつて、銘銘前に廻つて來た器をあける。酒の字に當つたものは酒を飲み、煙草に當りし者は煙草をのみ、菓子に當つたものは菓子を食ふ。かうして上戸に甘味の菓子があつたり、下戸に

酒があつたり、煙草ざらひに煙草があつたりして、ことのほかなる滑稽な場面が展開される。かくて一回終つて再びこれを繰り返すのである。

文化・文政時代には芝居ものの間などで盛んに行はれた遊戯だつた。

四一 闘牛 鎌倉時代に北條高時によつて行はれた闘犬より一層野蛮な闘牛がはるか後代に行はれた。闘牛とは牛と牛とをあひ闘はしむる残酷なる遊事であつて、古代のスペインに於いては盛んに行はれ、支那の古代にも盛んに行はれたが、その遺風はまづ日本の西域薩摩に傳はつた。

『西遊記』續編三に、

薩摩の鹿野谷といふ所には、牛合といふ遊びがあり、上方の雞合せのごとし、牛を雙方より出して、戦はしめて見物することなり、甚だ猛勢なるものなり、よくつきあふものとぞ、もし退ぞかすして難戦に及ぶ時は、竹箒をその中に入れば、忽ち左右へわかれ離る。外のものにて分たんとすれば、いよいよ勢ひつき多く庇つき死すものあり、かく猛勢なるものといへども、唯眼を用心すること甚し、箒のやはらかなるが、眼のあたりをさへぎれば、力業にあらそひがたく引退ぞくとぞ、之も上方には珍らしき遊なり。

と、あるほか、瀧澤馬琴の『南總八犬傳』七の「仇を譯て奈四郎頭顱を喪ふ。客を留めて次圓太闘牛を誇るの條」の次圓太の物語りによると、越後古志郡なる二十箇村は東山邊の總名にて、實は二十六村、屬村を加へて五十箇村に及んだといふ。この内の荒屋・逃入・麻木の三箇村では、合保の鎮守の神を十二大権現と稱へて、各各そ

の村落に於ける神社の祭禮を例年三月・四月の候に行つた。もつとも宿雪の消えはつる遅速によつてこれと定まつた日や定つた所はなかつたが、大抵寅の日か申の日にあたる日を吉日とさだめ、里人の間に闘牛が興行された。これをこの地方の俚諺に牛の角突と呼びなしてゐた。これが始原は定かではないが、今に至るまで斷絶せずと、馬琴によつていはるるのをみると文化頃までは、古來より引きつづいて行事されてゐたのであらう。

當日、闘牛開張の時刻となると、各村の村人は各々此處彼處に繋いで置いた牛を牽き出して、かはるがはるに勝負を競はしめる。そのていたらくはあだかも相撲の土俵入り、挽組に異ふところなく行事さるるのであつた。東某村の甲兵衛、西某村の乙兵衛と呼出し奴が呼び、看官にこれを知らしむるや、初めは形體の猛ましからず、臂力の強よからざる牛を闘はしめ、次は大ならずといつて小ならず、強からず弱からざる相撲の前頭格の牛を闘はしめ、最後に大關・小結格の大牛、いと強大なるものを選んで争闘せしめるのであつて、あだかも相撲勝負の如くであつた。

呼び出しによつて呼び出された東西の牛主は各一頭の牛を牽き出し、牛と牛とを相距らしむること、その間若干丈、頃合をはがつて力士等牛腰を解き放てば、二頭の牛は一齊に奔り、角を合はして突合ふもあるかと思へば、あるひは捻ぢ合ふもある。中には左右なく寄り合はすして、互に隙を覘ひ相繞ること數回にして、ちりちり寄り合つたとみるや、突として角を騰て推しあひ捻ぢ合ふもある。また牛腰を解くやそのまま一隻の角をもつてあだかも田を鋤き圃を打つごとく大地を數回ほり進んで、角を合はす牛もあれば敵を凝視し忸怩として俄然逃げ出すものもあるが、大抵は牛腰を解くと同時にそのまま押進んで角闘する例が多く、臂力の劣つた牛は徐徐に押

戻され、銜かへされ、やがて眼中血ばしり、朱を注ぎたるもの如く、全身よりは汗を流し、四箇の角を闘はする音は憂憂として響く、その持角の勢ひは眞に驚怖にあたひするものがある。取分手段のある強牛は角を組んでは離れ、離れては突く、その勢ひ迅風の如く、もし外れて突き外せば忽ち額を劈かれんと、他のみる目も危ふく思ふものから、よく鍛錬して懲つことがなかつた。就中大牛の臂力大衆にも比敵するほどのものは、角をもつて相手の牛を捻ぢ倒し、餘勢を借りて倒れたる牛を突き殺さんとするので、力士等は竹箒をもつて牛を隔て、勝ち誇りたる牛を止むるのであるが、もし止めえざる時は負牛は腹を突かれて即座に斃死させらるのであつた。こは北國中無比の名物、宇内の奇觀なり。と治團太がもの語れる如くこの治團太の物語りは事實談であつた。とすれば、こは王朝時代に生牛の角を斬つて角合にいそしんだ北面の武士だちの荒遊より遙かに増つた殘虐行爲だつた。かかる荒戯も文化の普及せざる時代にあつては、一大奇觀として見物に價ひしたかはしれぬが、あまねく文化の普及された時代に至りつひに根絶した。

四二 鬘巻へ 鬘かへは祭事にともなふ遊事であつた。宰府天満宮の別當は天原山東安樂寺聖廟院といひ、龜戸村にあるところより龜戸の天満宮といはれた。境内には末社がある。本社より右の方御嶽の社は、座首法性坊尊意僧正が、菅公の師であつたので同じ庭内に祀つたのださうである。これぞ有名な卯の神様のいはれであつて、正月の初卯・二の卯、鬘のある時は三の卯まであつて、頗る雜鬧を極め、當日は開運のお守りのほか火防せのお守りも出す習慣であつた。

本社の方は節分の古風な追儺式のほか鶯替といふ神事が行はれた。鶯替へは宇會替へともいはれ、由來筑前大宰府の御神事であつたが、文政三年龜戸村に勧請されて以來、此處の本社にては毎年一月七日酉の刻（方今の六時より七時）に、參詣の男女が境内の茶店で鶯を買ひ求め、互に袖の中にかくして、

鶯かへよう、鶯かへよう。
 といひあつて、袖口からこそと出しあひ、とりかへあふのであつた。その中に社司から別に金色の鶯を一つ出すのが例となつてゐた。この金色の鶯をかへ當てた人は、その年中うけにはひり、大當りをするといはれてゐた。

「梅の家主人」の記に、

筑前の大宰府、天満宮御やしろは、毎年正月うそがへといふことあり、四方の里人木のえだ其ほかのものをもち、うそ鳥のかたちをつくり持來り、神前において互にとりかへて、其年の吉凶をまねくことになん。是や今までのあしきをもうそになり、吉に鳥かへんこのころには、うそかへといふ。元より此御かみの話によりて始れり直き心をもてすれば、誠のみにち叶べし、ここに龜戸東南府はつくしのうつしなれば、文政三年此ことを始て、毎年正月廿四日、五日うそ鳥の形をつくり、境内に於てうらしむれば、信心の人人は買ひ求めて神前にある鳥とかへなば、かけまくもかしこき神の御心にもかなひ開運出世幸福をうべきになん。筑紫にては正月七日なれど、龜戸にては正月廿四、五日と定む。

とある如く、多少そのいふところを異にしてゐるが、最初は梅酒家主人の記るせる如く社前に置いてある鶯と



鶯と藪玉（鳥衣神の所産）
 喜多川守貞著、守貞漫稿所載

庭内の茶店で買ひ求めた鶯と交換したのが、後筆者のいへる如く改まつたのであらう。鶯には大小いく通りもあるが、腹部と首部に朱の斑點があり、口や眼のところに僅かに白いところがある。

方今ではこの江戸の名物の鶯替へもすたれて全然行はれなくなつてしまつた。因みにいふ同社の名物満玉は土丸を用ひ、そのほかに厚紙を胡粉・丹・綠青等にて彩り染め、花柳界の名やそのまゆ玉を賣る神社の名札、あるひは役者衆の紋所などを染め抜いて柳の小枝に結ぶ。その外千兩箱・當り矢・お福ほかに江戸の岡場所の名を書いた小丹冊もつるされてる。

これを縁起物と稱ひ參詣の歸途買ひもとめ、衿などにさして持ち歸り縁起棚に飾つける。この縁起棚なるものは、茶屋・料理屋もしくは船宿・藝者衆・役者衆・遊び人などの間に限られたもので、常の神棚とはいたく趣きを異にしたものである。普通の神棚は鴨居上に吊るに定つてゐるが、縁起棚は鴨居下の上半分をつかひ、下半分を袋戸棚に造るのであつて、この上戸棚に縁起の神夷子・大黒その他の神が安置され、さらに御酒を捧げたり、花瓶に神などを立てて飾つたほかしめ繩が張られる。

満玉もしくは熊手のごときはこの縁起棚を賑はす爲めの縁起棚の前の天井下に吊り飾らるのであつて、鶯の如きも交換されたのち持ちかへつて、その縁起棚に安置するのだつた。

四三 手拭合せ 手拭合せは一種の趣向くらべて、王朝時代に高貴の人人によつて行はれた繪合せや花合せとは些さかその趣きを異にするが、趣向をこらし合ふ點においては些かのはりもなかつた。元來テヌグヒ(手拭)

といふ名稱は近代に於いて俗語化したもので、往古は手拭といふ名稱は用ひなかつた。『延喜式』に、設打掃布一條、納揚宮。とある打掃は手巾のことである。然らば手巾が何故手拭であるかといふに、『和名類聚抄』には、澡浴具、手巾、和名太乃古比。と綴られてゐるからタノグヒと訓すべきで、後世テヌグヒといひなまつたのであつた。手巾は戰國時代にあつてはひとり澡浴具もしくは汗拭としてのみ用ひられたのではなく、合戦の折りなど甲がはりとしても用ひられた。『甲陽軍鑑』に、永祿三年三月中旬、景虎(上杉謙信)小田原へ押込、蓮池まで亂入、心もしらぬ關東侍大將に少しも氣遣なく、甲を脱、白布手巾を以て、桂包といふ物に頭を包み、朱さいはいを取て、諸手へ乗り云云。とあれば前説をいなみえぬ事と思ふ。ここにある桂包は猿樂狂言の折、女形がゆぼうしを冠れると大同小異で、その頃桂女は手巾をもつて頭に冠る風習だつたので、長尾景虎がたまたま小田原侵入に際し、甲を脱いで坊主頭に手巾を以て頭包みしたのを桂女の桂包にたとへたのであつた。

當時手巾は白布と限られてゐた。これが意匠風の染色をほどこすやうになつたのは徳川氏の中世以降で、初期時代は寸尺の如きも後代の如く短尺のものではなかつた。

「紅梅千句」に、

前句 をどりに出さぬうら盆の

附句 花ぞめの五尺の布や惜むらん

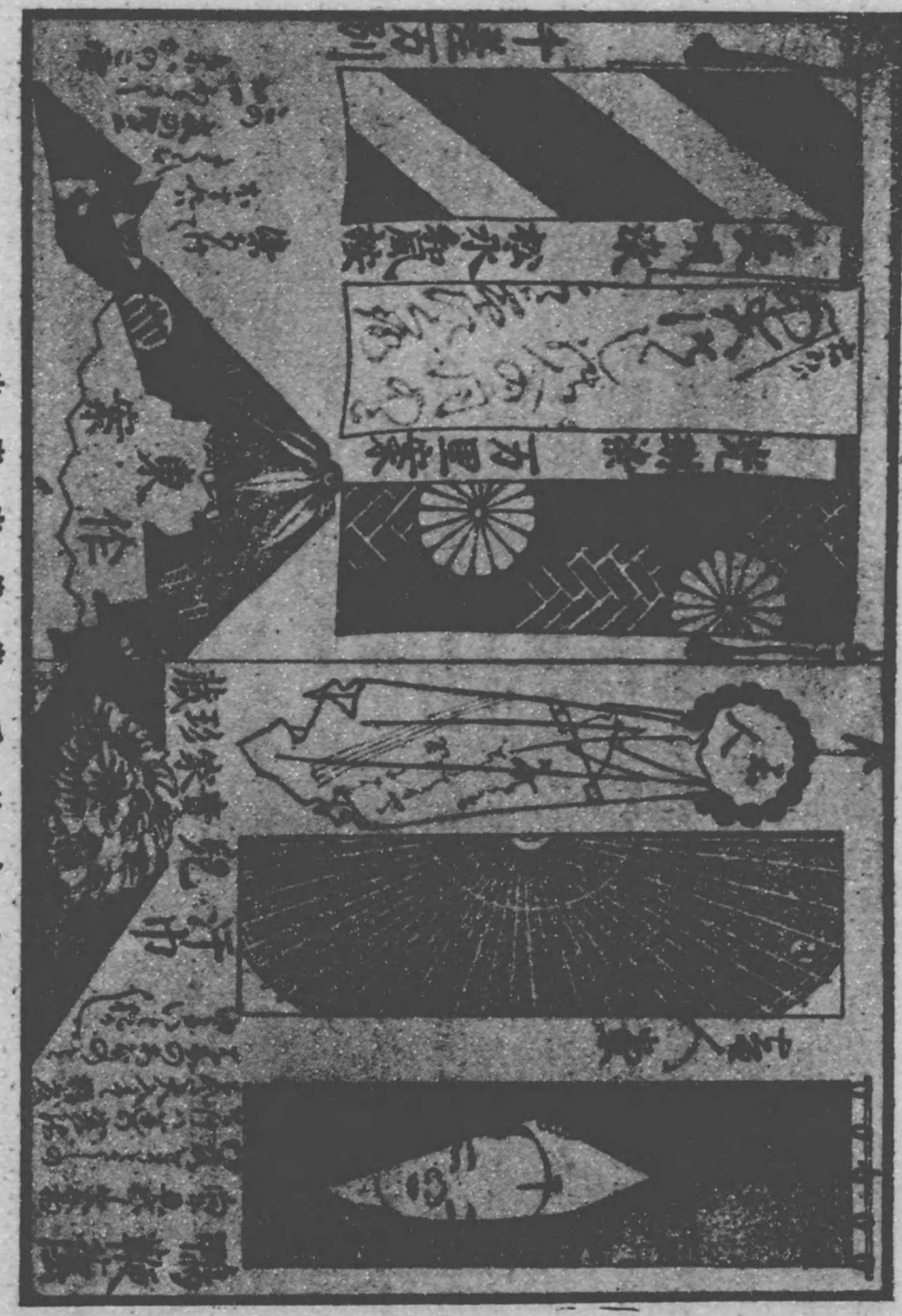
と、附合の句にもなされてゐるのを見ると、五尺手拭を以て姉様冠りにしたのであらう。なほ元祿年間の書「松の葉」といふ小唄の神子に、「五尺手拭中染めて、おれにくりより宿におけ」と、小唄の取材となつてゐるの

をみると、元祿時代にも五尺手拭が用ひられたのを否みえないが、三絛の書「大幣」の端唄の部に、「くれなゐの三尺手拭かたみにせよとておいてゆく」とあれば、三尺手拭も用ひられまれば四尺手拭も用ひられてゐた。「俳諧懐子」に「汗を入れるや茶屋の腰かけ憂旅を、四尺手拭手に持ちて」とあれば、五尺手拭あり、四尺手拭あり、三尺手拭ありで、手拭には定尺といふ寸法はなかつたのだ。従つて當時の手拭は往時の白手拭にかはつて澁染めの手拭が用ひられた。

『昔昔物語』に、

昔は往還をする侍衆の上下を著し、或は袴ばかり著て、歩行も大かた股立取つてありく、馬上の人も股立取つて馬に乗り、柿の三尺手拭にて鉢巻して往還するものあり、今は此の體にて歩りく人なし。

とあれば、いまだ意匠風の染手拭は行はれず、柿澁染めの澁手拭であつたればこそ「大幣」の端唄に、くれなゐの三尺手拭と唄はれたのであつた。しかし享保初年にはかかるはえざる習俗は早くも廢れて、漸次三尺手拭に一定し、手拭の意匠染色もまた従つて趣向が凝らさるるやうになつた。文化・文政の江戸爛熟時代いはゆる大御所様の盛時代となつて、粹者の中には年頭回禮に際し、年玉手拭を斬進なる意匠風に染めて知己縁類に配る者を生じ、漸次この風習をてらつて奇抜な意匠を工風するものが輩出しはては一つの流行とさへなるに至つた。その頃狂歌師梅屋鶴壽といふものによつて組織されたいはゆる芝居見物連中のうちに、手拭の趣向を凝らして連中に配るものがあつたので、奇をてらふが江戸兒の持前、互にこれを真似て各各新趣向を凝らしあつてゐるうち、頭だつたものの發企によつて、互に年頭回禮の繁を廢し、新玉の春、ある一定の席亭をかりてここに集ひ、互に



三 東 京 傳 染 手 拭 中 々

意匠に苦心した手拭の交換會を組織することとなつた。宛も千社札交換會のそれの如くかうした試みが流行するに至り、これが漸時發展して手拭合せといふ一種の趣向くらべが行はるる事となつた。といつても王朝時代に行はれた繪合せや花合せの如く幽雅なものではなかつたが、その染色の研美なると意匠の圖案化によつて優劣を争ひ、勝負をきほふのころみは後世手拭の圖案化に裨益すること莫大であつた。就中天明四年六月に行はれた山東京傳の妹黒どひ主催の手拭合せは、手拭合せ中の優なるものであつた。

この席に會するほどの粹人は何れも、當代名うての俳優・藝妓・娼妓・文人・畫人・俳人・封間等のあつまりで頗る盛大であつた。後日この日のたなぐひ合せに各兒が持ち寄つた意匠を、畫工北尾政演・筆工松月すいかによつて、白鳳堂から上梓するにさいし、黒どひに代つてはしがきを書いた松葉屋の遊女歌姫の序文を参考の爲め次に掲記しよう。

『たなぐひあはせ』序

花爾なくうくひすは、染色に其音たかく、水にすむ蛙すら、はらに阿屋敷文を見ず猶こそ生としいきるうち物すきをせさらんや、爰に唐大和はたなくひの品品合さん事を志き、婦女にもよふせよと、れいの人人そのかし侍れば、斜壽がいなむに、不忍の池の邊なる、なにがしの院に都登飛侍る事とはなりけらし、しかはあれども、そのをもたらし來るたなくひ、染色にわかちありて、むらさきの朱をうばひ、灯のものとの黄の色白きをあさむくのつみは、人にゆづりてしらす、只京傳妹黒どひ爾かはりて記すになむ、松葉館遊女歌姫書。

とある。このたなぐひ合せ中に所載さるるものは、催主黒どひ案の「かまくら染め」を初めとして、萬象案「雪公」・京傳案「香蝶公」・杜綾公・龜十案「よし野」・新玉染・炮住案「柳屋染」・紫橋案「雲龍染」・仙黒案「几帳汗拭」・其道案「茂林」・田人案「輪館」・五明樓案「皐月染」・戀川すき丁案「雷文」・志谷案「熊野染」・式柳郊按「兼好染」・さくら川杜芳案「かけ清絞」・蟬雅案「函谷染」・萬象亭案「萬象染」・南仙笑袖人案「もくさ島」・式森案「音羽集」・音人案「鴨鞭蔭」・萬里案「光琳染」・松永知風案「長唄染」・東作案「千差萬別染」・有政案「日暮染」・養太案「巳巳巳染」・重助案「歎喜多色染」・すいら案「有明染」・一巴案「泰平染」・元教案「かほり染」・三鹿案「法里王染」・乗十案「秋の野染」・一房案「遠州染」・連巴案「道明染」・豆男案「つくばね染」・錦考案「蹴鞠染」・萬象亭案「白旗染」・千丈案「ぬりこめ染」・友之案「七種染」・鳴瀧音人案「鬼の餅搗染」・魯舟案「雁金染」・小籬音妓案「しげき染」・四方赤良案「狂歌染」・芝全交案「はな唄袋」・芝蘭交案「いろ文染」・かし磨案「米屋絞」・物我案「しほくみ」・行磨案「信田染」・下若案「八はし染」・宮城野案「手形」・若松萬歲門案「巾袋」・戀川好丁案「明後日染」・白鳳堂案「豪傑染」・京傳案「艶氣染」・三阜案「篠塚染」・花藍案「トウライヤ絞註等、その頃流行す長崎等」・水揚染・八重吉案「石橋染」・小籬音妓案「よしの山」・京傳案「花染絞」・雅卿案「同興染」・惟一案「櫻のかけ衣」・三升案「見増染」・いなぎ女案「田子の浦染」・五明樓案「本あふぎ」・泊夢老人案「掛葵染」・「寶舟」等、以上七十一點、いづれも斬新奇抜な趣向になるもので、たなぐひ合せ中の白眉たるを失はない。のち萬象亭・すき亭・音人・柳郊の技舎、政演・すいか畫で白鳳堂より上梓された。その後いよいよ隆昌をきはめ意匠に巧を盡すもの頗る多く、これが注文を受くるものまた新奇の型紙を作つて配布するに至つた。

その後千代紙のおもちや繪にまで手拭合せを圖様するものすらみうけられるに至つて、つひに手拭の意匠は江戸獨得の誇りとなつた。現今ではさらに寸尺をつめて二尺二寸見當となつた。

四四 千社札 千社札はもと花山院が王位を譲らせ給ひて後ち諸國の靈場に札打ち廻らせ給ひたるに因み、文化の頃天愚孔平といふ奇人が西國三十三所の靈場に札うち廻つた以後、彼の奇を街つて同じく西國三十三所の靈場に札打ち廻つた男があつた。彼は姓を池田名を勝躬といつた。麴町五丁目に住居するに因み、麴町五丁目何某と書くを省いて麴五吉といふ張り札を作り、寺社佛閣に貼り歩いて參詣の目印とした。彼の用ひた千社札は方今のその如く極彩色數度刷りといつた美しいものではなく、紙片に自筆を以て書いた至極粗惡なものであつた。しかし奇を街ふのは人情のしからしむるところであるから、孔平・五吉のあとをついで此の千社詣りが非常に時花ものとなつた。信心氣のあるなしかかはらず、これを眞似されば江戸兒の恥といつたような意味あひから、文化から文政・安政・天保と年を経るにつれて千社熱は高まりゆく一方であつた。さうした流行にかられて昔日の如き粗惡な墨書きの千社札は早くも廢れ、追追に新奇な意匠を凝らし人目を惹くような斬新なものが多くなつた。さてさうなると昔日麴五吉の貼りのこした墨書きの千社札は千社札中の奇購品とされ、非常な高價にて購はるるに至つたので、その貼札を剝がして渡世とするものをすら生じるに至つた。茲に掲記した麴五吉の千社札は『麓の花』の筆者、山崎美成氏が比較より坂本へ下る路の傍にあつた小さき社より剝し取つて保存し『麓の花』に所載したものである。圖示のごとくその始めは何れも自筆のもののみであつたのが、年を追ひ日を経るに従

つていつとなく美的傾向にはしるに至り、前述せる如く、斬新なる圖様を凝らす者が輩出するに至り、中にはわざわざ當時知名なる浮世繪師をわづらはし、木版數度刷になる美人の裸畫の千社札まで貼りまはる恥漢すらあつた。



かくして幾歲月を経るうち、年代を経た千社札が追追珍重さるるに至り、その以前麴五吉の千社札が奇購品視されたる如く、千社詣りにかこづけてこぞつて判しまはる者が出て、かかる惡習慣はその後益益盛んとなるに至り、弊害百出するに至つたので、お互ひ同好の者がよりあつまり、この弊風除去の目的から千社札交換會なるものが組織され、お互ひの札と札とを交換して、弊風除去の爲めに努める事となつた。その爲め千社札は層一層意匠が凝らさるる事となつて、今日の如き研美なるものとなつた。

つたのは誠に慶賀すべき事であるが、どの寺院にもどの寺院にも貼り場所がなくなつた千係からとはいへ、他人の名札の上に自分の大札を打つて貼りかくすなどの非常識に至つては沙汰の限りといはねばなるまい。方今に於いても千社詣りでは一向廢らず、繼ぎ竿を杖とし糊入れを腰とし札箱を懐中として、脚絆甲掛・千社札を貼り歩く風習は信心氣のあるとないにかかはらず盛んに行はれつつある。

日本遊戯史 畢

●日本遊戯史・奥付●

昭和九年六月十一日印刷
昭和九年六月十五日發行

定價六圓八拾錢

著者

酒井

欣

酒

發行者

坂上眞一郎

發行所

東京市牛込區攝町八
電話五二七九番
振替東京一八六九四番

建設社

6.12

印刷者 西川喜右衛門
東京市神田區小川町二ノ二
印刷所 秀工社
製本所 山田製本所

●有坂與太郎著●

日本雜祭考

昭和六月度名著被推薦書 定價三圓五十錢
菊判本文朱刷輪廓付美裝 送料 十四錢

日本玩具史

卷二全

昭和七年度名著被推薦書 定價六圓六十錢
菊判本文茶色輪廓付美裝 送料 二十二錢

泰西玩具圖史

世界屈指玩具名著の通譯 定價六圓八十錢
菊判圖版無數紅洋布美裝 送料 二十二錢

郷土玩具大成

卷三全

新書を際する待望の名著 (近刊)
新菊判圖版美裝釘綴美

●建設社刊行書●

有坂與太郎編輯・月刊雜誌

郷土玩具 美誌 美册

定價金三十五錢・一年四圓

●外山卯三郎著●

兒童畫の藝術學的研究

兒童畫研究新領域の指標 定價二圓五十錢
菊判朱色美布裝口繪多葉 送料 十四錢

造型美術概論

造型的な藝術の綜合美論 定價二圓八十錢
菊判獨逸裝釘參考書多葉 送料 十四錢

舞臺藝術論

演劇學と演劇法との研究 定價二圓五十錢
菊判獨逸裝釘美木三百頁 送料 十四錢

日本初期洋畫史考

平賀源内以前の文獻考證 定價三圓
菊判洋布裝參考書多葉 送料 十四錢

●建設社刊行書●

東京市牛込區攝場町
建設社
振替東京一八六九四

● 林 堯臣著 ●

日本語原學

故郷臣翁の漢語學研究本 定價 五圓
菊繪紺色洋布裝幀六百頁 送料 十四錢

● 石井廣夫著 ●

神祇古正傳

加藤玄智博士編纂の大著 定價 五圓
全三卷菊繪紺色洋布裝幀 送料 十四錢

● 建設社刊行書 ●

東京牛込區湯島町八
建設社
振替東京一八六九四

● 式場隆三郎著 ●

バーナード・リーチ

日本が生める英國の陶匠 特製定價十八圓
菊繪紺色洋布裝幀無比豪華版 並製八圓五十錢

● 關 街著 ●

西城南蠻美術東漸史

諸藝術の傳來と日本文化史 定價四圓五十錢
菊繪紺色洋布裝幀無比豪華版 送料 十四錢

● 建設社刊行書 ●

東京牛込區湯島町八
建設社
振替東京一八六九四

15225
✓

●岡 不崩著●

萬葉集草木考

卷一第

好評最著者必生の大著 定價 六 圓
菊列本文色刷輪廓畫藤木 送料 二十二錢

萬葉集草木考

卷二第

內容主目・玉簪考・若菜考 定價六圓五十錢
菟芽子考・牟漏能木考・等 送料 二十二錢

萬葉集草木考

卷三第

內容主目・百合考・萱草考 昭和九年七月刊
合歡木考・須岐乃木考・等 定價 未定

●建設社刊行書●

東京牛込區湯場町八
建設社
振替東京一八六九四

667
13

